

平成22年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集日時 平成22年9月22日(水) 午前10時00分

2. 招集場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

安江 清美	池田 滋彦	永田 起也	村上 直規
風間 勝治	高橋 憲二	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建設課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	鈴木 克人
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第45号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)	〃
議案第51号 工事請負契約の締結について(市営住宅建設(建築)工事)	〃
認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号 平成21年度知立市水道事業会計決算認定について	〃

午前9時59分開会

○永田委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第45号、議案第47号、議案第51号、認定第1号、認定第3号、認定第8号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第45号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○村上委員

それでは、議案第45号について、市の有料駐車場の指定管理者制度について質問をさせていただきます。

この件につきましては、指定管理者制度がスタートしたということで、知立市については平成17年の9月に条例を制定されて、その12月からこれスタートしていったという私の記憶の中ではそういうふうに思っております。

それで、そのときには国の方としましても民営化というところで指定管理者制度、そしてPFI、さらに市場化テストと、こういったところについて公の施設を民営化していったらどうだということで、知立市も平成17年度にこういったところに踏み込んでいったと。

当初この部分については指定管理者の1つの知立の市営駐車場が入っておるんですが、知立の市の11施設を指定管理者にできるんだろうかなということで検討され、さらに五つの項目に絞られていったと。今回の中でも西丘のコミュニティセンターもこの議案の中に入っておるんですが、五つのうちの二つが今回指定管理者の新たな指定をしていくという提案がされたわけでございます。

それで、ここで本来は私も本会議の中で質問したかったわけなんですけど、建設水道委員会に入っておるものですから、この場での質問ということにさせていただきます。

それで、そのときには今回の中でも指定管理者

の評価結果報告書というのが出ておるわけなんですけど、この5施設の評価結果が出たという話で私の方にもいただいております。その中で、有料駐車場と、協定額というのがずっと決められておまして、協定額、当初指定管理者になる前は知立市の純ということで市営駐車場からお金が入ってくるのが約5,000万円弱と。それからいろいろな経費も引いて、恐らく協定額が4,670万円というふうに決まったのかなというふうに記憶しております。

この5年間大成が3年、2年ということで、当初こういった部分については初めての取り組みということで、3年間の指定管理を決めた。その後2年間の継続をして5年間が経過したということなんですけど、それで、市の方の納入金ということでこの協定額が決められて、その5年間の中でこれがプラスになってきたというふうに今回の指定管理者の指定について、そういうふうに私自身感じておるわけなんですけど、この協定額に対してプラス要因という部分については、この指定管理者を受けたところが純利益として、これ以上に利益が上がった2分の1を市の方にさらに納めてもらうという条件つきであったというふうに思いますが、この辺の5年前からそのプラス部分がどういう状況になってきたかということをお示しいただきたいなど。かなり市に対しての財政的な面でこの指定管理者制度というのは助けていただいておりますというふうに思いますが、お答え願いたいと思います。

○土木課長

平成17年までは直営ということでやらさせていただきました。その後、5年間指定管理者ということで、当初は3年で追加で随契で2年という形で5年間の指定管理をやらさせていただきました。

当初の売り上げ等を見ますと、平成17年からすれば徐々に売り上げアップしている状況でございます。その要因と言いますか、そういった中身につきましては、先ほど御紹介ありましたように、民間のそういったノウハウの活用、それから、そういった売り上げ向上の改善策、そういったも

のが挙げられるかと思えます。

平成18年から平成20年まで順調な売り上げをもってきたわけですけど、平成20年の9月のそういった経済不況の中で、ただすぐには影響が出なくて12月に影響が出ております。それから平成21年度はずっとそういう状況でございます。

ですから、平成20年の12月までは順調にいろいろ民間ノウハウを使いながら売り上げ向上策を用いながら向上してきたという、その中には、月一度市との協議も重ねながらいろいろな手法を用いながら進めてきて、そういう順調な伸びを示させていただいてきているというそういった状況でございます。

○村上委員

今、御答弁いただきましたこの件につきましては、私の思ってたとおりのかなど。当初この指定管理を受けていただいて、初年度500万円ぐらいプラスになって、すごいなという感じを受けたんですが、今の指定管理を受けていただいております大成については、非常に高い努力をされておるなど。このときに私は一般質問をこの6月ですね、9月の条例前にさせていただいて、指定管理者というふうについては指定管理を受けていただいたころの市民サービスの向上だとか、施設の効率的な利用という部分でお話させていただいて、ぜひとも条例化して指定管理者制度を市としてやっていただきたいという話をさせていただいた覚えもでございます。

そして、ちょうど1年がたったころなんですが、また指定管理者の導入後の評価というのが市から出されるというお話を聞きまして、平成19年の9月の定例会の場でもこの点については触れさせていただいております。

特にこのときに五つの施設のことについて触れさせていただいたわけなんですけど、ここで市営駐車場という部分についての質問もさせていただいております。これは、市営駐車場の財産と、これは市の財産ですが、基本的に言えば市民の財産だよなと。これを利用料金が民間と同じ、もしくは高いということはどういうことだと。市民の財産

を市民が使うのにもう少し安価にならないかというふうなお話もさせていただいたというふうには。その点につきましては、やっぱり指定管理者を受けた民間のノウハウをしっかりと引き出していった、サービス並びに市民への還元率を上げるべきではないのかなという質問をさせていただいて、このときの御答弁が指定管理者より料金の改定の申し出がされた場合には、それを考えていきますよという御答弁をいただいております。

ここで少し市民サービスということでお伺いしていきたいわけなんですけど、そのときには私もこの質問をする前に大成の総務部長とお会いしてお話もさせていただきました。どういうことを考えておられるのかねという話もしたんですが、そのときには、知立の駅の市営駐車場に車をとめて名古屋へ出かける、豊橋へ出かける。そのときのデパートで何か買い物をしたときにはその割引というのかね、金額に応じての施設利用の割引、それから知立の当時はセントピアホテル、今はクラウンパレスになっておるんですが、ホテルを利用したときに料金に対して還元サービス、こんなことも取り入れていきたいねという話を私の記憶が確かならば、そんなような記憶も持っております。

この大成というのは名古屋の芸文センターの下の駐車場もしっかりやっておられて、非常に駐車場管理企業としては優良企業だなと。だから、その辺のところをすごく期待をさせていただいたんですが、今そういう観点からするとどういう状況なのかなというふうに思いますが、確かに立地という部分については知立と名古屋からかなり離れておる、豊橋からかなり離れておる、岡崎からかなり離れておるということで、立地条件が非常に悪いから、そこに対してのデパートの還元ということはなかなか難しいかもわかりませんが、その後のサービスの向上、市民に向けての還元という部分についてはどういうふうになっておるかお示し願いたい。

○土木課長

駐車場の利益につきまして利用者への還元というところでございます。これもアンケートとかいろ

いろ取る中で、皆さんもやっぱりそういったことを料金を安くしてほしいとか、何らか還元してほしいとかアンケートの要望もごきます。

そういった中で、大成の方で考えて事業計画としてあげていただいたのが名古屋市内、知立市内でもですけど、そういったところの百貨店等との契約駐車場の提携、それから市内の商店街もそうですけど、それとポイント制の導入、そういったようなものを施策として指定管理者の方で編み出してきていただいております。そういった方策をです。

ただ、デパート等のそういった契約駐車場の提携につきましては、平成19年、平成20年そういったことで試行錯誤されながらいろいろ交渉されながら名古屋市内の二、三件の百貨店との交渉に当たったわけなんですけど、名古屋市内の駐車場ではそういった提携をやっているが、名古屋市以外での駐車場の提携は今はまだ考えていないというそういうようなことで、現在断られている状況でございます。

ただ、それにつきましては、今後も経済情勢もこんなような状況ですが、いろいろ名古屋市内の百貨店の情勢もいろいろ変わってきておりますので、またその辺は今後も努力して、何とかそういったサービスも進めていきたいというそういう意向を現在持っておられます。

それと、ポイント制ということで、現在50円で1ポイントというポイントを設けて、それもリピーターの確保ということで、何回も何回も利用していただける方にそういったサービスをしようということで、これにつきましては、平成20年の4月から実施させていただいております。そのような状況でございます。

○村上委員

今、るる御説明がございました。そして、本会議の中でも質疑の中で、皆さんがいろいろ質問させていただいたということで、どちらかというこの件については、私自身が非常に奨励しております、素晴らしいことだなというふうに思っております。

ポイントカードがということで、私も知立の市営駐車場いろいろ使わせていただいております、ある日突然ポイントカードが出てきたということで、恐らくデパートだとかいろんなところがなかなか成し遂げられないというお話の中で、今、平成20年4月と言われたんですが、ポイント制を導入されていったと。

ただ、一つ思うのが、私もカード入れて、ポイントカード入れて、お金入れて、後でポイントカードが戻ると。このポイントカードの使い方がね、私もよくわからなかったんですよ。今御説明をお聞きして、少し当局の方にどうなるとのという話をさせていただいたら、ポイントカードがスタートしましたというチラシみたいなものがどうもあつたらしくて、私自身もこの辺が無頓着だったものですから何の興味も示さなくて、ただポイントがつくと。でも、これ何もらうのというのがよくわからなかったんですが、今御説明の中で、駐車カードだとか商品券がいただけると。これは指定管理になって素晴らしいことなのかと。

先ほどのアンケートという話、ちょっと話も飛んでしまうんですが、アンケートということも見させていただきますと、全体の中で駐車場が123人にアンケートしたと。その中で、満足が63人、ほぼ満足が25人、普通が27人と、これ素晴らしい数字が出ておるなというふうに思います。

というのは、これを足し算してパーセントで出すと、ほぼ90%の人が指定管理になって非常に喜んでおられるなというのがあります。中には、やや不満が1名と無回答が7と。だから不満がないんですね。ということは、かなり努力をされておるなということなんですけど、その中には、駐車場の中が非常にきれいとか、従業員の対応がいいという話があるんですけど、民営化になる前はどうかという話があるのかなという。民営化されて24時間1,000円ということもしていただいております。それは確かにいいことなんですけど、ここで指定管理者を指定するに今回も指定管理者の候補者の評価項目というのをいただいたわけなんですけど、一覽表で見て6社入札で大成がまた取っていったと

ということがございます。ここで事業評価点というAがございます。それから、あと評価点という部分をこれは書いてあるものがあるんですが、具体的にこれはどういう項目というのかね、どういう評価基準というのが採点されて、それで99.2というのが出てきたのかという部分についてお示しができればいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、これは逆に言うと反問権のない皆さん方ですから、こうだと、ああだということとは恐らく言えないと思います。両手縛られて議員の方から横びんた張られても手が出せないというような状況にある皆さん方なものですから、提案という部分で、きょうの部分はとどめさせていただくんですが、そういうことで、この辺のことについての事業評価点と評価点、それから、もう一点は、この指定管理が指定できたときに、今までの4,670万円というプラス部分が2,330万円出るんですね。この辺のところをもう少し研究されて検討されて実施に向けていただきたいのが、ここが市民に対する還元というところをどうされるのか。

それから、もう一点あるのが、前から大成の方につきましては自動支払機という部分については、自分ところの使い勝手のいいものをリースして、それを導入していきたいと。恐らくリース期間の一番短い部分については、我々民間でもそうなんですけど、そういうものは5年間と。3年、2年という中で、ほんとに次自分ところが指定管理になれば導入ということも考えられるんですが、今度初めて新たに3回目ということで、大成が取ったわけですね。今度は初めての5年間契約ということになるんですね。自転車の方は券売機とか自動支払機というのがかえられたというのはお聞きしておりますが、駐車場の方、車の方についてはまだかえられてないんですね。これを例えばリースということで新たな自動支払機にかえるときに指定管理を受けた大成の使い勝手のいいものにするのか、市のこいつを使ってくれという話にするのか、その辺のところの決め手というのかね、どういうふうに考えておられるのかということも

お聞きしていきたいなど。

これで質問3回になっちゃうんですが、何かこのままちょっと質問を閉じるという部分については口惜しいんですが、また後々の中でも皆さんのところに行って質問をさせていただいたり、御提言もさせていただいたり、そういうふうにさせていただきたいというふうに思いますが、やはりこの部分については、カスタマーサティスファクションというCSナンバーワン、顧客満足度ナンバーワンというのがございます。やはりあくまでもファーストプライオリティは市民の最優先課題ですね、最優先課題は市民に対してどう還元するかというところが僕は一番大事だと思うんですね。そういったところを担当部課、そして指定管理者全体に対してもしお答えいただけるのであれば副市長の方からもその辺のところも含めてお伺いして、3回になりますから私の質問を閉じさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○土木課長

まず、評点の理由ということですけど、評価項目の中にここに十数項目の評価項目があります。いずれもその申請者の申請書の内容から判断させていただくのと選定委員会において、プレゼンの中で申請者の方の会社の概要とか、今後の遺棄ごみとか、今後の方策とかそういったものを伺った中で決めていくわけなんですけど、私的には、特に利用者の利便性向上の配慮ですとか、利用促進を図る計画があるかどうか、そういったところなのかなと。

それと、会社自体がそういったノウハウが持てるんであるかというそういったところが主な内容かなということでございます。

利便性向上につきましては、いろいろな提案がございます。外的駐車場環境そういったことに対して方策は、例えば自動精算機の精算がしにくかった場合、混雑した場合、精算機に従業者がお手伝いをしていくですとか、一番は職員の待遇、そういったものも考えられるかと思います。本会議でもホスピタリティという言葉で待遇というそう

いった話をさせていただいております。そういった内容でございます。

また、利用促進の計画ということでは、いろいろ提案はございますけど、駐車場、駐輪場に対してもプリペイドカードを導入したらどうかですとか、駐車場の電子マネーというんですかね、名鉄のトランパスとか携帯電話もあろうかと思えますけど、そういったのを電車に乗ってきて、その券で駐車の精算ができるようにならないだろうかとか、そういったいろんな使いやすさの方策、そういったのが評価項目に入ってこようかと思えます。

2番目に、4,670万円で現在6,600万円ということで納入額が上回っているという形で売り上げが上がっている状況でございます。これにつきましては、先ほどのリースの話もあるんですけど、リースで5年切れると、切れたものについてのリース料が下がる。そうすれば指定管理料も下がる。おのずと売り上げが一定なら納入金も上がるというそういうような状況と、先ほどから申し上げておりますように、いろんな方策をもとに売り上げをどんどん上げてきております。そういった中で、指定管理料が下がっておるといような状況で納入額も上がってきていると、そんなような状況かと思えます。

ただ、経済不況がどこまで続くかということで、ことしの3月までは平成20年度を下回った売り上げでございます、そういった経済不況の関係で。ただ、ことしの4月から若干持ち直してきているという状況から、来年度以降、ちょっと楽観的な予測かもしれませんが、ある程度今までのような売り上げ、ほぼ95とか90とか、ある一定まで回復していけるんじゃないのかなというそういう予測が今現在は立てられる状況でございます。完全に景気が回復したということじゃなくて、駐車場のそういった利用者がまだ戻ってきたというそういう状況が現在はございます。

あと、自動精算機の更新でございますけど、平成16年に市が直営のときに借り上げまして、5年契約で平成20年までが5年リースということで、指定管理当初は3年ということで平成20年でちょ

うど切れたということでございます。

この機器のリース、これリース会社としては耐用年数というふうに言っておるかもしれませんが、一般的に駐車場のそういった機器について、こういったものが実際どれだけ残余命というんですかね、そういうものがあるのだろうかということで、これは大成の言い方なんですけど、駐車場経営しておる中で、今まで7年から10年それぐらいは使っているというそういう状況でございます。ですから、5年リース切れても毎年あとは1年更新になってきますけど、それにつきまして、使えるものは使っていこうと。故障が多いとか、住民に迷惑のかかるような機器につきましては更新していこうと、そういったことで平成21年、平成22年で設定させていただいて料金もこういうふうになってきておるわけですけど、今後、平成23年から平成26年までの5年間の指定管理につきまして、この機器をどうしようかということで、私の方では機器をかえるのにすごく準備期間が要るといふのと、今、現指定管理者でやっている中で、他の指定が入ってきた場合、その辺のその準備ができない状況もございます。それと、7年から10年ということになりますと、まだ8年目という形になりますので、状態として自動車の方の精算機はまだいいというそういう判断いただきましたので、平成23年は現駐車場機器すべてをそのままの状態ですべて使っていただく、使用していただくというそういうことで設定しております。

募集の要綱の中にも、ただ指定期間中に不具合が生じた場合はかえていってもらわないといけないものですから、平成24年から平成27年までの間にすべての機器を更新していただくという。ただ、平成23年は現在のものを使用していただく、そういうことで機器の方は設定させていただいております。

機種ですけど、現在は株式会社オムロン製の機器をリースしておりますけど、平成21年に一部リースがえしてますので、そういった機器との互換性をもてれば同等の機種で、現在の機種を使わなければいけないというそういう縛りはしており

ません。

それから、市民への還元ということですけど、いろんな指定管理者の民間活力によるノウハウと活用によることで利便性の向上が果たせれば、おのずと利用料金というんですかね、利用者もふえてく、そういったことで喜ばれる駐車場になるのかなと、そういったことが市民への還元に当たるのかなというふうには思いますけど、ただ、駐車料金の値下げとか値上げとかにつきましては、他の駐車場、駅前に駐車場4店舗ほどありますので、そういった駐車場との共存も図っていかなくちゃいけない。下げれば当然駅前で一等地で利用者はふえてくるんですけど、知立市全体の駐車場業としての全体を見た中で設定をしていかなくちゃいけないものですから、料金での還元ということは現在は考えておりません。利便性向上というところで還元していこうと、そういったことでございます。

以上でございます。

○清水副市長

地方自治法の改正により、公の施設を民間のいろんなノウハウを活用し、効率的な、また市民のサービス向上ということを目的として指定管理者制度というものができまして、私どももそのための条例を設置をさせていただいたわけでございます。

当初、公の知立市が直接管理いたします施設について、この指定管理者制度になじむのかどうか、そのことによって効率的な、また利用者のサービス向上を図れるか、そんな観点でもっていろんな施設を検討したわけですが、その時点では、先ほど来お話が出ております五つの施設について、平成18年度から指定管理者制度を導入させていただいたという経緯でございます。

この中の西丘コミュニティセンター、今回議会にあげさせていただいているもの、それから、福祉の里八ツ田、精神障がい者の小規模保護作業所、これらの施設については、その経費的な効果ということはもちろんあるわけですが、それよりもやはり施設を使って、そこの指定管理者たるかとれ

あワークス、かとれあ福祉ネットの皆さんでありますとか、福祉協議会でありますとか、西丘町内会、こういった皆さんが自分たちの活動の場、城としてそういった親しみを持って丁寧に、また大事に活用していただく。その中で、それぞれの団体の活動の目的を達していただくと、そんなようなことも含めて、これらの施設の指定管理者については評価をさせていただいているところでございます。

この施設、それからこの6月にオープンしましたふれあいいきがいセンターにつきましてもシルバー人材センターの方をお願いを新たにしているという6施設ということでございますけども、そういった先ほど申し上げた三つの施設については、そんなことも思っております。

文化会館につきましても、芸術創造協会をお願いをしているわけでございますけども、施設の効率的な管理運営はもとより、いろんな知立市の文化振興、知立市民のためのいろんな文化等のサービスと言いますか、そういった情報発信、そういったことも積極的に行っていただいている、そういったことでの評価も皆さんからいただいているところでございます。

今般、問題になっております有料駐車場につきましては、いわゆる民間同士の事業というのはたくさんあるというような駐車場事業でございますので、こういったものは特によく言われます公がやらなくても民間が十分機能を果たしてるんじゃないかと、そういう部分では有料駐車場については、そういった観点の中で市が直接管理運営をしなくてもいろんな民間の事業者の皆さんが優秀な効率的な運用されている例がたくさんありますので、民間の皆さんのノウハウをしっかりと取り込んでいただいた運営をしていただく方が、より市民サービス、利用者サービスにつながるのではないかと、そういうところが大きいかな。特に有料駐車場については、そのように考えております。

その指定管理者についても株式会社大成が3年、2年、合計5年今、経過をしようとしている。今回平成23年度以降5年間またお願いをしていき

いということで、今回議会の方をお願いをしているところでございますが、これにつきましても先ほど来出ております収入面の問題もございませうけれども、そういったことでの御努力も十分私たちも評価しているところでございますけれども、やはりもう一つは、例えば駐車場の駐車スペースというんでしょうかね、1台の幅を少しゆとりをもたせるとかいろんなそういうことも駐車場を管理されている経験に基づくノウハウ、そんなものの中で利用者のサービス向上についてもいろいろお考えをいただいてここにきてるのかな。そういったことでの利用者満足度というのもそれなりに維持をされているのかなというふうにも思いますし、もちろんポイント制の導入でありますとか、その他のことなどもいろいろありますので、そういった意味では指定管理者制度というものが一定の成果を上げているというふうに認識をしております。

そうはいうものの有料駐車場についても本会議でもいろいろ御指摘のあったところで、まだまだ今の現施設がすべて皆さんの使い勝手、そういったことの点ではまだまだ十分でない部分があるのかなという気もいたします。その辺は物理的になかなか解決できる問題とかそういうこともございますので、その辺は少し時間をいただく中で、しっかり検討をしていかなくてはいけないかなというようなことも思うわけでございますが、当面現時点で実施をさせていただいている中身については、今回評価を出させていただいているそういった中身で私どもの方も認識をしておりますので、現時点そのような指定管理者制度というものが成果を上げているというふうに理解をしております。

○村上委員

3回過ぎましたけど、お願いだけということで最後に一点つけ加えさせていただきたいなど。

今、土木課長の方、それから副市長の方も御丁寧にお答えいただきまして、ほんとにありがとうございます。

それでちょっと私の伝え方のニュアンスが違ったのかなというのは、やはり市民に対しての還元というところで民間ノウハウを利用して、これは

どちらかという大成にやってほしいなというようになちょっと答弁に聞こえたんですね。

協定額が4,670万円プラス今回2,330万円、来年以降は6,600万円ということで、例えばですが、これ提案です。お答えいただかなくてもいいものですから、しっかり考えていただきたいという部分については、例えば4,670万円プラス2,000万円出たと。プラス出たのは大成から半額もらいますよということでもらっておいて、それでにんまりしておるんじゃないくて、プラス2,000万円以上出たものについての半分は逆に市民に還元するだとか、利用していただいた部分に対してするだとか、市側として入ってきたものから何かできること、できる方策はないのかということを考えていただきたいなど。

例えば、これは手おくれですからそんなことは言いませんが、40周年のときに市営駐車場がこんだけ皆さんが御利用いただいて、こんだけのものが出ましたと。これに対してさらにプラス分が出ると思いますよね。協定額プラス2,000万円、それ以上のものについてはその半額を市民に還元するとかね、そういうものの考え方という部分を庁内の中で今後しっかり検討していただきたいなど。先ほども言ったように、CSナンバーワン、優先するのは市民だよということであれば何か出たものについては市民に全部とは言いませんよ、その一部。駐車場だって今度リニューアルだとか建てかえだとかつくりかえだとかせないかんもんですから、その備蓄というのは逆に必要かもわかりませんが、計画以上のものに出たものを、向こうが利益が出たら半分取るぞと。知立はそれ以上の利益が出たら国庫に入れてほくそえんでおるとのことじゃなくて、それも市民に還元してあげようねと。非常に難しいことだと思います。あの人に還元して、この人に還元できないということじゃなくて、平たく皆さんにきちっと御報告ができて、還元ができるものがあればいいのかなというふうに思いますので、御検討を庁内での検討、何かいい方策を見出させていただくことをお願いして質問を閉じさせていただきます。

以上でございます。

○安江委員

一つ土木課長の答弁につきましてお聞きしたいんですけど、機器の更新のところで、ちょっと私聞き取れなかったのかもしれませんが、平成23年度においては準備期間がなくて更新できない。平成27年度からは大成がやられるというようなことをおっしゃったように思いますが、そこをもう一度はっきりお聞かせ願えますかね。

○土木課長

機器の更新ですけど、先ほど言いましたように、耐用年数とかその辺の話で、まだ7年から10年ぐらい、一般的にはリース期間5年を過ぎてもまだ10年ぐらいはもつだろうという、一般的にそういうふうにはリース期間が過ぎてもそれを使っている駐車場が多いということを言ってみえます。

なおかつ、現駐車場の精算機につきましては、現在は重立って市民サービスの低下を招くような故障とか障害はないということで、まだ使えるということで、平成20年で5年リースが切れているんですけど、平成23年は8年目になるんですけど、まだ使えていけるからそれをできるだけ使えるものは使っていこうということなんですけど、だから平成23年もまだ使っていこうということでございます。

指定管理料も市への納入額も応募の6、4で60%を占める大きな要因でございますので、指定管理料を納入額を見定めるときに、指定期間中にいつかえてもいいよという話だと一定の条件に当てはまらない。だから平成23年は現在の5年リース期間中のものもありますし、1年更新のリース機器もありますし、そういった形で現在使っている機器をそのまま平成23年も使っていただくという。そうすれば応募者全員が統一できますので、そこから市への納入額の判断ができる、そういったことで平成23年は現有を使っていこうと。平成24年、平成25年で10年ぐらいきちやいますので、恐らく故障もきつと出てくるだろうと、不具合も出てくるだろうということで、それは機械の状況を見ながら指定管理になった方が平成24年から

平成27年の間に更新、それはいつ更新していただいても状況は見ながら更新してください。平成28年から更新するじゃなくて、新たに指定管理者になった方が平成24年から平成27年までに更新していただきたいと、そういったことでございます。

それと、準備期間云々という話は、やっぱり設置して新しい機械に切りかえるときに準備期間が1カ月ほど要るそうなので、その辺、現指定管理者がやっている中で新しい指定管理者がどういう機器を持ってくるかわからないという状況もありますので、平成23年は現有機器を使っていただくというそういったことで応募の条件とさせていただきました。

以上でございます。

○高橋委員

お尋ねする前に、ちょっと委員長に議事進行について発言をしたいんですけど、先ほど村上委員の御質問の中で、答弁する職員には反問権がないので、びんたを張られてもいたし方がないというか、抵抗ができない旨の発言があったと思うんですが、これは少し事実とも現実とも違うし、無抵抗な職員を議員が議会が何か暴力的に責めるようなニュアンスを与えるというふうに思うんですね。率直に私そういう意味では、村上委員の発言の撤回を求めたい。そのことをまず委員長にお願いしたい。

○永田委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員

実際に理事者側については反問権がないということで、先ほど述べました例えばの例を出しました。この件につきましては、バトルをした場合に、相手の両手両足が使えないのに、それに対してびんたを張ると、こういうことについてはふさわしくないということで撤回をさせていただきます。

ただし、職員については反問権がないというこ

とで、その反問権がない人に対するの質問という部分については、どちらかというと提案型の質問をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

○高橋委員

撤回をされたのでね、ぎりぎりの担保はされたのかなと思うんですが、反問権とおっしゃるんですが、きょうの議案は理事者側から提案されておる議案に対して我々が質疑をするわけです。反問権というのは一般質問等の場合に反問権を認めたらどうかという全国的な議論があります。一般の質に対して反問権を認めている例はないと思うんですが、議会事務局長おわかりだったら答弁をお願いします。

○議会事務局長

私の知っている範囲では、本会議一般質問についての反問権という言葉自体をあまりうたっている条例というのも実際には少ないかということは思っております。

委員会についての中では、ちょっと私の認識不足かもしれませんが、そこまでは理解をしておりません。

○高橋委員

議員というのは市民を代表して二元代表制の一端を担って、当局がやろうとされている施策について必要な議論を展開する。その中には、やろうとされている施策に対する批判もあれば、また後押しをし、大いに頑張ってもらいたいという激励もある。場合によっては提案もあるし、全面的な否定もあります。これはものによって、ケースによって施策の内容によって異なるわけでありまして、それを我々が市民の立場に立って、みずからの政治性に重ね合わせながらどのように対処するのかというのが議員の任務であり仕事だというふうに思います。

したがって、特に今回の委員会では、出されておる案件についてそれを深めていく。問題点があるならこれをただしていく。具体的にいえば株式会社大成の指定管理者5年間がこれでいいのかどうか市民の立場でただしていくということですから、

その対応に不十分さがあれば厳しく場合によっては指摘せざるを得ないというのが議案質疑だというふうに理解をしておりますので、ぜひ委員長、そういう形で委員会を運営していただきたい。委員長の考え方を求めておきたいと思います。

○永田委員長

ただいま質問に関して確認なりいたしました。

今回条例についての案件ですので、それについてちゃんとした議事進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

反問権については、後日調査いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

それでは、議案の中身に入らせていただいております。

本会議でも出されましたが、選定の方法、採決結果の一覧表が示されておりまして、事業評価点並びに評価点ということで二分された評価をされております。中心は営業成績、知立市への納付金を幾らにするのかということが本会議でもどうやら中心的な業者選定のポイントだということが明らかになりました。

ただ、きょういただいた資料によりますと、平成23年度においては大成が市への納付金が7,000万円で最も多い。その次年度以降も納付金の額としては6,600万円を計上されておりますので、他の5社よりもそれぞれ高くなっていますが、私ちょっとここで注目したいと思うのは、納付率の問題ですね。つまり入る料金に対して市へ幾ら納付するのか、業者が幾ら取るのか、指定管理料、そして市への納付金、この二つで歳入が構成されるわけですね。歳出になるわけです。

それで、きょういただいた資料を電卓で先ほどたたいてみたんですが、A社というのがあります

ね、大成とA社を比べて、B社、C社、E社はちょっとその意味から論外になるわけですが、対象の企業体とは言いにくい結果が出るわけで、ちょっと割愛しますが、例えば大成の場合、5年間の市への納付金が1億1,460万円、単年度で6,680万円、これは5年間の平均58.29%になります。収入に対してね、その反対側が指定管理料になります。A社の場合は5年間の市への納付金が1億660万円、単年度は6,542万円。市への納付金の率が61.36%。もう一回申し上げますが、株式大成の5年間の市への納付率の平均が58.29、A社の場合は市への納付金の納付率が平均で61.36、こうなるわけですね、きょういただいたものを電卓ではじきますと。

つまりA社の方が与えられた収入、料金を徴収して、それを納付金と指定管理料で分離する場合に、市への納付金が高い、こういう結果になるわけです。

ただ、収入見込みが小さいので市への納付額が大成の方が4年間の合計で若干上回ります。総収入が4,000万円ほど大成が高い見込みになっております。市への売上金が納付金が大成の方が若干高い。6,680万円に対してA社が6,542万円ですから、その差額は小さいわけですが大成が大きいと、これで決まったということでしょうけども、この納付率などについては具体的な検討や検証はされなかったんでしょうか。

○土木課長

確かに利用料金と納入額、指定管理料、そういったものが各申請者で自由に設定ができます。私の方で納入額について、それを最大限のポイントに評価にさせていただいております。納入率につきましては、売上げが多ければ多いほど今、利用料金の設定が低かった場合、売上げが多ければ多いほどそちらの方の納入額2分の1プラスされますので多くなるわけなんですけど、ただ、今こういった経済不況の中と、先ほどは若干持ち直してきたという話をしましたが、依然不透明なところもあります。そういった中で、市の納入額が確実に担保できる、そういった意味合いから、

納入率ではなく納入額で判断させていただこうということで検証はさせていただきましたけど、そういった形で担保される、売上げが上がっても下がってもその7,000万円は担保されると。そういうことの形になりますと、その納入額でA社につきましては6,370万円ということで、売上げが上がらないとA社は上がっていかないというそういう状況になりますので、ここで市として確実に担保ができるという中身の中で納入額そのものの中で判断させていただきました。

○高橋委員

おっしゃること一理あるというふうに思います。すなわち、答弁がありましたように、駐車場がはやろうがはやろまいが市に納付するお金、これをオーダーするわけですが、これでカード切るわけですから、業者は。だからいろんなことがあってお客さんが十分入らななかった、水揚げが少なくなるといっても、みずからの指定管理料を減らしてでも市の方へ納付しなければならぬと、こういう契約になっていますから、納付額が多い業者と契約することは、その額を担保できるという点では、市民の財産を有効に使うという点で一理ある。

ただ、検討に値するんじゃないかと私は思うのはA社なんですよ。A社の場合は、市への納付額が一月当たり大成と380万円違うんですね。380万A社の方が低い。しかし、大成並みに売上げを見込めば、その半分は市の方へ納付するわけですから、4,000万円の差がありますから2,000万円4年間で入ります。そういう意味でいうと、A社の方が大成を上回って結果的に市の方へ納付額がふえると、こういうことになるでしょう。この実態いいですか。そうなるかならないかはともかく、この仕様書から見ると、そういうことが読み取れるということについてはよろしいですね。

○土木課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

だから、とりわけ平成23年度7,000万円で大成は突出したと。そして、先ほどリースの契約期間

をいつにセットするかは平成24年から平成27年の間で指定管理者の意向によってやればよいというようなこともありますので、そこに若干のノウハウなり対応の違いが料金収入や、とりわけ指定管理料の管理に影響があることがわかるんですが、私は、事業者の継続性を否定するものではないけれども、今言ったA社のような、どこの会社か知りませんがね、納入率を高く見込んでいる会社については、それなりに注目しておいていただきたいなど。企業が変わったから売上げが大幅に変更するという立地ではないのではないか。もちろんサービスその他は継続してもらおうということは前提だろうと思いますが、したがって、市への納付率が高いというA社については、今回指定管理者にならんかったけども、やっぱりそれなりの視点、それは一程度評価する価値があるのではないかと、私はそんなふうに思うんですが、最終的には大成に決まったんですが、もう一遍そのあたり、納入率をこのようにセットされたA社についての考え方どうですか。

○土木課長

やはり市への納入額として完全担保されるそういった金額に基づいてやっていくべきかなと。納入率もはじいてはおりますけど、逆転しとるなというのを大成と同じ利用料を得た場合は逆転するような状況も出ます。

ただ、その辺のもし景気が持ち直さなかった場合、それが逆にその市に損害を与えるような状況になりますので、現在担保される納入額方式という形で私の方は進めていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

だから私それを否定しておるわけじゃないけども、A社のような立場で取り組んでいるところもある。結果的には納入率が高い試算が出ていると。これはこれで今回選定から外れたけども、この視点は非常に有益な視点ではないかということをお願いしておるんです。A社にせよということをお願いしてはおりん、この視点も大事ではないかと。結果的にこの業者のAになった場合に売上げが大

成と同じ試算程度に売上げがふえれば2分の1が市へバックするんですから、結果的にA社の方が市への納付金がふえると。これは結果論なんですけど、ふえるということにつながってくるので、ここはちょっと私、注目して申し上げております。その点が理解していただけるかどうか、言っておる視点が。どうですか。

○土木課長

言われることはよくわかります。A社の方につきましては、そういった納入率というのがすごくいいということで、こういう方のノウハウとかそういうのも今後は注目していかないかなというところは腹に据えております。

それとあと、そういったこともありますけど、事業評価点、納入点、そういったもので確実な形で今回は選定させていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋委員

なぜA社が大成以上に市への納付率を高くできるのか。ここはお互いに学んだ方がいいと思うんですね。市が直営でやっておるわけじゃないから関係ないよということかもしれないけど、学んだらいい。そこには何かあるはずなんです。納入率を高くできるというのが。たまたま売上げの金額が低かったからね、大成よりも。大成は継続して5年間既にやってみるので自信もあるでしょうし、何とか引き続き知立でという思いもあったかもしれませんね。そういう前向きな姿勢が設計書に反映したかもしれませんが、そうでないA社が先ほど言ったような状況になっているということについては、学び研究する価値があるというぐあいに思うんです。これは答弁いいです。

もう一つの視点は、指定管理料をどのように適正化として認定するかということです。今の場合ですと、言い値で指定管理料を認定している、こういう理解でいいですか。

○土木課長

業者の言い値といいますか、年間利用料につきましても想定していただく話になります。そんな中で、納入額を決定していただくと残りが指定管

理料という形になります。

ただ、指定管理料はただ漠然と指定管理料という形ではなくて、一定の私の方の募集要項と仕様書、そういったものはございますので、それに基づいて参酌した中で指定管理料をセットしていただくような形になるかと思えます。

○高橋委員

だから収入から市への納付金を引くと、否が応でもこれが指定管理料になりますね。これは指定管理料という名前をつけなくても業者の取り分になりますよ。格好よく指定管理料と名前をつけておるけど業者の取り分。そこから業者はシルバー人材センターへ今回は2名でしたか、管理の人材派遣をお願いをする。先ほど言った駐車機器のリースを払わなきゃいかん。電気料がある。それをずっと払っていくと業者が幾ら取られるのかそれはよくわからんけども、そこは業者の試算の範囲でよしとすると。問題は、市へどんだけ納めるか、その納める量を今回6社で一番金額の高いところ、すなわち入札でいえば一番低い業者に落札するんだが、本件については一番市への納付金の高いところにセットして落札をしたと、業者を決めた。あとのソフト面がありますけども、そういうことだと思うんですが、大成というのは6社のうち2番目に指定管理料が高いんですね。あまり業者のもうけを突いて、もっと出せ、もっと出せという議論は単純にそこをやればいいというふうには思いませんけども、その辺はどういうふうに考えてみえますか。指定管理料が2番目に高い。

○土木課長

指定管理料につきましては、業者サイドという形のなるかと思えますけど、ただ、一定の条件についてはクリアしてもらわないけないということで、現在使用機器につきましては、その賃借料というのがこういう状況になります。それからシルバーにつきましては、2名以上の常駐ということと、各法令、最低賃金ですとか、各種法令をにらんで、そういった形で算出していただき、不明な場合はシルバーと協議して算出してくださいというそういうことにしております。

そういったことと、それから一番高いという話ですけど、その他という項目が本部管理料という形と一定のものが入っておるわけですけど、それがこれを見てもみますと、今まで大成はそういった状況の中で大成自身の社員もみえる。それから大成本社でのいろいろ管理業務もやっている。そういったところの中から試算されて、あげておられるのかなというふうに思います。

ただ、平成21年度につきましては、本部管理料につきましては納入額が6,600万円と決まっておりますが利用料が激減しておりますので、その分、本部管理料の方から補てんしておりますので、そういったような状況も踏まえた中で出されているのかなというそういうふうな状況で、べらぼうに高いとか安いとかそういうことではないように感じております。

以上です。

○高橋委員

これずっと需用費と役務費と委託料と使用料及び賃借料、その他と旅費もありますけども、6項目に指定管理料の内訳が出ているわけですけども、需用費というのは光熱水、これは大体各社多少ばらつきがあるんですが、役務費も各社そんなに大きな違いがない。委託料がこれはシルバー含めてのものでしょうかね、1,000万円強。使用料、賃借料これがリースでしょうね。大成は平成24年度にリースを更新、A社も平成24年度で更新、B社も更新、C、D、Eは更新せずと、こういう仕様になってるようですね。

今おっしゃったその他、ここにかんがりのばらつきがあるのではないかと、こういう思いがあるのですが、これはもう一遍、本部要員の人件費ということですか。さっき後段で平成24年度で繰り入れたとか入れなかったとかおっしゃった。よくわからなかったけども、そのやつをもう一遍答弁してください。

○土木課長

その他につきましては、本部管理費ですね、それがメインになるわけですけど、それとあと、福利厚生とか雑費というのが入っております。

先ほどの本部管理費の方から補てんする、その他の方から補てんするというようなことを言いましたけど、指定管理料の方から補てんするというそういうことになるかと思えます。納入額は変えられないものですから、売り上げが下がった場合、納入額も指定管理料も下げればいいんですけど、納入額は変えられないものですから、納入額が下がる分は指定管理料から補てんすると、そういう意味合いで言い方が悪かったかもしれませんけど。

○高橋委員

一応理解をします。

それでね、もう一つ聞いておきたいのは、料金から自転車も含めて全部この指定管理者がお金を扱うわけですね。これは監査でもするんですか。幾ら料金があったのかというのは、どこで検証するんですか。

○土木課長

最終的な事業報告書の中にその売り上げですとか帳簿類、そういったもので監査ができますし、その辺で事業者側を私の方でチェックしております。

それと途中においても月例報告というので月一度の報告会を設けております。そういった中で事業の内容、収入、支出の関係、そういったのも報告を受けております。そういった中でチェックをしながら最終的には事業報告書でチェックができるというそういう形になっております。

○高橋委員

契約書どおり事業が履行されているのかどうか、これは大局できちっと見なきゃいけないね。あるいはシルバー人材センターの必要な人件費できちっと契約されているのか、その人材がちゃんと担保されているのか、それはもちろん見なきゃいけないけど、月々の料金の売り上げがどのようになっているのか。現場で直接携わるわけじゃない。もちろん相手も会社ですし、お互いの信頼関係の上でやるんですが、その辺は大丈夫なんじゃないか。

最終実績報告、すなわち決算に等しいものをいただき、月例でそれぞれの指標を提出してもらっ

ておるといことですか。それは、だれがチェックされておるんですか。

○土木課長

月例の報告会では、担当課の方でチェックさせていただいております。

○高橋委員

年間実績は、どこでチェックするの。担当課でどの程度チェックされておるんでしょうかね、私よくわからんけども。別に疑っておるわけじゃないけども。どこの係がどういう体制で、どの程度のチェックをしているのか。あるいは最終的な年度の実績報告については担当課だけでいいのかどうか、このあたりどうでしょうか。

○土木課長

月例ではその月々のきちんとしたチェックは領収書だとか契約書だとか、契約書はあるものはあるんですけど、領収書とかそういうものがあるもので、月例ではきちんとしたチェックはできませんけど、大まかなチェックということでございます。

最終的な実績報告書につきましては、報告書に基づいた金銭出納帳とか通帳ですとかそういったものとか、シルバーとか大きなものについては契約書もございますので、契約書類のチェックですとか、契約書類は当初に組んでますので、それではチェックできますけど、最終的にはそういった形でチェックさせていただいております。

そういうことで土木課建設企画係が担当係でございます。そういった今、職員が係長と担当という形の中でチェック体制という形にはなっております。最終的には私の方へ上げていただいて、市長決裁まで上げるという形になります。

○高橋委員

駐車機器で最終的な駐車実態というのはチェックできるんですか。

○土木課長

駐車機器につきましても駐車機器一覧表ということがございますので、そういった台帳等でチェックができます。それと5年リースにつきましては、途中で指定管理者が変わるといけないので、

市の方も立会人という形で加わった中で契約等結んでおります。

○高橋委員

ちょっと私の質問が不十分だったかもしれませんが、料金徴収機器、駐車機器というのがありますよね。あの危機にそのデータが打痕されて、そこでちゃんと領収書の機能を果たしているのかどうかということです。

○土木課長

データにつきましては、その機器からパソコンの方に送られまして、入庫、出庫のデータ管理ができます。

○高橋委員

もう一つ聞いておきたいんですが、本会議でも中島議員からありましたが、1階利用者がアウトの機器に駐車券を入れる、あるいはあらかじめ精算しておいた精算券を入れるという行為をもってタラップが開くようになってますよね、タラップというか棒が開くようになって、車がアウトできるようになっておるんですが、とてもやりにくいと私もそう思うんですが、本会議で答弁がありましたけども、もう一度お答えいただきたい。どうされるんですか。あるいは現在の認識はどういう認識でしょうか。

○土木課長

私も一度やってみたんですけど、そばへ寄れずにドアを開けて、おりにて精算したようなそういったケースがございます。アンケートからも精算がしにくいという御要望もございます。

ただ、本会議でも答弁したと思いますけど、物理的に改良が可能かどうか。今非常にそういう実態がわかっておりながら現在の状況になっておりということからしますと、私も現場を見ておりますけど、今そこに身障者用の反対側に駐車場がありまして、非常にスペースが狭いということになりますので、大回りするということが非常に難しいなど。しいていうならば身障者用のスペースを違うところに移動すれば、そういったことが可能かなと思いますけど、身障者用のスペースも一定のスペースが要るものですから、どこでもいいと

いうことでもできないもので、今それを利用するというのも難しい。また、移動したからといってそういったことが可能になるのかなど、そういったことも非常に難しい。

そういったことから今、混雑時には精算のサポートということで1人ついていただくようにはしておりますけど、ただ、そういった方がみえないときにはできないということで、もう一度検証はしてみたいと思いますけど、今後の課題にさせていただきますたいと思います。もしできるような状況が生み出せるようであれば改良していきたいなというふうに考えます。

以上です。

○高橋委員

駐車機器のリースを大成の資料によると、平成24年度にリースをかえたいという計画になってますね、これを見ると。

ということは、あの駐車機器を取っ払って別な機器を据えるということを含むんですよね、リースをかえるということは。ものがかわるということでしょう。そのときにどっちみち新しくされるわけですので、どんなふうになるか私、詳しいこと全くわかりませんが、据えつける場所や駐車機器、料金機器の容積、形等によってそこが対応できるかどうか、この検証と検討は当然必要ですが、どういう機器にするのかもまだ決まってないわけですし、そのあたりとの関係で機械としては平成24年度、しかし、ちょっと遅いわねという感じがしますが、どうですか、そのリースの変更も含めて、どんなふう感じられます。

○土木課長

リース機器につきましては、今大成としては平成24年に変更していこうというふうなふうに考えて申請されたように思われますけど、使い勝手が悪いからあの駐車場はやめようというようなお客さんが出てきてもいけませんので、その辺のことをよく大成と話をして、大成が決まれば大成に話をして、その何らかの機器更新のときの改良もしくは事前に機器更新以前にもそういった改良ができるかどうか、その辺は一度協議していき

いというふうに思っております。

○高橋委員

最近、スーパーの駐車場でも病院の駐車場でも、あるいは葬儀場の駐車場でも安心して車を停車できるというふうに二重線になってますがね、お隣さんとの関係が。大体昔は一重線でね、ドア開けると向こうの車体にぶつかってしまうような高度な技術が必要な駐車場が多かったんですが、それではお客さんがなかなか来てくれないということで、今、二重線でね、しかも太目の二重線が引いてあって、安心して、斜めになっておいても十部に対応ができるみたいな形の駐車場があちこちに増加している。高齢化を含めた対応だと思うんですが、知立の駅前駐車場というのは必ずしもそうっていない。ちょっと延長の長い、ボディの長い車ですと、なかなか後ろへ下がるにも心配するということがあるんですが、それはそれとしまして、料金徴収の最後のアウトの行為に課長も答弁されましたように、ドアを開けて外へ出なきゃいかんというのはね、これは最大のサービスへの配慮不足というふうに申し上げてもいいんじゃないか、そんなふうに思うんですね。当面例えば1人つけて、あの駐車券を手を取ってもらう。名鉄協商の駅前はどうやってみえるんじゃないですか。あそこの駐車場は、手が届くかどうかは私知りませんが、係員がチケット受け取って精算してお帰りなさいと。だから時々迷ったりしますよね。しょっちゅう使っていないと、どの穴へあれを入れたらいいのか迷っちゃいますがね、これまごまごすると。後ろから車が来ると場合に困っちゃいますよね。この駐車場使いたくないなと、こんな思いもある聞かせていただいているので、何らかの方法でドアを開けて外へ出なければカードが入らないというような措置だけは改善していただきたい、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか、もう一度お答えいただきたい。

○土木課長

協議させていただきます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について挙手により採決します。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

市営住宅の建設についてお伺いします。

いただいた資料に、10社によって応札がなされたということ。

失礼しました。

○池田滋彦委員

端的に一つだけお伺いしたいと思います。

公園緑地の件で、8款土木費都市計画費の中の004森と緑づくりの事業費で155万円載せてありますが、少しこの内容を教えていただきたいと思えます。

○都市計画課長

あいち森と緑づくり事業の件に関して御説明させていただきます。

このあいち森と緑づくり事業というものは、県民の参加緑づくり事業というものでございまして、予定しているところが新池緑地、これは地域住民の参加による緑づくり活動や体験学習を実施するために現場では植樹祭とビオトープをつくる予定をしております。

○池田滋彦委員

このあいち森と緑づくりですが、知立市の直接の事業としてほかに何か行われることはあるんですか。全くない。県の事業として行われるだけで、直接大きな事業というものはあるのかどうか教えてください。

○都市計画課長

ちょっと説明不足の部分がありまして、これはあいち森と緑づくり税というものがございまして、愛知県の方で県民税プラス500円というものになっています。

そして、このあいち森と緑づくり事業で、この新池緑地でやるわけなんです、住民の方を対象にして、おおむね延べでいうと100人程度の参加を願って、補助としては愛知県の方の基金が積んであるものですから、その10分の10、100%補助で実施するわけでございます。この事業を使って今年度やるのは、このあいち森と緑づくり事業、新池緑地と、あとは公民館の方で草花教室、これも延べでいうと20人なんです、これも100%補助、公民館の教室を借りて参加者を延べでいうと20人程度募集して草花教室を開いて、公園等で愛護会がございすものですから、そちらの方を対象にして、その技術を持ち帰ってもらって、また愛護会のメンバーの中に継承していただくというのが目的でございます。

○池田滋彦委員

あまりわかったようなわからんような、失礼ですが。実は、本会議でも公園の中で木が大変茂ってしまって伐採したらどうだという話も出ておりました。この話と森と緑ということになると逆の話になってしまいますが、そこら辺の見解はどういうふうにお考えかお聞かせください。

○都市計画課長

このあいち森と緑づくり事業というのは、県の方の基金でございまして、1年にすると恐らく年でいうと22億円程度です。それを愛知県として基本的には今、山の方が非常に荒れておるものですから、それを金額の比率でいうと7割から8割を投入して決まっているのは5カ年です。それをまた5年たった時点で県の方はどうするかというこ

とになるんですが、恐らく5年の更新をしていくであろうと。これは10年の事業になるのではないかと思います。

それで基本的には、あいち森と緑づくり事業というのは、緑をふやす方を目的にしておるものですから、伐採だとかそういったものに関しては補助金としての投入はございません。ですから、ちょっと委員のおっしゃられる非常に公園が茂ったりだとかそういったものに対してのそのお金を投入すると、補助金を投入するというふうには考えておりません。別に切り離すような形になります。

○池田滋彦委員

いわゆる観点を変えれば里山づくりのような感じの事業になると思いますが、私の言いたかったのは、この項目だけ見るとそういうふうに見えたものですから質問させてもらったんですけども、実際は里山づくりとか山の方で緑をふやすという観点の話になるということになるわけですね。

そこでちょっと本会議でも公園の緑について出ておりましたけど、市内大変公園がたくさんありまして、樹木も大分育って大きくなっているという話がありましたが、もう一度考え方の中で、公園の剪定、木の植樹を見た公園の管理について行政側からどういうふうに見ておるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○都市計画課長

公園の緑に関して、少し前は緑を大事にするということで、剪定だとか木を倒すだとかそういうものを慎んでまいりました。

しかしながら、時代の波と公園の近所に住んでみえる方たちのことを思えば、秋による落ち葉そういったものもあるものですから対応していかないといけないというふう考えております。

それで剪定をやるということでございますが、何せ知立市の公園は昭和40年代からずっとありまして区画整理事業に伴って公園等ふえてきたわけなんです、それから大分たっておるものですから、木の方もかなり成長しております。それを一気にやろうというふうには思っておるんですが、剪定に係る事業費が非常に膨大なものになるもの

ですから、それは区の方からの要望、そしてまた、公園担当者の判断によって順次適時に対応していきたいと、このように考えております。

○池田滋彦委員

もう一つお伺いしたんですが、剪定もさることながら、公園の木が成長しすぎて根が張って排水を壊してる部分がたくさんございます。現実的に私も確認させてもらいましたが、根が排水のためのコンクリートを持ち上げて全く排水ができていないところがありまして、こういうところの対応は今後きちっとやっていただけるのか、それともそういう確認はちゃんとしていただいておりますのかどうか教えてください。

○都市計画課長

当然木がどんどん成長していけば、その根も同じように成長していくわけでございますので、昔、寸法的には小さい木を植えたんだけど植樹帯も見ましたが、その関係で、かなり20年、30年だとかそういうふうに歴史的に考えますと根も相当量ふえるものですから、近くの排水施設に関して排水管においては根がその管の中に入っていくとかそういうこともあるものですから、我々も今、公園パトロールの中でその辺のチェックをしておるわけなんですけど、そういったことも踏まえながら、また我々が目の行き届かない部分もあるものですから、それはその地区の方たちからの通報だとか情報をいただければ、それに関して現場を担当の方から見させていただきまして、それも適時に対応をしていきたいと考えております。

○池田滋彦委員

もう一つ牛西線の県道沿いですが、西中から国道1号線まで抜ける早い話が谷田地内ですが、あの地内が区画整理で終わって20年たちます。20年たつとやっぱり地盤が沈下するのかわかりませんが、歩道の傷みが大変ひどくて、その一因となっているのは木が根で歩道を動かしている部分がたくさんありますので、こういうところはきちっと検証していただいて直していただくのがほんとうじゃないかなと思ったんですが、住民から

の要望がなければそれはわからない部分もあると思いますけども、区画整理が終わった後の20年後というのは地盤がひどくなるのが現状20年という期間がほとんどだと思いますので、一度こら辺の確認もしていただいて、樹木との関係もあると思うんですが、検証していただきたいんですが、いかがですか。

○土木課長

今お尋ねの箇所につきましては、牛田町西中線西中インターから新幹線までの市道牛田西中線のことだと思います。あれにつきましては、昭和59年から築造しておるわけですけど、谷田の区画整理事業にあわせて築造しております。植栽もあわせてそのときにいちようを植えさせていただいております。

現在いちようの育ちはあまりよくないんですけど、一定の大きさになっている、そういったことで歩道を傷めてるとか、自然沈下とかそういったものもあるのかなど。そういうことであれば、それとその当時の歩道のつくり方が乗り入れ等が段差が少しあるということで、現在のバリアフリーにマッチしてないというようなところもありまして、少しずつ直してはおります。また、地元の町内の土木要望そういった中でもいただいており、要望箇所は順次直させていただいております。

また、危険箇所につきましては緊急に修繕というような形で対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○池田滋彦委員

では最後にもう一つだけ、樹木を公園に植えたあと、その大きくなった部分ですが、切ってはならないということはありますか。例えば公園の中で、この木はほんとは切ってほしいんだけど思っている、それは緑地の関係もありまして切っちゃいけないということがあるかどうか教えてください。

○都市計画課長

基本的には公園の中の木は切ってはならないというふうには考えておりません。

あまり担当としては、緑を保存することも考え

なくてはいけないものですから、極力確かに切るのには控えたいというものはあります。

しかし、近隣の方だとかそういった周りの方のことを考えれば、我々が率先して切るということはありませんが、地元の方から区長等を通じてこの木はこれこれこういう理由で非常に迷惑をしているというふうな要望があれば、それなりに対応をしてまいりたいと思います。

○池田滋彦委員

もしそういう事態がございましたら、また対応していただきたいと思いますが、最後にもう一つ、神社という観点から他市でも結構あるんですが、神社に公園がつくってあるところが結構ありますが、この神社の中の公園についての考え方というか、確かに今ある公園はいいんですが、この先にもし公園をつくってほしいというような話が出た場合に、神社はどういう考えで進めていけるのかちょっと教えていただきたいんですが。

○都市計画課長

今、委員がおっしゃられることに関して、特定する神社というものはあるんでしょうか。

神社にということでございますが、市の方の考えでは、例えば借地公園という制度がございますものですから、そういった制度を利用して区の方から御要望、申し出があれば借地公園という観点では市の方で担当者の方でお受けするという形になろうかと思えます。

○池田滋彦委員

課長から、そういうところはあるんですかと聞かれたので、それでははっきり申し上げたいと思います。

谷田の神明社、これ町内の土地ですが、もともとは35年ほど前に公園になっておりました。ところが途中から使わなくなって遊具も片づけていただきまして、今は公園として機能していませんし、神社へ戻させていただきます。

ところが最近になって、この公園の復活を望む声が出まして、広さとしては十分とれるし、神社との関係も町内の神社なので町内がよしとすればできるんじゃないかという発想が出まして、それ

を踏まえて神社の中に公園ができるかどうかお聞きしたいと思いましたが、もう一度その点についてお答えをお願いします。

○都市計画課長

知立市借地公園設置要綱というものがございまして、借地公園の設置に関しては半径が250メートル、面積にすれば1,000平方メートル、借地の要件、年数なんですけど10年。それで借地公園の用地としては更地であるということですね。以上の要件に当てはまれば借地公園の設置の申請書をお書きいただいて提出。その中には土地所有者の御印かんだとか区長の方の申し出だとかあわせて書類に記入していただければ可能でございます。

そして、基本的にはその条件としては、あと公園の愛護会の設立という要件が当てはまってくるので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○池田滋彦委員

ありがとうございます。

要件としては、ほとんど満たすことができるので、ただ一つひっかかるのは、神社境内というのはひっかかってきまして、これは町内の神社だから多分町内で決議すればいいだろうという発想を持っておるんですが、この件だけ考えをお聞かせいただきたいと思えます。神社だからだめということはありませんよね。

○都市計画課長

基本的には地主ということになるものですから、その神社の例えば総代になるのか、神社庁になるのかその辺はわかりませんが、そちらの土地所有自体を管理されている方の御理解をいただきたいと、お名前を記入していただきたいというふうに考えます。

○池田滋彦委員

私が聞いたかったのは、その点ですが、とりあえずもともとは公園だったところを復活するという話なので、そのもともとの資料が手元にどうしても調べてもなかったものですから、それを復活するという意味だけでは何とかならないかなと思えます。

ただ、言われるように、神社の境内ということ

は樹木は多分神社庁になるのかわかりませんが、ただ、使っているのは町内の神社であるという件からすれば、私はできないことはないと考えておるんですけども、後でもう一度調べていただいて回答いただければありがたいかなと思いますが、とりあえず申請書を出せばということで、後の問題は字がどうなっておるかだけだと思いますが、今後の課題としてちょっと検討していただきたいと思います。

以上です。

○都市計画課長

調べさせていただきまして、また検討させていただきますと思います。よろしくお願ひします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田滋彦委員

私の質問を終わらせていただいたんですが、ちょっと疑問に思ったことがありましてお聞きするんですが、1議案について質問が3回までという言葉が出てましたけど、その点、御確認をお願いしたいと思います。

○議会事務局長

本会議、委員会等での質疑等含めてですけども、皆さんの回数というのは2回ということが書いてございます。2回の中で委員長なり議長が特別に認めた場合はその限りでないということでございますので、原則は2回ということでございます。

○永田委員長

先ほども池田委員の方から質問がありましたけども、議会事務局長が答弁したとおり、質問は会議規則第56条に基づき議事を進めてまいりますので、皆様の御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、先ほどの反問権の件にいたしましても、議会運営委員会の方でたゞいま調べてる最中でござ

いまして、幾つかの項目も調べてる最中でございますので、議会運営委員会にて御報告を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

土木費に関して若干お伺いしたいと思います。

26ページから土木費あります。中身がどういふものであるのかお知らせをいただくということでお伺いをするわけですが、道路新設改良費1,584万円、橋梁維持補修費300万円それぞれ御説明ください。

○土木課長

道路新設改良事業費1,584万8,000円です。これにつきましては、市道逢妻町20号線、市道牛田町昭和1号線、逢妻町20号線につきましては、豊田市の中野胃腸科から逢妻町をぐるっと回って旧の県道宮上知立線のことでございます。

逢妻町20号線につきましては、豊田市と同調してやってきたいという路線ですけど、もとは逢妻川の不毛排水路というのが合流しておりまして、そこから東海豪雨のときに、堤防が切れていて道路が低いのために逆流して丸坪地区の方へ水が回ったというそういった経緯もございまして、そこに県の方で樋管をつくっていただいて、豊田市の不毛排水路を改修していただいて、なおかつ道路をかさ上げして知立市側につきましては、その延長ですりつけていくというような改良で、幅員10メートルの道路を築造していくというそういった事業でございまして。

それにつきまして、豊田市とちょうど1軒の住宅なんですけど、真ん中に行政境が入っておりまして、豊田市と一緒に交渉を進めておりまして、ある程度合意を得られたということで、当初予算に組まれてなかったものにつきまして、これにつきまして事業進捗を図って豊田市との歩調を合わせるということで、110平方メートルほどその宅地を買い取るということで予算化させていただいております。

それとあわせて、その下の物件移転補償金、これが倉庫が1軒建ってございまして、その倉庫

も一緒に補償していくというものでございます。
これは逢妻町20号線です。

道路改良用地購入費の中には牛田町昭和1号線、これも入ってございます。これが53平方メートルばかりでございますけど、これが現在の昭和地区にかかっております昭和と牛田を結ぶ牛田西中線までを結ぶ芋掘橋の通りの路線のことでございます。その部分につきまして、あとの関連でもありますが、河川改修に伴って川の幅が広がるということで、橋梁をかけかえなくてはならないということで、この橋梁をかけかえるということで左岸堤より右岸堤が若干低いものですから、橋梁を斜めにかけるわけにはいけないものですから、それを同じ高さにかけて右岸側の道路が上がるものですから、その分すりつけるのに道路幅の用地がのりが出ていくということで、その分河川改修に伴う道路用地の買収ということで牛田町昭和1号線の用地買収費、これと逢妻町の用地賠償費が含まれております。登記委託料につきましても芋掘橋の関連の登記委託料でございます。

橋梁維持補修事業でございます。300万円、これにつきましても当初3,500万円ということで予算化しておりましたけど、実施設計によって事業費精査ということの中で愛知県と協議させていただき負担金を300万円増額をさせていただくということになります。これにつきましては、協定という覚書という形の中で、市が3分の2、県が3分の1の負担をもっていて橋梁をかけかえるというそういう内容になっております。

今申し上げましたその上にも消耗品費というのがございます。消耗品費1万円、これは収入印紙ということですけど、それとその下の登記委託料18万1,000円、道路用地購入費これが554万7,000円でトータル573万8,000円ということになります。この費用というものは河川改修に伴う橋梁改築に関連して必要になってくるということで、愛知県の方から公共補償ということで19ページにございます公共補償573万8,000円、これに相当します。ですので、それに全額収入されるという、そういう内容でございます。

以上です。

○高橋委員

芋掘橋の拡幅に伴って堤防のかさ上げ、それに伴う用地買収、るる説明がありました。県の公共補償金について、もう一度考え方、根拠、金額の積算の中身、もう一度お答えください。

○土木課長

公共補償につきましては、川の改修に関して橋を広げ拡幅しなければならないという形になりますので、河川改修が原因ということになりますので、それに関連する用地費、そういったものが公共補償ということだけでいただけるということになっております。それが573万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○高橋委員

つまり河川改修が行われたために芋掘橋自身をかけかえなきゃならんと、こういうことですか。芋掘橋かけかえは当初予算で3,500万円についておるんですが、その原因は河川改修だと。したがって公共補償なんだと、こういう論理ですか。

○土木課長

タイミング的には老朽化というんですか、芋掘橋の老朽化ということもございまして、この公共補償に関する基本的な考え方は、河川改修、1件造園さんのところの用地が買える見込みがついたということでこれが浮かび上がってきたんですけど、そういったことで河川改修ができるという運びになったものですから、河川改修の用地も買収できる、河川改修もできる運びになってきたということで、それと芋掘橋の存続もしていきたいという中から芋掘橋を新規にかけかえていこうというそういうものでございます。

○高橋委員

この公共補償の金額は、どういう根拠でこれ決まるんですか。市と県の負担の仕方、市と県の負担の仕方というのはちょっとおかしいかもしれませんが、どういう根拠で決まるんですか。

○土木課長

河川改修事業という公共事業に起因し、その必

要になる用地買収、そういったものが対象になるということでございます。

○高橋委員

市の管理河川に市の都合で橋梁がかかっている、それを河川改修を行うために用地も求め、橋をかけかえるというのは全額市でやるというのはよくわかるんですけど、猿渡川にかかる芋掘橋です。猿渡川の河川改修に起因するとすれば県の要因によってこの河川を広げると、買収すると、その堤防をね。それとの関係で芋掘橋そのものが河川改修にふさわしい橋にしなきゃいかんと。橋自身は市民が使うわけですから、知立市が一定の負担をすることはやぶさかではないと思うんですが、県管理河川の改修が原因であるとするれば、これは県の負担をするわけですよ。橋のかけかえ自身は県に負担をして県にやってもらうわけでしたので、もう少し県がお金を出してもいいじゃないですか、これ。どうですか。実際県と市のお金の出し方というのは、これ補正予算なんですけど、頭からいくと幾らになるんですか。

○土木課長

市と県の割合なんですけど、今現在、芋掘橋は幅員2メートルになっております。車いすとか自転車歩行者道の対応というも含めて3メートルにしたいと。2メートルを2メートルのままであれば1対1ということで2分の1というのが国の通達の中で決められております。

今2メートルを3メートルにするということで、その3分の1が知立市分、3分の2の分の2分の1ずつということで3分の2が知立市、2分の1が県、そういう計算になります。

以上です。

○高橋委員

それは橋梁工事そのものはそういうことでしょう。その上の用地と物件、あそこには物件はないと思うんですが、芋掘橋改修のための護岸の拡充による用地の買収、これが先ほどの説明で17節の公有財産購入費の中に芋掘橋の分が入っておるわけでしょう。この負担割合はどうなっておるの。

○土木課長

ちょっと言い方を変えますと、芋掘橋の改修ということではなくて、河川堤防先ほど右岸が低いということを行いました。それを左岸と同じ高さにするには堤防をちょっと上げるという形になります。そうすると既存の市道も玉突きで上げなければ改修ができないということで、河川改修に伴って市道を上げなきゃならないという面においてすりつけ、上げるためののりが出てきますので、その部分の用地面積について県が負担するということになります。

以上です。

○高橋委員

道路改良用地購入費1,346万円の中に、逢妻町のものと芋掘橋の当該猿渡川のものが二つ入っておるといってさっき説明じゃなかったんですか。だったら県の河川改修が全額県が用地代払って河川広げればいいじゃないですか。その上にかかっている芋掘橋については幅員を広げるんだから、さっき課長の説明のあったような負担割合、2メートルが2メートルなら1対1だけど3メートルになるんだからね、幅員延長に伴って負担の割合が若干変わる、それは理解しますけども、用地についてもうちちょっとわかりやすく説明してください。

○土木課長

すみません、説明が下手くそで。

この1,346万7,000円の用地費です。これにつきましては、逢妻町20号線、これが792万円でございます。今言いました牛田町昭和1号線、これが芋掘橋の路線でございます。この路線の用地費が554万7,000円でございます。

公共補償といたしましては、この554万7,000円全額と登記委託料、消耗品、そういったものを含めまして合計573万8,000円が補償金として市にいただける。市はその収入をもって用地買収に当たるといって形になります。

○高橋委員

全額公共補償費で用地が買収できたと、こういうことだね。説明が私ちょっと感度悪くて申しわけなかった。財源の公共補償費で猿渡川の堤防のかさ上げの用地分は全部買ったと、財源は公共補

償費ですと。わかりました。

都市計画費の同じく27ページ、都市再生整備計画書作成委託料、中身は29ページにあります、都市計画街路測量委託料、企業誘致活動支援業務委託料、5目都市開発費、それぞれ説明してください。

○都市計画課長

29ページの街路事業費のところの都市計画街路測量委託料について402万6,000円、これについて説明をさせていただきます。

この都市計画街路測量委託料というのは、知立環状線がございます。井谷屋さんのところからずっと慈眼寺へ抜ける都市計画道路、そして本郷知立線、ここのアピタの前からずっと行って本線を抜けて三河線が鉄道高架になったときにそこに通行どめになるものですから本郷知立線が迂回してちょうど突き当たるところにあるわけなんです、そこまでは県の方の測量費でやります。その突き当たって慈眼寺のところへ交差点ですが、そのところまでが約150メートルございます。その部分が市の方の管理になるということで、市の方の単独費でこの事業費を使わせていただきます。延長でいうと150メートル、幅員で21メートルから23メートルということで、今回補正という形で載せていただきました。

○高橋委員

国道1号から旧1号線の旧155線部分と、こういう理解でいいですね、いろいろおっしゃったけども。

○都市計画課長

そういうことで。

○高橋委員

これは測量をやるのに関係者の了解が要りますか。広げるので人の敷地もはかるわけですね。そうしないと測量できませんので。幅員が拡幅するわけですから。

○都市計画課長

これに関して、先ほどの場所的には慈眼寺の交差点から本郷知立線と環状線の突き当たりの部分ですので、旧の1号線とは違う、もうちょっと南

の方になってます。おりてきますけど、その150メートルということになります。

県の方と市の方と測量に入るということで3地区に分けて説明会を開かせていただきました。その説明会の折に、この部分が市の方としてこちらの市の方が測量をかけるということで、説明会のときには説明をさせていただいております。

○高橋委員

大御所も含めて参加されたんですか。隣地の方々も。測量に入れるという心象ですか、どうですか。

○都市計画課長

説明会を開かせていただきまして、もう県の方は既に測量の方に入っております。当初、市の方も県の方にあわせてやろうという形ではおったんですけれども、当初予算の際に、県の方の予定もちょっと流動的な部分があったものですから当初予算の方では一たん外させていただきました。県の方が本格的に測量の方に入ってくるということになりましたので、市の方としては9月の補正予算に載せさせていただいたというわけでございます。

○高橋委員

いきさつはそういうことなんだろうが、関係隣地皆さん説明会に参加されて趣旨を理解をされ、具体的に測量をするということについては了解をされたと、こういうことでいいですか。

○都市計画課長

今、委員のおっしゃられたように私どもは理解しています。

○高橋委員

皆さんが測量に応じていただければいいんですが、出席状況はどんなふうでしたか。隣地住民こぞって御参加されたんでしょうか。

○都市計画課長

3カ所2日間に分けてやったわけなんです、総勢で90名の方が参加していただきました。

○高橋委員

私、権利者の数まで知らんけども、比率でいうと100%近い人が参加された。

つまり環状線そのものに異議を唱えている方もあるわけで、まず測量が可能かどうかということをちょっと当局の意見を聞いておるわけなんです。

○都市計画課長

私どもとしては、この前の説明会を開催したことによって理解を得ているというふうに解釈しております。

○区画整理課長

企業誘致活動支援業務委託料ですけども、これは緊急雇用創出事業基金事業の補助対象事業でありまして、また、上重原北部土地区画整理事業の関連事業でもあります。

事業の内容としましては、企業誘致のためのアンケート調査を実施につきまして、アンケートの整理や集計表の作成、それに基づく図や表を作成しまして報告書を作成するための委託料であります。

以上です。

○高橋委員

これ、上重原北部区画整理を念頭に置いて当初予算で200万円、企業誘致推進調査、今回雇用促進の支援ということで委託料として176万円、こうなってるわけですが、これは込みにしてぼっと使うわけですか、一緒に。片方は委託料、片方は調査費なんですけど、どういうふうにして使われるんですか。中身は同じものですか、意図する行為は。

○区画整理課長

委員の御指摘のとおり、当初予算で200万円ということで企業誘致活動にいただきたいんですけども、今回緊急雇用の方で予算の方がいただけるという話でしたものですから、そちらの方は、とりあえず私どもの方の考えとしましては、上重原北部土地区画整理事業の方の詳細なある程度の事業計画を作成しまして、大体の平均減歩ですとか資金計画、できればちょっと予算が足りないかもしれないかもしれないですけど保留地なんかだとか、ある程度地権者の皆様方にある程度の詳しいものを出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

ちょっと私の意図しておる質問と違うんですが、企業誘致推進調査200万円というのは、今おっしゃったようなことをやるというわけですか。この使途は何ですか。今回の176万円、活動支援事業委託料というのは使途は何ですか。

○区画整理課長

説明がまずくて申しわけありませんでした。

それもやりたいと思ってますけども、その200万円の中には当然アンケートの調査の実施、本体の方も入ってきます。200万円のうち当初では権利者の意向調査ですとか、今言われました企業の意向調査、区画整理制定を含んでおります。その中で、今回200万円の中の企業意向調査と今回の補正をお願いするのをあわせてやっていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

当初予算のこの200万円については、これは人件費ですか、具体的に歳出するのは。

○区画整理課長

当初の方は委託料であげております。

○高橋委員

委託事業、ちょっと申しわけない。予算書のどこにそれが記されていますか、当初予算で。持ってない。

つまり今回の補正と当初予算の200万円とはどういう関係があるのかということを知っておるんです。同じ事業をやるのか、別々な事業なのか、今回補正された根拠は何かということを知っておる。

○都市整備部長

申しわけございません。ちょっと話が複雑になってますので、私が説明をさせていただきます。

当初予算で上重原北部200万円計上させていただいてます。これは13節の委託料でございます。その中身は、先ほど課長が申しましたとおり、権利者との意向調査、それから区画整理設計ということで、もう少し突っ込んだ区画整理の事業概要をかためたいということで、その2件。

それから、もう一点、企業への意向調査ということで3点やろうということで委託料を計上させていただきます。

ただ、当初予定しました委託料の範囲の中では、企業へのアンケート調査というのが多分小規模になってしまうだろうと、金額的にということで、今回緊急雇用の中で委託という業務で緊急雇用の対象としてそういったアンケート調査ができるというようなことになりましたものですから、今回補正で追加をさせていただきます、当初の分とあわせて委託発注で企業のアンケート調査を実施していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

大変恐縮ですが、予算書の何ページに当初予算の委託料が計上されているのでしょうか、ちょっと教えてください。

○区画整理課長

申しわけございません。ちょっと今、資料がありません、また後で。

当初予算207ページ、上から4つ目でございます。区画整理事業調査委託料ということで310万円。

○高橋委員

これは山町と込みになっておるのでわからんわけですな。それで予算書の説明書、予算の概要の71ページに上重原北部土地改良事業、区画整理事業料が書いてあるんですが、委託料とも何とも書いてないんです。

つまり上重原北部の平成20年度予算が委託料なのかどうかわからないんですよ、予算書と予算の概要をみただけでは。だから、だれがどこで歳出するのかわからんから、ちょっと私、疑問で聞いておるわけです。

今回は雇用推進ですから、これは委託料ということにならざるを得ませんね。これは直接に雇用するわけではないですから、これはわかるんですけども、当初予算見た限りではこれはわからないので、そうですか、山町の調査委託の中に込みで入っておると、310万円のうち200万円。山町が110万円と、こういうふうに理解せよということだわ

ね。それはその答弁でわかりました。

それで、もう一つ聞きたいのは、この事業というのは権利者が、ぜひ調査せよと、企業の誘致について、そういうところが予算づけの出発点になっているのかどうなんですか、そこは。

○区画整理課長

皆様御存じのとおり、上重原北部土地区画整理事業につきましては、昨年の8月の事業中止の方の要望が出ました。それを受けまして、地権者の方々の意向確認で3分の1が事業を中止した方がよいというふうで、あと残りの3分の2は、ある程度今は見合わすけどもという人と、事業進めてほしいという人は合わせて3分の2みえました。

その中で、反対の理由としましては、今のこのリーマンショック以降の経済状況なんですけども、こういった時期で、やはり企業進出、ほんとに企業が来てくれるのかどうか、企業進出はあるのかというような不安の声が多かったものですから、その不安の声にこたえるために私どもとしては今回やっていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

地権者の3分の1は事業を中止すべきだと。いつまで幻想、幻想という言い方おかしいけども、そんなことは実現しないじゃないかと。あれだけの広い土地。立派ないい土地だと思いますよ。いい土地だと思うんだけど、あそこに企業を呼び込むということは、しょせん困難だという方が3分の1あって事業を中止せよと。3分の2の方は、どっちつかずも含めてみえると思うんです。3分の2の人の意向はどういうふうですか。3分の2の中身。3分の1は中止すべきだと。あと3分の2はどういう意向ですか。

○区画整理課長

資料を出すのが遅くて申しわけなかったです。

例の8月の意向調査のときに出まして、まずこのまま事業を継続するという方なんですけども、大体54%ぐらいみえたんですけども、その中の意見としては、ある程度不景気だが今は事業を進めるべきであるということと、農業継続を希望しない、事業を継続したい。固定資産税が上がるのはやむ

を得ないというような意見でございました。

それと、経済状況等によりしばらく様子を見るという方、これが大体12%みえました。合わせて67%なんですけども、この中で主な意見としましては、農業ではなく土地を活用していきたいが、税負担、企業誘致が心配である。自分で耕作しているが、固定資産税が不安。20年から25年後ならわからないのでそのとき考えるというような意見がありました。

以上です。

○高橋委員

今の御答弁ですと、意向調査の結果、55%は継続と。つまり企業誘致をやれということですか、継続ということは。

17%はしばらく様子を見た方がいいと。3分の1は事業中止すべきだと。これを同じパーセンテージでそろえると、継続が55%、しばらく様子を見る、もしくは事業を中止せよというのがこれは50%になるということですかね。パーセントと割合は、あなたごちゃごちゃにまぜていうからね、困っちゃうんだがね。

つまり中止すべきだという声も相当あるんですよ、上重原の北部の地主の中には。そういう思いはないですか。圧倒的にやれやれと、中止すべきという声は全く少数で、その辺の認識を聞いておるわけだ。

○区画整理課長

ちょっと発音が悪かったかもしれないですけど、様子を見るという方が12%でございます。

それで様子を見しばらく見るという方たちは、この意向調査を確認したときはそれぞれ大事なことでするので個別であって、どういった意見があるのかというのを聞きました。ですので、その中でしばらく様子を見るという方は、ほんとにそのとおりです。確かに反対されてみえる方の意見もあるということだけは認識はしております。

ただ、私どもとしては、大事な重要な事業でございますので、私どもとしては、担当課として進めていきたいという考え方です。

以上です。

○高橋委員

大分わかってきたんですが、これ以前にも出ましたよね、意向調査の問題は。55%が継続して工場誘致を進めよと、区画整理もやりたいと。今の御答弁では、事業はもう中止せよと、あるいは様子をしばらく見たらどうだと。これが45%合わせて。

つまり半々とは言いませんが、かなりの人々が、この経済情勢であの三角の上重原北部地区を従来のような形の区画整理の日程の乗せて、方向性に乗せて進めることについてはちゅうちょされる声が少なからずあるということは事実ですよ。

ところが市当局は予算づけしてるんですよ。さっき言ったように当初予算で200万円ね、なかなか発見しにくいところに書いてある。今回雇用促進で200万円弱。そうすると、この予算づけについて地主の中から、おれたちはそんなこと要望してないという声が出てますが、それは御承知ですか。

○区画整理課長

申しわけないですが、私はちょっと聞いておりません。

○高橋委員

市当局は固定資産税の増収を含め、今の農振農用地区で安い税金よりは開発して付加価値を上げて、あそこに工場でも来れば法人市民税が入る、あるいは固定資産税が入ると、そういう思いで開発をしたという気持ち、私、理解しないわけではありません。

しかし、このリーマンショックを受けて、もう平成21年の秋でしたね、受けて非常に厳しい環境になり、地主も一国の土地所有者としてどうあるべきかという意向も発表されておるわけですよ。中止すべきだと、この計画は。こういうのに知立は、せっかくやるだから、さらに意向調査するんだといって進んでみえることについて、いいのかと、そんなふうなことでどんどん進んでいってと、こういう声があるんですよ。これは行政当局としては、その声はきちっと承知されて、それらも胸に入れた上で政策方向を模索すべきではないです

か。そんなたくさんの地主がみえるわけじゃない。今後は補正予算を組まれた。この補正予算を組みに当たって、そういう意向調査されたんですか。さらに予算づけをするけどもいいかというようなことは関係者に聞かれたんですか。

○都市整備部長

北部の区画整理につきまして、昨年各権利者の意向調査を踏まえて、本来ですと今年度の12月の市街化区域を拡大という形で事業を進めていこうという予定に対しまして、結果的には3分の1の方の意向を踏まえて、もう少し慎重な形の中で十分理解をいただいた中で事業を進めていくべきだという判断に立ちまして、準備組合の代表の方を含めて協議をさせていただいてこういった現状になっているわけでございます。

ただ、私どもとしては、数制的なことを申しますと、3分の2の方は、逆に言えば事業を望んでみえると。時期が若干不安があるという方も含めて、そういった土地利用の転換をしていきたいという意向を持ってみえるということは、これまた事実でございますので、そういった部分のところも踏まえた中で、市として現在の状況も踏まえた中で事業のこの先を見据えた中で、一番今問題になっております企業の動向というのを把握して、その中でまた地権者の皆様と協議、意見交換をして今後の事業の進め方というのを模索していきたいということで、この調査を中止してほしいとかそういった部分のまず御意見はいただいておりますし、また、私どもとして利用アンケート調査を行いますということは、これは当初予算に計上したというところの時点から、地権者の方にもこの4月にこういった調査をやっていきます。その結果については皆さんにお知らせしますというようなお話もさせていただいた中で進めておまして、その調査の内容をもう少し踏み込んだ形で実施したいということで、今回さらに補正をさせていただいたということで、その内容について、補正についてまた改めて説明をしたということとはございませんが、当初の形の中でそういったお話はさせてきているということでございます。

○高橋委員

方向性が一つにまとまってね、そのことが成就できる環境が一時ありましたよね。やろうじゃないかと、それは理解します。そういう地主の皆さんの意向を踏まえて市当局がその意向をさらに推進する上で予算化し、努力をされることはいいと思うんです。

ただ、ここまで明確な方向性を失って、ほんとにそんなことができるのと。もうできない話につき合うのはいいんじゃないのと、これぐらいでという声があることは、さっきの意向調査明確ですね。

したがって、こういう方向であえて税を使って、さらに探求していくということについて、もうこれでいいよという方々も含めて1回とおりで説明したというんじゃないで、それらの人も通して、やっぱり市の方向性について理解を得ていくという努力が足りないんじゃないですか、少し。私に言わせれば。いやいや、補正予算つけたと。またそれはそれで説明すると。当初予算もつけてあると。だからそれは説明しとるけども異論はないんだと。これでいいのかということですよ。私、さっきあえて予算書見させてもらって説明を求めたんですが、予算書にはわからないんですよ。北部の区画整理の調査をやるなんていう項目は書いてない。概要を見ると200万円の予算が初めて出てくる。予算書そのものがそういう実態ですよ。それで説明会で一通りそれは説明したと。

しかし、私は地主の皆さんは、もっと深刻に、もっとリアリティを持って見てみえる方もたくさんおいでになりますよ。自分の金を歳出するわけじゃないですから、市がやるというなら、それはそれでそういうことかもしれません、方向性としてまだ引き続き探求していくんですかと。もう答えははっきりしてるんじゃないのと。それは税でやるわけですから関係者に痛みはないかもしれんけど、そういう点で市の予算化、そして補正予算について、いわば推進派とそうすべきではないという村の人々の間にパッシングもあるわけでしょう、そういう面で言えばね。

だから、その点の市の今回の補正予算を含めて、私はもう少し慎重に、皆さんどうしましょうかといっってよく相談をかけて、最小限こういうことはよろしいでしょうかといっって賛否の人々を含めた合意点で事を進めていくという配慮が必要じゃないですか。私はそう思いますが、どうですか。その上での一定の調査をするということで皆さんがそのとおりでというなら予算化するというのもそこに正当性生まれてくると思うんですが、どうなんですか。ほんとに主人公が住民というところに足場がきちっと座っているんですか。とにかく開発したいんだと。だからその根拠づけをしたいんだと。だから補正も組んでもっと大がかりにやろうじゃないという、やや行政から上からながめたアプローチの仕方じゃないですか。見解を聞きたい。

○都市整備部長

私どもとしては、地権者が開発云々というよりも、これ本会議でも申しましたが、知立市の総合計画都市マスタープランにも将来の土地利用の位置づけという中で北部地域は産業立地地区という位置づけをしております。

都市計画的に見ますと、知立市の今の全体の土地利用計画というのは、工業系の用途が非常に薄いということで、既存の工業地域の中にある工場についても周辺の住環境とバッティングしてないということで、やはりそういった工業の方も適地に入れたいという意向も二、三私も聞いております。そういった土地の循環ということも考えていかなきゃいけないし、それから税の問題だけではなくて、いわゆる固定資産税、税収が上がるという観点ではなくて、やはりこれは将来バランスのとれた都市像ということをえがいていきますと、住むところ、商業、工業、農業、こういったバランスのとれた都市にしなければならないということを考えますと、現状の知立市の土地利用からすると工業系の用途を拡大していくべきだというふうに思ってます。それが産業立地という形で工業誘致ができますれば、この地域にとっても経済的な効果や雇用、こういった部分も含めて、将来を

見据えた中で土地利用を図っていく必要があるということで私の方は考えているわけでございます。もちろん開発をしていくということに対しては、地権者の方の御理解がなければできないということとは十分理解をしております。

ただ、先ほど申しましたとおり、一定の方についてはそういった御理解もございます。反対をしてみえる方についても、そういった土地利用に対する不安が一番大きな原因になっている方もたくさんございます。そういった部分で現状の状態、問題点、不安を解消していくためには、ほんとに地域が企業にとって魅力のある地域なのか、産業立地の可能性があるのかどうかということを把握していく必要があると、そういう中でアンケート調査というのが意向調査というのが必要ではないのかということで実施をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

マスタープランにその根源を発しているんだと。だから地主が個々の土地利用について意見を言われることはいいけども、大局的には当市のマスタープランで工業系の用途にしていくんだということを決めたんだから行政としてそのために調査をするのは当然だという趣旨なんだけど、だれがマスタープランを認めておるんですか、はっきり言いますけど。マスタープランって、だれがどうやってつくられたんですか。

西町本田地区を工業系の土地にするんだと。あそこのお寺が大反対されましたがね。お寺の意見はこれから聞く必要がないというふうなスタンスに変わりましたね。それから六反、東高校の下の方には大がかりな総合グラウンドをつくるんだということで、あなた農振地区を除外してマスタープランであそこへどんとぶつけたでしょう。だから、だれがそんなことを決めたんですか、どこで。あなた方は上位計画を重視されるけども、上位計画が民主的につくられておるのかどうかということです。だからこの上重原北部地区だけはね、マスタープランにあるんだから追求するんだと。市長は東高校の下が既に凍結放棄ですよ、流れとして

は。西町本田はやれるんですか。関係者、お寺含めて了解得られるんですか。

だから上位計画をマスタープランだとかいうふうに短絡的言われると、ちょっと待ってくださいと。だれがおつくりになったんですかと、あのマスタープランというのは。特に首長が方向性としてそういう方向がいいというふうに思われたかもしれませんが、これは当局が議会の議決を経たわけでもないし、方向性としてね、もちろん総合計画の本田も含めて上重原北部を工業系だ。これは異論が出ましたよ、私の分科会では。あんないいところを工業系にする必要ないと異論が出ましたがね。しかし、その異論を一々賛否とりませんからね、ずっと流れに沿って粛々と事はきとるけども、本質論としてあそこを工業系にすべきだというマスタープランをみんなが自分の視点と角度で理解しているのでしょうか。行政というのは、極めてそこが巧みに上位計画を利用して、地主がいろいろ言うけども反対者もあるかもしれないが、行政としてあそこをそういう方向でね、要するに本田地区の魅力を聞いてみたいと、行政がそう思われる気持ちはわからんじゃないですよ。本田地区に県内の事業者、これは工作機械や自動車部品ばかりじゃないよ。流通も含めて多くの人がどういうふうにとらえておるといふことを見たいということが一理あると思うんですよ。

だけでも地主の人たちをここまで引っ張ってきて、そして暗雲が立ち込めて用途区域の見直しも撤回された。とえあえずやれないと。それで今日に至っている。もう卒業したらどうなのという声もあるんですよ。そこをマスタープランがあるから地主の意向を調べてみたいんだということであれば別な科目で切り離してやってみたらどうですか。少し私はそこには上位計画を優先する従来型の都市計画のいびつな姿を私は部長の答弁から感じざるを得ない。ずっとこれで都市計画というのは既成事実をつくってきたんですよ。そう思われませんか。どうですか。

○都市整備部長

都市計画マスタープランそのものは、これは議

会の承認とか同意とかいただいているものではないですが、それはそれなりに都市計画審議会、またパブリックコメント含めてそういった中で制定したものでございますが、まずその上の上位計画は総合計画でございますので、総合計画にうたっている内容をより具体的に示しているということでございます。その総合計画の中身そのものは私どもにとってまちづくりの目標でございますので、それに従って粛々と進めていくという考え方でございます。

今後の方向性につきましては、やはり地権者も私どももほんとにここに産業立地、いわゆる企業立地ができるのかというのが一番大きな課題ですので、そういった方向性の見きわめというのをした中で、地権者とまたお話をさせていただいて、今後の方向性というのを決めていきたいと思っております。

○高橋委員

総合計画にうたわれているということを私は否定するつもりはありませんが、それは総合計画なんですよ、しょせん。どこまで総合計画にうたわれているものをアプローチするかというのは取捨選択があるんですよ。具体的な現状の認識と財政と具体的な方向性や要求との関係でね。だけど大きな流れとしてそれはうたわれていることは認めるけれども、だからといって私は一番言いたいのは、ここまで歩んできた上重原北部の地権者とともに方向性を決めてほしいということを言いたいです。私が一番言いたいのは、地権者国民、権利者がほんとに、おれらも反対してるよと、ここでやめようと言ってるけど、調査をやって返してくれと、おれたちにという意向が強ければそれはおやりいただければいい。だけど、そのところを十分察知せんで、いやいやマスタープランもあるし、こういうことで魅力的なところなんだから悪くないだろうと、調査するのは。また調査費がついた、補正がついたということになったらね、内部でいろんな思いがあるんだから、地主の皆さんはその十分な説明なしにほうり出されて、どんな思いで方向性がめてみえるのか、ちょっとそ

ういう視点で考えられたことはあるんですか。

私は、その調査費も含めた方向性を権利者全体の意向の確認のもとでやるべきだと。それが住民主権のまちづくりの一つのこの時点での方向性だというぐあいに思うんですが、どうですか。そこは合意できませんか。

○都市整備部長

もちろんこういった事業、地権者の方の意向というのが十分反映されなきゃいけないということは十分承知をしているところでございます。

ただ、今回のケースにつきましては、行政の責任という部分も含めて、どういう状況にあるかということをやはり地権者の方にお示するという部分も含めて調査をしていきたいということで、この結果を踏まえて地権者の方と意見交換、また今後の事業の行方についてもお話をさせていただいて、今後の進め方について方向を出していきたいというふうに思っています。

○高橋委員

それは当然400万円近いお金を投入されるわけだから、結果についてそれを分析して方向性出すのは当たり前の話だと思うんですよ。

ただ、私が申し上げたいのは、当然の措置なんだが先ほど意向調査の結果も示されましたように、少なくない方々がこれで中止せよという声があることも事実なんです。行政側に責任があるんだから、マスタープランがあるんだから、総合計画に書いてあるんだからやるんです。これは部長の思いがそこにあらわれておるということを私は否定しませんよ、課長の思いがあるということは否定しませんが、本当にもう一步下がって住民の意向を尊重した上での補正予算だったんだろうかと、こういう視点での検討があってもいいんじゃないですか。結論が出たら分析するのは当たり前の話だがね。だからそれを踏み込んでいく過程で住民の中に住民をおいてきぼりにするという行政の独断性があるんじゃないかと、そういうことは全く感じないですか。もうちょっと現場へ入って声聞いたらどうですか、地権者の。

○都市整備部長

先ほど申しましたとおり、当初の時点でも4月の時点で地権者と個別面談もさせていただきまして、今年度の私どものスケジュールというのもお話をさせていただいて、こういったアンケート調査もやっていきます。その中で、またその結果を踏まえてお話をさせていただきますというそういったお話もさせていただいている中でございますので、今、補正について云々というところまではいっておりませんが、ことしの全体の私どもの進め方については御理解をいただけてるというふうに私は思っております。

○高橋委員

その理解に対して、私は議会の声として申し上げておるんです。もう少し立脚する地権者、地主の声も的確につかまれた方がいいんじゃないですか。一生懸命調査されることを否定するわけじゃないが、そのことは逆に地主から恨むをかうような効果になったんでは部長の本意じゃないでしょと思いますよ、私は。だから微妙な話です、これは。自分のところの土地をどういうふうにするのか、方向性を腹の中で決めておる方もある。そういう中で、皆さんが一つのまとまって方向性ははっきりして、それで調査しようというならいいですよ。今そういう時期じゃない。当初から半年たって、より厳しさがとありますかね、より明確になってきておる面もあるわけでしょう。どうですか。もうちょっと慎重な、要するに主権者、住民、権利者の声というのをもうちょっと的確につかんだ行政というのが必要じゃないかということをおし上げておるんです。

○都市整備部長

おっしゃる点につきましては、十分理解をさせていただいておりますので、今後につきましても地権者の方と十分お話をさせていただいて進めてまいりたいと思います。

○永田委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

今まで申し上げたのが本質的な議論なんです、その上に立って、200万円と176万円の予算で委託をされるんですが、もうされたんですか、これからするんですか。これ、一括で376万円で発注するのか、同じ業者に発注するのか、どういうふうになってるんですか。

○区画整理課長

まだ発注はいたしておりません。これを9月補正の方が決まりましたら発注していきたいと思っております。

ただ、中身的にはどういうふうにするかというまでは決めておりません。

以上です。

○高橋委員

本会議では年内に発注して年度内に回収し、分析したいと、こういう答弁でしたが、そうすると実質的な調査機関というのは2カ月半ぐらいですか。もっと早くから発注して、先ほどの趣旨なら、もっと早くからやって事業効果上げたらどうなんですか。

○区画整理課長

委員の意見もそのとおりだと思うんですけども、基本的に私ども初めて企業誘致アンケートというんですか、これに初めて踏み込みましたものですから、どういったふうにやって、どういった内容でやればいいのかというのは全くノウハウがありません。

それで、そういったことで少しいろんな県の方の通商産業立地課ですとか、そこら辺の詳しいところへちょっと話を聞きながらやってみたわけなんですけども、そのうちに緊急雇用の方の臨時的追加があるということで、こちらの方で調べてみましたら、こういった企業アンケートの方も対象になるということでわかりましたものから、それで今回補正をお願いしたわけです。

○高橋委員

補正をお願いされたんですが、同じ委託料です

が、当初予算の委託料は緊急雇用じゃないですね。今度の補正の176万円というのは緊急雇用ですので、失業しとる人を雇わないかんのですよ。それはノウハウのあるコンサルタント会社かどこかへ発注するでしょう、それは。だけど、そのコンサルタント会社が具体的に雇用するその作業をさせる仕事をするという人は、失業者を雇わなきゃいかんのでしょ。これが176万円分そうなるわけですがね。当初の200万円はそうではない。高橋コンサルタントにどんと来てくれればスタッフを使ってぱっとやりますがね。これは200万円でしょう。補正予算は、言ったように失業者を集めてくるという行為、ハローワークに求人申し込みするわけでしょう。だから本質的に違うんじゃないの。これ一緒にやるというわけですか。

○区画整理課長

委員のおっしゃるとおりでございます。緊急雇用の方は、当然これが国の方の失業対策といった言い方がいいのかどうか知らないですけども、そのためにつくられた基金事業でございますので、当然人件費の2分の1以上をそういった失業者のための賃金に充てるという基金になっておりますので、基本的には別々の発注になると思うんですけども、ただ、その中で、当初200万円ですね、先ほど言いましたとおり、本来ならば当初予算の予算要求のときにもう少しほんとは予算が多くはほしかったんですけども、予算がけられたというところもありまして、基本的にはこの部分というのは、ある程度自分のところでもやるつもりであったわけなんですけども、今回こういった緊急雇用の方で対象になるということでしたので、その分、私どもの自前でやろうといった分を今回のこれに充てさせていただきたいというふうに思っているわけなんです。

以上です。

○高橋委員

いや、よくわかりません。同じように企業誘致推進の調査が376万円予算化されたということは認めますよ。ところが、失業者を雇用させるという名目で使わなければならない調査費が176万円。

どうではないオーソドックスに使ってよろしいというのが200万円あるんでしょう。これを376万円にして高橋コンサルタントに発注して、200万円分は常用雇用でいいけども176万円分は緊急雇用の人件費に充ててくれという発注するということですか。

○区画整理課長

先ほども述べましたとおり、200万円のうちには当然区画整理設計ですか、そちらの方の部分が入っておりますので、要は176万円とその部分というのは同じような取り扱いにはできないというふうに思ってます、おっしゃるとおり。あくまで176万円というのは、これは緊急雇用の方の対象でございますので、これはこれで別になります。

ただ、言いましたとおり200万円のうちにそれをどういうふうに先ほど言いました区画整理設計の部分と企業誘致の部分というのがありますので、それをちょっと分ける必要があるのかなというふうには思ってます。

○高橋委員

さっきも議論したんですが、この200万円というのは具体的な区画整理の設計やるわけでしょう。保留地をどれぐらい取ったらいいのか、保留地の単価は幾らぐらいになるのか、そこまで片方では踏み込むわけ、200万円のうちの内訳どんなふうに使われるか知らんけども。もう一方で、その市場調査もやると。誘致の実態調査もやると。それは幾ら幾らのセットになっておるか知りませんが、さっきの議論じゃないけども、まだ誘致できるが海のものとも山のものともわからぬのに、何でそんなぐつと区画整理設計やるの、早くから。そんな必要ないじゃないの。企業が誘致困難だということがわかったら、その区画整理の設計ぱーになるんじゃないですか。だからそこに私が言った先行型じゃないですかと、行政先行型になっておるんじゃないですかというのは今の答弁で立証されての話じゃないですか。200万円と176万円、いつどういう形で歳出するんですか。もうちょっとわかりやすく説明してください。

○区画整理課長

どういう形に使っていくかというのは、まだはっきりとここでは決まっておられません。先ほども言われたとおり、どうしてこういうふうなある程度の資金計画ですか、減歩率とかそういったものを今ここでやるのかという話なんですけども、基本的には昨年の8月事業中止の要望の中で、ある程度先ほど言いましたとおり、今の経済不況という話もありましたけども、またもう一つ、やはり私どもの方で反省のある点なんですけども、地権者の皆様方にある程度具体性のある計画というものが示せなかったというところが一つ大きな点だというふうに考えておるわけなんです。

それはなぜかと言いますと、工業誘致の組合の土地区画整理事業を行いますと言いましたけども、まだ現実にはどれぐらいの減歩で、大体どれぐらいの資金がかかるのかというのは具体的には示していませんでした。

ただ、やはりそういったことではよくないということで、ことしの4月18日から3日間にわたって地権者への説明会を延べ5回行いました。そのときにこういった反対要望ということで8月にいただいたんですけども、その中で、その結果の報告と今後、私どもの方として事業の具体性というんですか、そういったものをある程度示していきたいということで、今言いました、やはり不安の多かった、企業はほんとに来るのか、そういった企業誘致のアンケートを今やらさせていただきます。

それと大体どれぐらい費用がかかるか、概算でもいいですので、やっぱりそういったものを示していこう。減歩率、どれだけ減歩されるのというのもこれはほんとに概算でしか出ないと思うんですけども、そういったものを示していただいて、それから事業について判断していただきたいというふうに考えたわけなんです。

以上です。

○高橋委員

リーマンショック以前の時点なら別ですが、リーマンショック以降、しかも円高があり、中小零細企業が悲鳴を上げてる中で、企業誘致のアンケ

一トをやるということ自身が、先ほど言ったような理由によって先行しすぎてるんじゃないのかと、この時期に。

しかも今のお話聞きますと、もうちょっと具体的に中へ入って資金計画やら減歩率やら保留地の単価やらね、区画整理の中身に入っていきたいと。しかし、どの程度の企業が誘致に応ずるのかどうかもわからん段階で、どうやってこれらの区画整理の指標がまとまるんですか。どの程度の面積を工業用地として出すのが適切なのかということもわからんのにこのような指標を出したって、それはあまり意味のある資料とは言えませんね。

だから現時点この誘致する企業があるのかないのかさっぱりわかりもせんのに、しかもそれは非常に厳しいというのに、そこまで入り込んだ設計が必要なかどうか。だからこそあぐんでみえて、また発注もできなければ、どうやってやったらいいのかが構想がわいてないというのが今の答弁じゃなかったんですか。そこへまた緊急雇用でアンケートの活動に補正予算をつけると、これちょっと、もちろん緊急雇用は基金の事業ですからね、一般財源は要らないにしても、もう少し考えないとまずいじゃないですか。

もう一遍聞きますが、200万円と176万円を、いつどうやって使われるんですか。もう一遍教えてくださいよ。さっぱりわからないじゃない。

○区画整理課長

先ほども申しましたとおり、この9月補正が可決をいただいたあと、もう少し詳細に発注の方を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

そういう答弁でいいんですか。200万円は当初予算で既に予算づけがあつて、執行しとってもいいんだわ。だから執行したけども足らんと、銭が。調査にまだ時間がかかるし、銭が足らんと。だから補正をつけさせてくれと。緊急雇用の基金事業があつたので、渡りに船でいくんだというならわかるけども、200万円の使い方自身がまだ明確にしめせんといて、そこへまた補正が載ってきてま

すます重たなっちゃって、どうせいかしらという話だね、今。部長、そんな補正予算提案しなさんなよ。お金が余っておるとい話だがね、これ。どうやって使っていいかはっきりしないという話だがね。

○都市整備部長

当初予算の200万円について今、課長がお話をさせてもらっておるんですけども、私どもとして上重原北部の地権者の方にまだまだ説明が足りない部分がたくさんございまして、そういう中で、地権者の方が判断されてる部分もございまして、その一つに今言った企業誘致の問題ですね、企業がどのように上重原北部をとらえているかというところのそういった見方、また区画整理自体にどんな負担、メリット、デメリットがあるのかというのも突っ込んだ話ができなくてというのが私が思った範囲の中でございまして、やはり区画整理に対する負担ということも説明をした中で事業をこの先にどうしていくかということもお話をすべきだということで、当初予算の中で、この200万円の中でそういった事業計画の概要的などころを整理したいということと、あわせてアンケート調査、そういった意向調査をやっというところで金額的に細かく分けずに幅を持たせて予算計上はさせていただいたということでございまして、その中で、今回緊急雇用ということでございまして、より意向調査を対象の範囲を広げたいということで緊急雇用のお金を使ってアンケートの対象、数をふやしたいということで追加をさせていただいたということで、実態としてはこの170万円補正させていただいたものと200万円とは分離の発注という形になるかと思ひます。このアンケートにつきましても誘致の意思を確認するわけではございませんので、あくまで企業の今の状況、将来に対する考えをお聞きするというのと上重原北部に特化してこの地区をどのように見るかということのそういった意向ということでございまして、今回のアンケートをしたからといって、じゃあどれぐらいの希望があるとかそういう把握は期待をしておるわけではございません

ので、これを踏み台にして地権者の方とそういった状況を踏まえた中で今後の事業の方向性を決めていきたいということでございます。

○高橋委員

本会議では県内100社程度の意向調査をしたいと思っていたが、それをふやしたいと。もっとふやすんだとおっしゃるけども、ふやして県外やってもらえばいいけども、上重原恩田地区というのは、その人たちに聞いてみてわかるんですか。三角のあれを工場用地としてあるけども、どう思われますかという。西三河の人に聞いてもあまりわからんと思うんだけど、愛知県下しかも県外の人に聞いてみるんですか、これを。

○都市整備部長

当初の見込みは100社程度ということで本会議でもお話をさせていただいたんですけども、この周辺のいわゆる西三河の地域を対象にした100社程度かなということなんですけど、今思っているのは県内の企業を中心に1,000社ぐらいまで何とかできないかなというような見込みを立てておまして、そういう中で、上重原の北部地域が認知されてないということであれば、逆に言えば、こういった機会に企業の方に知っていただくということも一つのPRになっていくのではないかなというふうに思っております。

○高橋委員

大分当初のアンケートの意図と違うんだよね、今の答弁聞くと。知らない知らんでPRしたと、それは緊急雇用で失業者を雇ってやるわけだから、それはそういう点から雇用効果はあるかもしれんけども、それで何か効果が得られるんですか。あそこで工業系の区画整理をやる上で進むか進まないのかという判断を構築する上で適切なデータが集まるんですか、今のような調査で。靴の上から足をかくような調査をするというわけでしょう。効果のある意向調査とは思われませんがね、これ。どうですか。私は冒頭にさっき言った、お昼前にやった質問とあわせて考えてみると、かなりずさんですね。そう言わざるを得ない。どうですか。

○都市整備部長

あくまで今回の意向調査は初めて行うものでございますので、いきなり上重原北部に来ていただけますかと、そんなようなストレートの質問は一切考えておりませんので、あくまで企業として今の状況、今後の見通し、それから先ほど言いましたように、上重原北部地域に対してどんな魅力を感じるか、また、出てくるためには企業立地していくためには上重原北部に限らずに、どんな条件が一番優先されるのかとか、そういった企業の思ってみるところ、そういったところを把握したいということでございます。

○高橋委員

銀行の外郭団体の何とか総合研究所がやるような調査しようという話だね、今の話だと。大体動向わかかっておるじゃないですか。企業誘致の実態や動向、そういう会社が。しょっちゅうインターネットを開いたって、いっぱいそんな情報出てくるんじゃないですか。

恩田の地区のさっき言われたような工場誘致に絞ってね、あんたのところはどう思われますかと、こういう計画で進めようと思ってるけど、あんたはどうなんだという単刀直入に聞くというなら一定の効果があるかもしれません。そのかわりノーだね、きっと今は。それを積み重ねた結果、恩田地区の工場誘致しばらく断念と、この結論はもう見えていると思うんですよ。そういう聞き方するなら公費を投じてこの時期にやるというのは一理あると思うんだけど、何とか銀行の総合研究所の主任研究員がテレビでやっとなるような今の話だと情報を得ようというわけですか。どうですか。あまり効果ないじゃないですか、そんなものは。

○都市整備部長

私どもとしては、現状では企業の動向を把握した中で、先ほど申しましたとおり、地権者の方にも理解をしていただいた中で、事業をこれから先中止するのか、このまま継続するのか、そういう判断もさせていただくような格好になるかと思っております。

○高橋委員

結論は今、部長が一生懸命そこへもっていかれようとしとるけども、調査をするというのは初めての仕事でね、どこへ頼んでいいやら、どういう項目で調べていいやらわからないと。それは課長の頭の中を私は理解します。ほんとにどういうふうにだれを対象にして何を調査したらいいかわからんというのが実態ですよ。緊急雇用でまた補正がついて、まだ本予算発注してないのにまた補正がついて、さあ困ったと。

これは本会議、その他でもあったんですが、平成22年度の当初予算のときもあったんですが、何とか火を消さないと、行政としてね。火を消さないためにこうして議論することは火を消さない一つの証になるんだけど、火を消さないためにアドバルーンを上げるそんな予算なんだというレベルの認識をせよというなら理解しますよ、それは。その補正の執行あるいは当初予算の予算計上はいいか悪いかはともかくとして、そういう意味合いなんだというなら、それはそれでその範囲で理解しますが、それでいいですか。

○都市整備部長

これは先ほども言いましたとおり、3分の2の方は少なくとも事業を実施したい、もしくは状況によって事業を実施した方がいいというそういう見方をしてみえます。

そういった意味で、私どもとしては、火を消さないとかそういうことではなくて、事業の方向性というのを状況を期待してみえる方が3分の2いるという現実をとらえますと、事業を推進して行くという考え方で現在の調査を進めていきたいというふうに思います。

○高橋委員

言葉を返すようですが、それは事業推進の調査にはならない、申しわけないけども。屋上屋を重ねて補正まで組まれたんですが、そうは言い切れませんね、これは。ちょっとほんとにそういう意味ではがっかりですね。もうちょっと別なところへ労力を使われた方がいいじゃないかというふうに思うんですが、副市長どうですか。ちょっと甘

いじゃないですか。考え方やガードや予算のつけ方が。

○清水副市長

今回補正をあげさせていただいた理由等につきましては、先ほど来、御説明を申し上げておりでございます。

今お話のこの上重原北部についてですけども、知立市全体の将来の土地利用等々についても先ほど都市整備部長がお話をさせていただいたとおりというふうにも私も思っております。そういうことの中で、地域の方も一時は9割近くの方がそういった御意向の中でいろいろお話も市の方にしておみえになったというような経過も踏まえる中で、昨年の中止を求められる方の御意見もあったということでございますけども、地権者全体といたしましては2対1というような部分でありますけども、やはりその中でもいろんなまだまだ将来の企業誘致なりそういうことについての情報が十分でなかったのではないかというのが私どももそうですけども、準備組合の役員の中からもそういうお話も伺っています。そういうことでは市といたしましても、その辺の少し具体的な情報も提供させていただきながら今後についてもしっかり協議、話し合い、検討をしていくようなそういう環境をつくる必要があるというふうにも考えておりますので、本年度当初予算として200万円その関係の調査委託費というようなものを計上させていただきました。それについて、さらに今回の補正ということでございますが、その中身については、先ほど部長が説明したとおりでございます。

いずれにいたしましても、今後の調査をさせていただく中で、皆様にしっかり情報提供をさせていただく、そういう中で御判断をしていただくということになるかというふうに思います。

それから、もう一点、今回のアンケート調査についてのいろんな内容のことについてのお話もございましたけども、やはり取り組みが本市としても初めてのことだというようなことで非常に経験不足、そういったことでは県の関係課、国交省等の外郭団体の企業誘致のそういうふうなところの

情報を得たり、アドバイスもいただく中で、我々も勉強していかなくちゃいかんのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○高橋委員

私の申し上げたいことはずっと申し上げているんですが、今の副市長の答弁にもありましたが、2対1というそういう概念で仕事をするべきじゃないと。10対10ですよ。地権者全体の意向の上に立って事を進めるわけですから、中身は2対1なんだということじゃなくて、方向性として10対10で現状どう見て行政として何が適切なのかという視点から議論しないと、これはよくないというぐあいに思います。

したがって、私は、少なくとも当初予算を執行されて、なお調査不十分だから緊急雇用の基金を使って補正をするというぐらいの用意周到な対応であってしかるべきだと。

つまり、何をどのようにするかというプランニングがないまま予算化されたということですよ、当初予算が。予算づけになってから半年たって、どうやってやったらいいのかわまだにあぐんでいて手が打てないと。これが実態ですがね。そこへまた緊急雇用乗ってきたとくどいこと言ってますが、そういう実際なんだわね、いろいろおっしゃったけども。

当初予算の執行もないまま緊急雇用を乗せるということ自身が、私はどう見ても賢明な予算づけだというぐあいに思えんから聞いておるわけですよ。市長、そう思われませんか。

○林市長

今回の事業についての予算のことを今お聞きになられましたけれども、今回の事業は、先ほど来出ておりますように、市のにぎわい、また財源的なこと、また魅力を高めるといふこと、何よりも地権者が望んでいらっしゃるということもあるわけでありまして、そうした中で出発しております。総合計画でも位置づけをさせていただきましたそうした中での出発点でありまして、にわかに出てきた話じゃないわけでありまして。そうした流れを

受けて、しっかりと成就をさせていくために今動いているところであります。

予算のつけ方ではありますが、この予算は今まで議論させていただいたんですけれども、初めてのことでありまして、どのように調査をすれば、またアンケートの形を整えればより効果的かなということをはんとに真剣になって研究しております。その研究の仕方としては、国の機関にお尋ねをしたり、また、県の機関にお尋ねをしたりいろいろな形で御指導いただきながら今研究をしております。やはり貴重な税金でありますので、むだには使いたくないという思いの中で、今慎重に研究をして、どのようにすれば効果的に地権者の方々にはわかっていただけるような、また、先につなげていけるような調査ができるのか、今一生懸命考えているというのが現状でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋委員

さっきのやりとりからそういうふうに私は理解できないから副市長や市長にあえて聞いておるわけですよ。担当部長と課長の話で納得と、いろいろあるけども、それは頑張らっせていうならそれでいいけども、そうではないでしょう。そうではないから私は、あえて発言をし、副市長、市長に求めているんですよ。口では財政が厳しいとかいろいろおっしゃってるけども、この件に関して申し上げるならば、調査の趣旨、動機も問題だけれども、手法、やり方、段取り極めて不十分だということを改めて申し上げておきます。

以上で終わります。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 工事請負契約の締結について(市営住宅建設(建築)工事)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

市営住宅の建設についてお伺いします。

いただいた資料によりますと、10社において応札が行われたということですが、この中で、株式会社伊藤工務店が第1回の入札書記載金額1億4,900万円で落札されたということですが、この伊藤工務店の過去の知立市における入札状況をまず教えてください。

それと、この伊藤工務店の業績と申しますか、実績と申しますか、それともう一つ、財務状況についてもあわせて教えてください。

○建築課長

建築の方に御質問をいただきました。

伊藤工務店の知立市での実績という御質問でございますが、知立市では実績がございません。近くで申しますと大府市、刈谷市、名古屋市の方で実績があるということを聞いております。

それから、伊藤工務店の内容ですけど、ホームページの方で見たものですけど、刈谷の方に支店がございます。創業が1922年ということで、設立が資本金が1億円、営業種目が総合建設業、設計事務所、不動産業という営業種目になっております。従業員が223名、売り上げの方がホームページ上では83億円と聞いておりますけど、出来高としては200億円ぐらいやってるのかなということでございます。

以上です。

○安江委員

今の御答弁ですと信頼に足る非常に優良な業者

ということで判断してもいいと思いますが、そこで予定価格事前公表についてお伺いしますが、市営住宅建設工事に関して予定価格は、事前公表価格というんですか、これはどのようにして積算されておりますでしょうか。

○建築課長

まず初めに、県とか国の歩掛り単価表、そういうものを使いまして市の方で設計を組みます。これが総額積み上げ計算で幾らという金額が出ます。その金額をもちまして入札に入るわけですけど、その金額に応じまして、それからいわゆる歩切りというんですかね、予定価格というものを金額が大きいものですから、これは市長によって予定価格が決められるということに事務上はそういうふうになっております。

以上でございます。

○安江委員

そうすると、今回この10社ありまして、1億4,900万円から2億3,500万円までかなりの数字に乖離があらわれておりますが、これについて当局はどのようにお考えですか。

○建築課長

今御質問をいただきましたように、入札執行書の中では1億9,000万円から一番金額の大きい方で2億3,500万円ということで、すごく差があるということでございます。

この伊藤工務店の1億4,900万円というこの数字が今回低入札価格ということで、私どもの方が設定している金額よりも安くなったと。いわゆる競争が激しくて競争原理がすごく働いたのかなということを思います。それによってこの差にすごく乖離が出たというふうに解釈しております。

○安江委員

不景気により仕事の奪い合い、先ほど来言われていますリーマンショック以来の企業の仕事を奪い合うという形でこういう金額が出てきたと言われるんですけど、60.2%から94.4%と、いくら企業が赤字覚悟とはいえ、30%の差があるわけですよ。これはいかにしても一般の市民に対して説明がつかないと思うんですけど、そういったことに

関してどのようなお考えがあるのか、同説明されるのか、ちょっとその辺のところを吐露していただいたんですけど。

○建築課長

この件につきましては、低入札価格ということになりますので、今回議会の方に諮る前に、その価格について審査会を行いまして、その中で伊藤工務店が出してきた中身ですね、見積書をいただきまして、それから低入札の要綱に従いましてどういう理由でやったのかという中身ですね、その辺を検討しております。

これにつきましては、知立市低入札価格調査実施要綱というものがございまして、その条文の中に第5条がありまして、その中に別記様式というものがございます。その中に調査項目がずらずらと書いてあります。ちょっと読み上げます。

その価格により入札した理由とか手持ち工事の状況、それから当該工事付近における手持ち工事があるかないか。それから手持ち資材の状況、今現在も資材があるのかどうか、そういう話ですね。それから資材購入先及び購入先と入札者との関係、今まで下請としての信頼関係というんですかね。それから労務者の具体的供給の見通し、下請契約予定者及び下請金額、それから先ほどお話がありました過去に施行した公共工事の実績、そういうものがあるかどうか、信用の状態等ですね、この辺を審査会の方に提出していただきまして、それから1億4,900万円ということで入札をしていただきました見積書を提出していただいて、審査会の中で伊藤工務店に来ていただきまして、その中で疑問点を私どもの方から問い合わせるということで、その中で金額的には確かに安いということなんですけど、経費的に資材の、私どもが一番心配するのは品質管理、品質自体が粗悪なものになっては非常に困るということですので、見積もりの中身を見れば設計書に記載された資材が入っているということで、こちら辺はおおむねこれぐらいだろうということで了解しております。一番大きなところでいいますと、管理費ですね、現場管理費とか一般管理費、それから共通架設費とい

うものがありまして、そういうところは一般のものに比べるとすごく落としてあるということで、その辺を業者の方に聞きますと、今回知立市の方に何としても実績を残したいということと、それから民間の方でもいろいろ仕事が取れないということで、知立市の方の仕事も取りたいということがありまして、会社の方針としては、今回競争させてもらって落としてきたということです。その一般管理費とかそういう経費については会社の中で相対的に見てその中でやっていこうということでございます。

それから、資材についても集中的に購入して少しでも安く資材を手に入れようということも聞いております。

以上でございます。

○安江委員

今御説明いただいたのは、私が最初に質問させていただいた信頼に足る非常に優秀な業者であるということと言われただけであって、あと改めては目に見えない管理費だとかそういうところが安いからというふうにおっしゃるけど、それにしてもこの30%の開きというのはあまりにも多い。

これは当局の積算があまりにも甘かったのではないかとというふうに指摘されても仕方がないと思えますけど、その辺についてはいかがですかね。

○建築課長

低入札になりますと必ずその辺の話が出てくるわけですけど、これも国の歩掛り、県の方で出してる単価表、建設物価等々そういうものによって1つ1つが積み上げられてきたものでございます。したがって、設計単価の方が高いとかそういうことは一切ございません。

○安江委員

そうすると国のガイドラインというか、県のそういうものに沿っているから、それにあわせてやってくるから高くないというふうにおっしゃると、知立市自体の関与するところというものは全くないということですか。いろんな状況を判断したりとか、例えば現在現状を把握して、このぐらいになるという意向というものが全く反映してないと

ということということですか。

○建築課長

確かに入札で低い金額で入ったと。安かろう、悪かろうということでは非常に困るわけございまして、設計の中身の資材そのものと比較して相手からもらった見積もりも見て、その中で品質の方は確保できると。それから後で現場の方が始まればその品質についても監督行為によって強化をしまして品質の悪いものを排除できるということ、品質についてはおおむねいけると。

あと、労務単価ですね、元請があって下請があるという感じなんですけど、下請の方の価格が不当に安くされないだろうかとかいうことがあるわけなんですけど、これも下請の方の見積もりをあげてもらって、それを元請の方が提示してるということでもありますので、それも労務単価の方も何とかクリアできるということです。

したがって、会社としての先ほども言いましたけど、一般管理費だとか現場管理費、そういう工事についてはいろんな必要経費というものがございまして、そういうものは現場単位で普通はそういうものが要るんですね、現場管理費。一般管理費はそんなにはかからないんですけど、そういうものがありまして、先ほども言いましたけど、知立市に何とか実績を残したいということもありまして、その辺を強力に推し進めて過度の競争入札になってしまったということございまして、

○安江委員

そうすると、今私の質問に対しては、あまり明確な答えはなかったように思うんですね。管理費はどの、品質管理はできるとか、そういうことは最初に伺ったときに優良な企業だということがわかっておるわけですから、知立市がいかに積算のときに状況を踏まえた積算を行っておるかということなんです。これだけの乖離があるということは、数字的に、国と県の指標に沿ったやり方でしたら予定価格事前公表のお金になったわけ、金額になったわけですよ。でも実際に落札されたのは1億4,900万円という数字なんです。それに例えばあなた自身がどれだけ関与できたか、

関与したのか。

ちょっと質問の仕方が悪いか、要するに、ずっと数字を並べて積み上げただけの数字がこの2億4,682万円ですか、この数字になったわけですよ。だから状況を全く踏まえずにこういう数字を出しておるのかと。さっき言われたみたいに、例えば景気が悪いからとか、競争原理が働くとかそういうことは全く考えずにこういう金額を出すということですか。

○建築課長

今の質問も私もなかなかわかりにくかったんですけど、公共の工事といいますと、やっぱり国の歩掛り、県の歩掛り単価表そういうもの、先ほど言いましたけど、建設物価だとか建設資料だとかそういうもので積み重ねていきます。これが民間の場合でありますと、今仕事の量を考えて、こんなに高くなくても取ってもらえるということで価格の面は抑えて安くいいものをつくってもらおうということにはなるかと思うんですけど、公共事業の場合はそういうことはできませんので、標準価格というんですかね、国が出している歩掛りに基づいて、それから県の方の参考で出してる単価や何かを用いまして1つ1つを積み上げてましてトータル的な金額を出してくるという手法でございまして、こういう今までのよその実態を見まして、もう少し低く設定をできるじゃないのかというふうに聞こえたんですけど、そういうことは公共事業には行っておりません。

以上です。

○安江委員

そうすると、今回のこの場合は、全くまねなことで、今後これが参考になるようなことは一切ないということですね。今後ずっとそういうことで国と県の指標に基づいて積み重ねていかれるということになると、むだなく適正公平な積算が行われるかという、私はちょっと今まで公共事業に関することに関しては全くの素人だったものでわかりませんが、何となくむだが発生してるような思いを持つんですが、その辺お答えいただいて、私、質問を終わります。

○建築課長

知立市だけではなくて、今の状況と同じようなことで積算をしている場合には、どこに自治体もこういうような状況になりやすいというふうに私の方は思っております。

したがって、下の方の低入札の関係ですね、こういうものを今の不況の状況では、あまり私の方もいい状態とは思っておりません。適正な価格で公共事業について信頼できる品質のものをつくってもらいたいということを思っておりますので、何と最後結んだらいいかわかりませんが、適正にやっていきたいと思っております。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時11分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田滋彦委員

市営住宅について先ほどから議論ありますので、二、三点お伺いしたいと思います。

今回落札率が60.16ということですが、平成17年に国の地方公共団体における公共工事の入札及び契約手続に関する改善等についての通達が再度たしか出されてると思います。それについては、最低制限価格の引き上げ、建設業の地域の雇用を確保することと産業の発展に寄与するために適正な工事予定価格の事前公表をやめて地域要件及び入札参加の適切なものを行うようにという通達があったと思います。

そこでお伺いしたいのは、今回60.16で契約されましたが、私が考えたのは、知立はこの入札の資格基準というのは設けておりません。これは今までにも議論はなかったのかどうか教えていただきたいと思っております。

○建築課長

これは建築課の方の所管ではございませんけど、総務課の方で議論してるかとは思いますが、この件に関しては、ただいま検討中ということで聞

いております。

また今、委員が紹介していただいた国からの通達ですね、その方も昨年の6月の要請があったというふうに文書の方にはなっております。

以上でございます。

○池田滋彦委員

あまりにも低い入札率であるために、やっぱりそれをチェックする機関として先ほど説明された審査会、これについて審査会へというのはどういう方が、どういう部署が担当するのか、その中身を教えていただきたいと思っております。

○建築課長

低入札になりますと低入札価格調査会というのがございます。メンバーとしましては、総務部長、総務課長、執行者側の今回でいいますと建築部長、私、建築課長、担当の係長、担当者というメンバーになります。事務局が総務課の契約検査係というところが事務局になっております。

この中で、低入札をした伊藤工務店を呼びまして、そこでヒアリングをさせていただくということでございます。

○池田滋彦委員

この審査会、議論はどんなふうに話が出たかわかりませんが、価格があまり低いということで審査会やったんですが、その審査会の中で一番重要な議題となったのは、もう一度教えていただきたいと思っております。

○建築課長

やっぱり価格ですね、総額が低いということがありますので、先ほども言いますが、現物の品質管理、今回の場合だと市営住宅を建ててもらったときに粗悪なコンクリートが使われたり、粗悪な鉄筋が使われたりされると非常に建物自体がよくないということがありますので、製品単価については設計書のものと比較して遜色ないもの、同等品でやってもらうということの確認ですね。

それから、建設業法でいう下請に安い金額で請け負えというような強制するようなそういう架空の建設業法には抵触するものですから、そういうこともあってはならないということ。

それから、工事やるにつきましては、安全面についても安くて、また事故があつては困るということがありますので安全管理もしっかりやってもらふということ。

それから、現場での品質を管理するために現場へ持ってきたものには製品の品質が確保されているかどうか、コンクリートであればテストピースをつくるとか、鉄筋であれば引っ張り試験をやるとか、そういう品質管理の試験をやるといふことでございます。

○池田滋彦委員

審査会もいいんですが、知立市もやはり失格基準を設けて、ある程度アンダーラインを引いた方がこういう面倒くさいことはしなくてもいいじゃないかと考えるのは私の考えですけども、できればそういう心配あるんでしたら、最低基準を設けてそれを下回るようだったら失格基準として外した方が今後のためにはいいんじゃないかと考えますけども、その方向で今後考えることはありませんでしょうかね。

○建築課長

今、委員おっしゃられるとおり、今みたいな不況時のときには私もやっぱりあまりに競争が激しくて価格でもってすごく安くなるということにつきましては、どこかでひずみが起きても困りますので、ある程度のラインを引いて失格という基準ですかね、国の言うようなことをやっていくべきだなということは個人的に思っております。

それについても担当部局の方でも考えておりますので、今後その辺の話がまた進むかと思っております。

以上です。

○池田滋彦委員

国の基準としても66.6%が最低限度だというふうに言われております。そういう観点からしても、あまりにも低いのはやはりこういう基準を設けた方が後々の過当競争の歯どめにもなると思うので、ぜひしっかり検討していただいてやっていただく方がいいかなと考えます。

もう一つお伺いしたいのは、関連で、実際知立

市は同じ市内の業者を使う場合に、最低が今は3,000万円以下はたしか市内業者へ発注できるというふうには設定されていると思いますが、それで間違いなかったですね。

○建築課長

今の知立市の条件付き一般競争入札の要綱によれば建築一式工事の場合、市内業者のみの場合は130万円以上の3,000万円未満ということですよ。土木一式工事でもこれは同じでございます。

したがいまして、3,000万円を超える場合は準市内業者が入ってくるということになっております。

○池田滋彦委員

現在大変景気が悪くて、さっきからお話されたように、景気が悪いからこういう低入札で価格が出てくるという話があります。

ただ、今知立の業者も大変苦勞していると思えますし、苦難の道を歩んでると思えますが、市は市で公共事業を市内へ落とす、それによつての経済効果というのは非常に大きいものがあるような気がいたしますし、そういう意見が本議会でもありました。私もそう思いますが、今後、市の方からの公共事業を市内業者に委託する場合に入札をおろす場合に、ある程度の基準がもう少し額を上げてもいいんじゃないかと私は考えますが、そこら辺の検討というか、基準的には例えばこれは安城の例ですが、市内におろす業者に入札をしていただくのは最高が1億5,000万円未満、刈谷も1億5,000万円以下というふうで、それから碧南も1億5,000万円、ほとんどそのぐらいまでに価格を上げて市内業者を使うような方向にもつていっております。高浜においても非常にわかりやすく、その入札条件もしっかり決められておりますが、そういう意味でいうと、知立は5,000万円までしか市内と準市内業者しか入札できないような形になっているような気がするんですが、これを他市と同じように1億5,000万円以下までは市内業者で入札を行えるような状態にもつていけないものかどうか、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○建築課長

これも私の方が紹介しているものじゃないもの
ですから、なかなか言えないんですけど、例えば
安城とか刈谷と言いますと業者の数もたくさんあ
ります。点数の高い業者も多分知立市よりもきつ
と多いと思うんです。知立市の場合ですと、業者
数も非常に少ないということもありまして、その
辺が多かれ少なかれ影響するのかもしれないこと
もあります。

それから、発注量も総額的なものが違うという
こともありますので、その辺が絡むのかなという
ことでございます。

○池田滋彦委員

大変失礼しました。質問の域が超えてしました
ので、最後に、低入札価格の失格基準だけ今後検
討していただければと思いますので、よろしくお
願いたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員

る今回の入札について質疑がされております。
低入札価格調査実施要綱によれば、設計金額が
130万円以上の競争入札の場合に低価格入札制度
を実施することができる、こううたってありま
す。低価格入札を実施する場合には、入札者にそ
のことを周知することが必要だと思いますが、そ
ういう手続は、もちろんきちっとやってやられた
ということですね。

○建築課長

これにつきましては、電子入札で入ってきます
ので、その価格については総務課の方で先に低入
札だということを通知があったということござい
ます。それを受けて低入札の方の開催をさせて
もらったという運びでございます。

○高橋委員

総務課の方が入札を仕切るわけですので、総務
課の方が低入札制度を導入するということを電子
入札で周知するということですね、今の答弁は。

さっきちょっと聞こえなかったんですが、基準
価格もそこで公表するということですか。

○建築課長

入札の公示の中で、電子入札の中で公表されて

いるのは予定価格が発表されまして、その中に低
入札価格というところの欄は低入札がありとい
うことになっておりますので、価格が低入札に入れ
はその会議を開くということになっております。

○高橋委員

今回の場合の低入札の基準価格はお幾らですか。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時27分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

公表されてませんので非公開ということで、今
現在はなっているというんですかね、要綱でいく
とそういう決めで動いております。

以上でございます。

○高橋委員

同要綱第3条では、契約担当者は、あなたはね、
予定価格の5分の4から3分の2までの範囲にお
いて低入札調査基準価格を定めなければならない。
第2項で前項の規定により基準価格を定めたとき
は予定価格に併記しなければならないと、こうな
っておるんですよ。予定価格は公表されてますか
ら事前公表。当然基準価格も予定価格に併記され
ているわけですからこれは決まっておるんですが、
これは公表できないということですか、現時点も。

○建築課長

これに関しましては、6月のときにもそんなお
話があったかと思うんですけど、要綱的には公表
ができないということはどうもうたってはいない
んですけど、公表するところもうたってない
ということで、今までの運用の中できると公表
はしないと。今までの中でいくとそういうことで
動いております。

○高橋委員

なぜ公表しないんですか。

○建築課長

これも前回質問がありましたけど、その件につ

いて明確に公表しようというところが要綱にないということで、その辺も含めて、当時の議会の方でもその辺の話があって検討課題になってたかと記憶しております。

以上でございます。

○高橋委員

秘匿しないければならない理由は何ですか。要するに、公開しない理由は何ですか。公開しているケースがないということはわかりました。公開するというふうには書いてないこともわかりました。

しかし、公開しないとも書いてない。全体には情報公開と市民の目線で仕事をやっていくという全体の流れの中で、予定価格は事前公表ですよ。あえて基準価格を公表できないという理由は何ですか。説得力のある答弁をお願いします。どういう理由で公表できないんですか。

○建築課長

私の方で決めている話ではありませんので、一応関係総務課を通じてそういうふうに市の中では要綱には確かに委員の言われるように公表はできないというところは要綱にはないわけですけど、現在では公表というものにはしていないということで、要綱には新たに改正してその辺をうたい込む必要があるのかなということです。

○高橋委員

これは自治体行政の秘密ということですか。秘匿しなければまずいというふうに担当課長はそういうふうに考えてみえますか。あなたの所管事項ではないです。これを公開するかせんかは総務部が決めることですが、しかし、担当課長として今議論されてる低入札価格はこういう事態でこういうふうにやられてると。今、基準価格はお幾らですかと、幾らに決められたんですかということ公表しないと。秘匿しなきゃいかん理由はどこにあるんですか。公表したらまずいんですか。担当課長としてどう考えますか。

○建築課長

私は公表しても構わないとは思いますが、市全体組織で動いている話ですので、それはやっぱ

り歩調を合わせてやっていく必要がある。それを要するにはそれぞれの課がばらばらで公表したり公表しないということは非常にまずいということだと思いますので、その辺の要綱の改正というんですかね、すっきりした形にしてもらえばと思います。

○高橋委員

建築課長一人では決められないよということですが、この設計の入札の担当課長はあなたですよ。あなたは個人的には別に公表しても問題ないと思う。建築課長の発想というのは、大体標準的なんですよ。私があなたと長年つき合ってきて。あなたがいいというふうに考えておられれば、多分この中の課長は、どこかで所管課長になられますよ、工事担当ですから、どこかで所管課長になれる。1人1人聞くまでもないですが、あえて秘匿しなきゃいかん理由はどこにあるんだと。これは名鉄なら別ですね。これは全然話になりませんから、名鉄とお話してるなら別ですが、良識ある市当局の幹部団とお話するのに、建築課長、私は個人的に公表してもいいと思う。私もそう思います。

副市長、何でこれを秘匿するんですか。

○清水副市長

私もそのところまで深く探求したことはございませんが、いずれにいたしましても、前回6月議会のいろんな議論の中でもそういったようなことで課題になっているということは承知しています。

もう一つは、なかなかいろんな考え方もあるようでございますけども、その辺の市にとってのリスク、いわゆる契約事務の流れの中でこういったリスクがあるのか、だめなのかいいいのか、そういったところは6月以降から進んではおりませんが、課題とさせていただきますというふうに思います。

○高橋委員

6月議会ではこの市役所周りの下水本管の入札行為で低価格入札が問題になりましたね。

それでね、さっきから出てるように、あまり

にもひどいダンピングは避けなければいけません。安かろう、財政が有利だというだけではいけません。これは仕事をやって請け負っている人たちの実際の生活もあれば給料も払わなければいけない。安全で快適な仕事もしてもわらなきやいかんという観点からいったら、あまりにも極端な低価格は断固として排除しなきゃいけない、こういうふうに思います。

ところが発表しないと。私は予定価格として発表されたらどうかと思う。予定価格2億4,768万2,000円、最低調査基準価格、例えば1億8,000万円、5分の4から3分の2の間で決めるんですから、この予定価格の5分の4から3分の2の範囲で決めますから、1億6,512万円から1億9,814万円の間にあるんですよ、基準価格というのはね。だから、これ幾らになっておるか発表されてないのでわかりませんが、例えば1億8,000万円ですと、これやるんですよ。

そうすると業者は、1億8,000万円を下回った応札をした場合には、直ちに契約してもらえないということはわかりますね。基準価格を下回った場合には契約しないと書いてある。さっき言った審査会開いて、調査会開いてヒアリングしてからしか決まらないということになるので、なるほど1億8,000万円を下回ったら、これは契約の相手としてすぐ契約してもらえないかということはわかりますよ。それがそのことが、より低価格を抑えていく行政的なしかけになるんじゃないかと私は思っているんですが、担当課長、そう思われませんか。

○建築課長

この価格については予定価格も公表されてますし、明らかにしても別段問題はないのかなということは私は感じております。

○高橋委員

だったら明らかにしてくださいよ。

副市長、何でこれがずっと答えが出ないんですか。どこかに明らかにすると問題があるんですか。あったら言ってくださいよ。

○清水副市長

いろんなケースが想定されるのかなという中で、これがちょっと今ふと出てきた資料ですけども、そういう基準価格というものを公表した場合に、皆さん競争ですので受注をしようということでは皆さん競争されますので、そうするとそういった応札というのが、すべてその金額になってしまう可能性もあるわけですね。

そうしますと、その場合には電子入札はシステム上それをくじ引きというような形でやっていくということになるわけです。そういったことが真の競争性の担保というところでいかなものかというような議論もあるように私は聞いております。

○高橋委員

だとしたら、その前提に立つならね、低価格を下回ったのは失格と。直ちに失格、そうしなきゃいけません。

今はぼんやりと落とし穴をつくっておいてだね、わからんように落とし穴がつくってあるんですよ。5分の4から3分の2の範囲で落とし穴をつくっておいて、はまったかはまらんかは自覚がないですよ。だけでも呼び出されるわけですよ。これは、はまったなど。で、ヒアリングですよ。さっきから出ておるように、どんだけ低くても、その3分の2を下回っていいんですから、66%ですね、3分の2というのは。3分の2を下回ったって低価格調査会が調査してくれてオーケーになるんだから、低価格の基準価格なんて、あってないがごとき話じゃないですか。

基準価格を下回ったのでは失格になりますというふうに明確にうたってあれば副市長におっしゃるように、そのあたりに群がる可能性がないではない。ほしい人はね。だけど今までの答弁では別に下回っておったっていいわけだから、下回った場合には直ちに落札することはしないと。一度審査会開きますよということがありますから、それが嫌ならその点より上で応札しなきゃいかん。しかし、その下で応札しても最低価格を取れば一応落札の資格は調査会が開かれる。

私は、そういう点では、従来の最低制限価格、従来読んでいた、あの方がすっきりしてると思う

んですよ。今でもそう思いますよ。5分の4から3分の2の間に最低制限価格を設けて、それを下回った場合は失格と。この間も論議したように、それが今、知立市の規則にまだ残っておるんですよ。総務部長に残ったまま何でこの要綱が生きるんだと言ったら、それは申しわけなかったということで、まだそれもかえてないでしょう。ちょっと経過を説明してください。3カ月でやれんよとおっしゃるかもしれんけど、3カ月たつので、規則は変えられたんですか。まだ変えたという話は聞いてないけど、副市長、急いでやってもらわなにかんじやないですか。

○清水副市長

申しわけありません。ちょっと私も決裁した記憶がないと思いますので、まだやれてないというふうに思います。一度確認をさせます。

○高橋委員

だからやってないのにまたこの低価格が3カ月後の議会で問題になってると、これはちょっと緊張感のない証拠じゃないですか。もう既に要綱はできているでしょう。41の17番できていますね。あれを差しかえて規則を廃止すればいいじゃないですか。何でそれが直ちにできないんですか。3カ月たつても。指摘されて、わかりましたと。大至急やりますとって答弁されている。これは低価格入札価格、今議論になっているこの法体系、条例体系、規則の体系の最も中心をなす問題が幹部団できちっと意思統一がされてないというここにやっぱり入札に対する市の構えの甘さがあるんじゃないですか。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時43分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水副市長

最低制限価格の設定の件ですけども、前回の議会のときの先ほどの総務部長のお話と今要綱を

云々ということをお願いしましたが、ちょっと私の記憶が間違っておったら大変失礼なことでございますけども、最低制限価格の設定につきましては、従来平成17年4月1日以前においては最低制限価格制度を採用しておりましたが、同日施行の知立市低入札価格調査実施要綱により設計額130万円を超える競争入札に付する工事すべてにおいて低入札調査基準価格制度を採用しているということでございます。

このことと先ほど私が申し上げました要綱の改正の中身というのは頭の中でくつつきませんが、ここはそのあとで総務部長が追加で訂正をさせていただきような記憶があるんですが、それはちょっと違う話でしょうか。

○高橋委員

平成17年4月1日から低価格入札の要綱ができたことは承知しておりますし、その要綱ができたときに最低制限価格というのも廃止されたというふうには聞いておるんですけども、知立市契約規則の最低制限価格はそのままうたってありますがね。去る6月議会で私がただしました。あれをかえたということですか。あの契約規則、例規集に挟まれている契約規則何条か忘れましたが、あれはもう廃棄されて改正されているということではないですか。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時47分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水副市長

申しわけありません。実務のことに疎くて申しわけありません。

ただいまの契約規則でございます第15条、最低制限価格の作成については、契約担当者は第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には前条の規定により決定をした予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内で云々というよ

うな規定になっているこのことだというふうに思いますけども、現在では、先ほど申し上げました形で最低制限価格は設けず低入札調査価格を設けるという形でそういう組織を改め、そういったもので各担当に通知をしておりますので、そういった中身で実施をしているということでございます。

○高橋委員

それは6月議会の議論のぶり返しをせないかんがね。そんなふうに勝手にこの規則にもうたつてない低価格入札制度を要綱で突然平成17年4月1日から差し込んで、規則そのものには低価格基準入札制度なんて一行もうたつてないじゃないですか。要綱にあるのは最低制限価格ですよ。一行もうたつてないものが要綱で突然あらわれて、平成17年4月からはこちらへ迂回してますと、要綱の方へ、そんなばかな理屈がありますか。それを議論しましたがね、6月に。わかりましたと、総務部長もあなたも。大至急かえますというのが今までの答弁じゃないですか。何をやっておるんですか、副市長、申しわけないけども。6月議会の論点をまたぶり返す話だよ、そういう答弁をされたんだ。私は、何を言っとるんだと。いつから要綱を下回るような規則に位置づけを変えたんだというたら、まことに申しわけない。低価格基準入札価格の調査実施要綱があったとしても要綱にはその低価格調査入札なんていっことも書いてない。最低制限価格しか書いてない。最低制限価格やってないのに排除して低価格の入札制度をうたわなきゃうそじゃないですか。そういうふうにしますというのが6月議会の答弁ですよ。その履行を求めておるんですがね。

○清水副市長

ちょっと今その議論が頭にあるんですけども、今申し上げました規則の第15条の規定に基づき、これは最低制限価格を設ける場合はということの規定しているわけでございます。そういうことの中で、先ほど申し上げた今、低入札基準価格を採用し、それをやってるということで、それが明確でないということの御指摘、これが6月の議会にあったということでございます。再度一度早急に

調査をし、適正に対応していきたいというふうに思います。

○高橋委員

予定価格の5分の4から3分の2の範囲で価格を決めるというのは、もともとの規則でいう最低制限価格ですよ。これを採用していないんだと、もう今回は。採用しとるのは、同じ金額のジャンルで低価格入札を要綱でうたつたから、そちらへ迂回して実施しとるんだというのがその言い方ですよ。何遍も議論して時間の浪費をやめたいので、そんなことは許されませんよ。同じ金額のジャンルを一方では最低制限価格と言いつつ、もう一方要綱では低価格の基準額だと言っている。そんなばかげた二枚舌ような規定がどこにあるんですか。規則を変えてくださいよ。その上でそれを補足する要綱を設けるというのが大原則じゃないですか。そこを求めて、わかりましたというのが6月議会の答弁です。

○清水副市長

今、御指摘の低入札価格調査実施要綱、それと契約規則この整合をきちっと図れというのが御質問者の御指摘だということでございます。早急にそのような形にしていきたいと思いますというふうに思います。

○高橋委員

事態はどんどん進んでいるにもかかわらず、市側の入札に対する考え方が追いついていないと、これは実態として明らかになりました。その議会の指摘事項、合意事項についても、その後精査されていないというのが明らかになりました。

基準価格についても公表しても問題がないという担当課長の答弁がありながら、これが内部で検討されていないということも明らかになりました。これはずさんとしか言いようがないじゃないですか、林市長、あなたもずっと委員会には出席されておるわけだから、なぜそれを部下に指示しないんですか。ちいと怠けてみえんんじゃないですか。市長、どうですか。

○清水副市長

その価格の問題につきましては、内部で議論を

させていただいております。まだそれがはっきりと結論として出てないということで御理解をいただきたいと思います。内部ではその検討しております。

○高橋委員

それは3カ月たっても返事ができないような重要科目なんですか。情報は公開していくべきですよ。予定価格と一緒に低入札基準価格をうたうのがどうかと思うなら、それはちょっと留保されておってもいいですが、終わってからの議会の質問に対して答えるというのは、こんなものは応用問題でもなければ当たり前話じゃないですか。その当たり前の話が、何で三月もかかってその議論がみえないんですか。極めて不誠実。情報効果ほんとおやりになる気がないんじゃないかと思うんですが、市長、どうですか。大至急指示させて明らかにさせなさいよ。今回の市営住宅については基準価格を示してほしい。

○林市長

情報公開は私、進めている柱の一つでありまして、透明化を図るということでやらさせていただいております。

契約については、ほんとにデリケートな部分があるわけでありまして、そうした中で、事務は指名審査会というところがあるということで、そのトップであります副市長が適切な判断をしてやっていただくわけでありまして。私の思いは透明化、情報公開というのは十分職員の間にも浸透しておりますので、そういう思いで慎重に対応しているところだというふうに思っております。

○高橋委員

6月議会で最低制限価格の規則の議論が出て、そして、なぜ低入札の基準価格が明らかにならないんだと、明らかにせよと。検討を約束すると言っておられて、3カ月もたつてね、いまだに結論が出ないということに対して、市長どう思われますか。それでいいんですか。

○林市長

この契約に関してのことは、先ほど申し上げましたが、非常にデリケートな部分であろうという

ふうに思っておりますので、その期間がやはり3カ月ということでは、今、高橋委員おっしゃられたように、ちょっと長すぎるんじゃないかということの御指摘であります。そうしたこともしっかりと踏まえて対応をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

いつまでにやるんですか。

○清水副市長

価格の先ほどの池田委員の御質問にもありましたような課題、そういったものを含めて、いろんな愛知県の事例でありますとか、また市町の事例等々も資料としてそれを検討の材料として今やっているということでございます。そういった中で、どこの部分が適正なのか、今の制度との整合といったことも含めて考える必要がある。

それからあとは、資格基準といいますか、一定のレベルでの基準価格以下のものについてはすべて失格とすると、これは非常にわかりやすいという御質問者の御指摘もございました。そういったものを取り入れとすれば、先ほど申し上げましたけれども、それをさらに公表という形にしてきますと、いろんな業者が同じ価格に集合してくるという中では、くじ引きというような形での相手方の決定というような行為にもつながるというようないろんなもろもろのことを今話し合っておるわけですが、少し時間がかかっておって大変恐縮ですが、早期にその辺については整理をし、まとめていきたいと思っております。

○高橋委員

だからいつまでにまとめて結論出されるんですか。

○清水副市長

前回の先ほどの話で、3カ月たっても何もできてないんじゃないかという厳しい御指摘もありました。いつからということをはっきり申し上げられませんが、それだけの時間をいただく必要がないというふうに考えております。

○高橋委員

必要なのはじっくり時間をかけて検討していた

できればいいですよ。必要な時間が物によって。

しかし、低入札の問題がこれほど議会でも議論になり、そういう案件も出てくる中で、6月議会で指摘された事項が問題意識として、きょうちょっと所管が違います、そういう意味ではね。総務部長にたださないかんところなんです、問題意識としてそれが当局の中できちっと位置づけられていないということは大問題だと思うんですね。要するに検討してないということです、規則の変更を含めてね。

それで同じ次元で低入札の基準価格についても検討されたのかされんかよくわからんけども、いまだに結論が出ていない。そういう野放図な姿勢でいいのかということをおしはただしているんですよ。もちろん入札はいろいろ複雑な機構が環境がありますから、その都度必要に応じて検討しなければなりません、私は、今申し上げた程度の話なら、すぐにも結論の出る話。さっき建築課長がおっしゃられたとおりですよ。公表すると何が悪いのか、そんなことはない。公表された方がいいと思いますよ。それでいいじゃないですか。それで共有できるじゃないですか。異論があったら言ってくださいよ。そんなことは一定の理解とレベルのある人なら共通の結論。それは事前に公表するかどうかは別ですよ。だけでも求めがあればきちっと公表するなんてことは当然の結論ですよ。その程度の話が、この結論が出ないと。市長も言を左右して副市長にお任せだ。それは業者の選定について市長口出しちゃいけませんよ。しかし、予定価格を公表したらどうかとかね、制度の前進を図る上で市長が積極的に発言したりリーダーシップをとることを禁じてないですよ。

だからそういう点でね、大変迫力ある検討と迫力ある議論と充実した入札制度が日々検討されているというふうには思いがたい。この点には私は怒りと不満を感じずるわけです。どうですか副市長、もう一度答弁してください。やれる話はすぐやる、時間をかけて検討することは、こういう項目については時間をください。きちっと分けて検討すればいいじゃないですか。

○清水副市長

今回の調査価格の公表の件でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました、確かに公表してよろしいじゃないかと、そういう御意見もあろうかというふうには思いますけども、内部検討の後に決定をさせていただきたい。もう少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○高橋委員

現状そういう答弁だったということは認識しておきたいと思います。

私は、3分の2を下回った場合には失格にすべきだというふうに考えています。さっきもありましたように、幾ら下がった段階ならばこれを認め、これを認めないのか。例えば極端なこと。1円で応札した場合どうするんですか。

○建築課長

1円というんですかね、それではもう資材も何も買えないということで、あつてはならない応札ですね。

○高橋委員

だけど私どもは、ぜひ知立市したい。これだけの基金がありますと、内部留保があります。これを切り崩してでもやりますと言われればいいじゃないですか。下請もこうやってきちっと払いますと言われれば履行してもらえばいいじゃないですか。何でいのか。一定の力量のある社会的にもそういう実績のある企業だと。私どもが1円を入れたのは、どうしても知立に恩返しをしたい。内部留保でやりますとおっしゃれば担保できるじゃないですか。

○建築課長

金額によってそれが担保できると言われればできるかもわかりませんが、やっぱり入札という行為自体が公共事業をやっていただくということの中で、社会的に見ても昔のパソコンとかコンピュータのときには1円応札とかそういうのがありましたけど、こういう建設業の中ではそういうものはあつてはならないということだと思います。

○高橋委員

60%の応札ならよくて1円ならいけないという

理屈がどこに成り立つんですか。1円は極端ですから、わかりやすいけども。じゃあ55%だったらペケにするのか。

つまりね、どういうふうにして業者の適性を選定したかということが次に問題になるんですよ。総務部長、総務課長、担当部長、担当課長、担当係長が入り事務方が入って議論するというわけでしょう。何であなたのところは60%の応札なんですかと、ちょっと項目ごとに言っていてくださいと、こうやるわけでしょう。建築課長の答弁はどうだったかという、一般管理費と現場管理費を下げて対応しているんだと。つまり、これは業者のもうけに該当するんですよ。平たくいうと一般管理費がそうですね。業者もうけとは書きませんから、大体業者のもうけに関するそこをはき出しているんだと。材料あるいは下請単価等々が大体適正だと。適正かどうかというのは設計金額が出ますから、これは小林設計ですね。その設計金額にずっと内訳書がありますので、それと大体照合していけばわかるわけですよ。一般管理費が下がっていると。現場管理費も下がっていると。ここで吸収しているということがわかったから、しかも実績のある伊藤工務店だからオーケーにしたというわけでしょう。だったら、その延長でいけば50%でも40%でもいけるということになるじゃないですか。そこはどういうふうと考えられますか。

○建築課長

恐らく50とかそういうオーダーできますと、諸経費の関係ですね、その辺がゼロとなったとしても上の方の直接工事費に係るものの単価も下げなければできないような状態になるかと思えます。そういうところで判断基準という、今のものでいけばその辺が判断基準かなというところですよ。拒否できる内容のものが見つければ、そのもので拒否はしてこうということにはなるかと思えます。

○高橋委員

これ、予定価格に対する応札金額、落札金額の差は9,868万円、約1億円ですよ。1億円予定価格に対して業者が勉強したということですよ。そ

れを材料を落とせない、下請金額を落とせないということになると、今おっしゃった一般管理費と現場管理費で落としたと。そうすると、この会社は約1億円一般管理費と現場管理費で落としたということですか。

○建築課長

大まかに言えば、その一般管理費、現場管理費、共通仮設費というのがありますけど、そういうもので大まかに落としていると。あとは仕入れの方の単価ですね、そういうのもある程度は設計書と同じものではありますが、多少はその辺で値引き価格というのが従来の取引相手ですから、その辺も多少は落とせるというところで積み重なってそういうものになったと思います。

○高橋委員

それは相手は百戦錬磨の業者ですからね、先ほど言ったメンバーで調査会やるんですが、それは公務員の皆さんですから、しよせんそこには善意と協力性というのはずっと出るんですよ、表へね。一生懸命勉強して頑張ってる業者がおるのに、あなたはだめだと。1円は極端だからわかるんだろうけども、6割ならさっき言うように吸収できさうだと。しかし、55%になったら吸収できないかもしれないということは、なかなか難しくてね、議論の対象を公務員の皆さんの判断の現場にそういうものを持ち込むということ自身が困難ですよ。最低制限価格はその意味で、極めて明確だったんです。3分の2を下回れば失格ですよ。だから気をつけていかないかんよ。当時はまだ予定価格も伏せられておったんですよ。予定価格は伏せられてるは最低制限価格はあるは、二重の落とし穴あったんだよ。そこの中へどうやって応札していくのかというのが、いわば業者の知恵と力であったんですよ。今、予定価格公表されている。最低制限価格割り込んだって、さっき言ったヒアリングやって、まあまあ企業なら大体これ通っていくと。これではね、やっぱり公平性は保たれないんじゃないかというふうに私は考えております。

ぜひそういう方向で立派な建築物を担保すると

ということになると思うんですが、念のために、下請契約予定者及び下請金額、これは調査項目に当然入っておりますが、その内容を明らかにしてください。

○建築課長

下請業者の方も何社かございます。例えば、くい工事につきましては業者名豊建株式会社ということですね。金額もですか。

○高橋委員

いやいや、金額もちゃんと担保できとの。

○建築課長

これは積み上げですので、このままこれを信用するしかありませんけど、業者名だけ、中部技研もあります。だから、くい工事が豊建、土工事がクリエーション、仮設工事が中部技研、コンクリート工事もクリエーションですか、たくさんずらずらとございますが、こういう下請数社が入っていますということでございます。

○高橋委員

その金額は適正かどうかは、なぜわかるんですか。

○建築課長

伊藤工務店より応札をいただいた見積もりですね、その見積もりの積み上げをいただいております。これでもって先ほどの言ったそれぞれの諸経費についてここで引いてるということになります。

それから、下請業者については、そのまま応札する前のものをいただいておりますので、それが積み上げてきているということで、単価についてもその辺がわかるものはチェックをしていくということでございます、大体設計金額と比べると若干1割ぐらいは低いかなというところでございます。

○高橋委員

下請の金額も積み上げて精査したと、調査したと。設計金額の90%ぐらいの契約金額が担保されてるということですが、それが履行されるかどうかはちょっと別な話ですよ。そこまでは責任を負ってないでしょう。負うんですか、履行されているかどうか。

○建築課長

信用の問題もありますので、どこまでやるかというところはありますけど、私どもの方は、現在建築物の品質管理が確保されて、下請業者からの元請がひどいというようなそういう建築業法の意反するようなそういうものがなければ、そこまで突っ込んでいくことはできないと思っております。

○高橋委員

だから、その市役所に提示された中身は下請に提示するわけじゃないですから、伊藤工務店はね。だから市役所に対してはこれでやっていきますと、一般管理費と現場管理費をうんとへらしますと、こうやって企業も勉強しますと。下請については9割方ですが、きちっと担保してお金払いますと、こうなるんだけど、それが実際に履行されるかどうか突っ込んでいけないということになると、結果的に市役所に出されたヒアリングの内容は下請には届いてませんので、違う中身の契約になる可能性は百もあるんじゃないですか。結局ダンピングの部分が下請単価の切り下げにかかって、官公需が下請に十分金が回っていかない。構造的な低価格が下へ下へと押し返されていくと、こういう構造を生んでいるんですよ。役所の方は、そこまでやらない。おれたちのメンツの立つような書類だけは出しておけよということはやらないかんわね、少なくとも。しかし、それ以降どうなるとるかということについては、気がかりだろうけれども、そこまでは突っ込んでいかないと。あとは世間の大きな流れの中で処理しなさいと。この結果、今のような中小零細企業が下請企業が音を上げるような実態がずっと社会的に広がっておるわけですよ。そのことを忘れてはいけませんよ、担当課長。その大もとにどうメスを入れるかというのが低価格入札の基準価格、これをどうきちっと担保して価格を保証するかということに源流があるわけですから、原点があるわけですから、このところを間違えてはいけません。

そこでもう一つだけ関連で聞いておきたいのは、設計監理、小林設計ですが、低価格入札の場合の設計監理について、特別に監理のポイントを視点

をダンピングが工事に反映しないようにしなきゃいけないし、下請が結果的に十分な力が発揮できないような仕事ぶりでもいけないし、当然私は、そこに監理の視点が新しく加わって当然だと思うんですが、そういうことは関係ないんですか。

○建築課長

品質管理ということでは、その点を十分に守ってもらうということで小林設計の方にも監理をしていただくということでもあります。

したがって、低入札だから特にというところにはなっていないんですけど、一般的な監理の方法を当然やってもらって、それになおかつ気がついたところは品質についてチェックをさらに強めるということが必要だと思います。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時25分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

るる申し上げましたが、私は、設計監理の段階でテストピースを従来を増してしっかりつくっていただいてチェックするとか、鉄筋の入りぐあい、あるいは部材が設計どおりになっておるのか、きちっとより綿密に監理してほしいなというぐあいに思うんですが、これは設計監理は既に入札が済みましたわね。もう金額決まってるんで、今回は低入札だったからといって小林設計に、いや、もっとこうやって監理を強めてくれということは言えるんですか。

○建築課長

一応契約行為で動いていますので、ある程度のことは言えると思いますけど、過度にこれ以上やれというところはなかなか言えんというんですかね、契約の中で動いていますので、その中の範囲内と。こちらからの多少は弾力的に聞いていただけるところもありますので、その辺はチェックは強化できるような形をお願いをしていくということにな

るかと思います。

○高橋委員

入札の手続として低入札をなかなか阻止できない。それから設計監理の段階でも既に設計監理の入札が終わり金額が決まってるのでテストピースをもっとたくさんつくってもらって、より検査してくれということになると、それは工数とコストがかかる話で、いやいや、そんな契約になってもないよということであれば、結局結果責任が後ほどになってね、風雪が市営住宅にどんどん吹き荒れて、やがて調べてみたら強度不足だったと。東小学校がありましたかね、強度不足。校舎1つ壊しましたがね、1棟。よく調べたらテストピース、コンクリートの強度がなかったということで耐震補強のときに1つ壊しましたがね。そこで初めて発覚したと。そのときの仕事ぶりがね、そこで初めて検証される。それは後世の悲劇だけでも、原因者は既にこの世にはいないと、こういう話になっちゃうでしょう。

だからこれはね、やっぱり行政の一貫性と有利で安全な設計契約をやるというこの大前提からいくと、やっぱり問題だと。それを未然に防ぐために設計のしかけの中で制御し、コントロールして適正なものをそこでつかんでいくというその一番の流れがね、入札の制度の設計の中にあると思うんだね、私は。そのことを改めて申し上げておきたい。ぜひ監理については入念にやっていただけるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

この市営住宅は高場の屠場跡地に設計してつくられるわけですが、今まだおもちゃ箱を転がしたような状況でしょう、あそこ。今、造成やってみえますが、いつから基礎工事が入るんですか。2年間の継続事業ですよ。

○建築課長

ただいまの造成を行っているところと今回受けた業者とは違いますので、今現在の造成工事やっているところはアイシン開発で11月末ぐらいに完了する予定でございます。その後において、今回の議会の方で承認いただければ伊藤工務店が入

てくるという運びになります。

○高橋委員

造成はアイシン開発がやっとなんということは承知してますよ。あの造成した後に、あの現場に市営住宅が建つんでしょ。違うんですか。違う場所です。だから今、現場のおもちゃ箱をがらにしたらどうな環境でしょうと言っておるわけだがね。重機が入って低地の山屋敷があり、1つ広場があるでしょう。広場があり、山屋敷の公民館がありますね。あの低地をぐっと盛り上げて今、造成してますよね。あそこへつくるんでしょ。11月から本契約、この本市営住宅の基礎工事が11月から始まるということですか。

○建築課長

説明がまずくて申しわけございません。

今回のこの議会で認めていただければ、10月から議会後に契約をさせていただいて、来年の平成24年の3月までが工期になります。そこまでの工期は必要、それよりも早くできるかと思えますけど、一応工期的には3月までということになります。継続してつくっていくということで、5階建てで6戸で30戸ということでございます。

○高橋委員

そうすると、今年度の出来高は何%ぐらいを予定されておるんですか。

○建築課長

ちょっとしっかりと覚えてませんが、2割から3割ぐらいということで今年度終わるということでございます。

したがって、造成が終わって中に入って、くい工事が終わって、後はどのぐらいまで立ち上がってくるかというところかなと思っております。

○高橋委員

今年度2割から3割ということですが、当然2年にまたがる事業ですので継続費の議決がされております。その継続費の議決によりますと、平成22年度で約16%、平成23年度で85%の事業の分担になっておるんです、予算的にいうと。そうすると、あなたのおっしゃる2割から3割にはまいませんね。

ただ、お金が下がったので、落札金額が下がったので泳げるかもしれませんが、その辺間違いないですか。今年度どれぐらいの仕事をやられるつもりですか。2割から3割でいいですか。

○建築課長

今年度の予算は、今委員おっしゃられたように16%というふうになってますけど、それ以上を工事を進めて進捗率を上げておくということでごさいます、それ以上上げれば今年度分については消化できるというふうに踏んでおります。

○高橋委員

契約金額がたつと下がるわけですから、6割、予算額に対してね。平成22年度は6,000万円ですよ。一応継続費で計上してあるのが、6,000万円で契約金額が下がりますから、2割、3割いけると、こういうことですか。

だけど、あの現場を見るとね、そんな早くからくいが打てるのかという感じがするんだわ。ずくずくの山になっておるで、今。もっと元くいがずっと境界の下の方まで刺さるようなくいを打つんですか、どういうふうにするんですか。ずくずくだがね、まだ。11月からくい打っていつちゃう。よく私わからんけれども、ちょっと教えてくださいよ。

○建築課長

今回低入札ということになりましたので、これも地域交付金ということで補助金をいただけてますので、今年度分の予定額というんですかね、その分がちょっと不足をしてくると。不足という言い方はあれですね、国費が全額使えないという状況が起こりますので、その辺の国との交付申請の関係も精査する必要が出てくるのかなということがあります。

したがって、まだちょっとはっきりはわかりませんが、その辺の関係で予算の方もまた補正をさせていただく場合があるかもわかりません。

それから、くいの今お話をですけど、業者が入ってからくいは継ぎぐいになります。継ぎぐいで径が600から450ぐらいの径でございまして、それを7メートルないし8メートルで継ぎぐいで15メー

トルぐらい打っていくと。全部で64本ぐらいを下に打って地盤を固めていうことになります。そのいつ入るかというところは、まだ契約行為も何もしてませんので、業者の工程も出てませんので、何月からというのはわかっておりません。

○高橋委員

現場を見ますとね、これで工事に入れるのかなというような感じを受けるような実態で、それは間違いなくやれるということであれば、それはそのとおり履行してもらえばいいわけですけども、当然契約金額が変わりますので継続費の補正ということになるし、本来なら契約と一緒に出してもらうといいけども、これ追加なのでね、補正が後ほど遅れるということ、それはそれで理解をさせていただきます。

それで、このもともと市営住宅は50戸つくろうという予定でしたよね。今は第1期工事。第2期工事というのは当然予定されているんですが、これはどんな方向で、どういう形になっていくんでしょうか。本議案とは直接関係ないかもしれませんが、念のために。

○建築課長

これは知立市の公営住宅ストック総合活用計画ということで、この中で50戸という数字を出しております。前期に速やかにとということでございまして、高齢者向け住宅を建設するというので、残り20戸につきましては後期でまた考えるということでもあります。

したがって、まだ後期分については前期分の住宅もできてませんので、まだ念頭にございません。

○高橋委員

これは27年まででしたっけ。

○建築課長

平成28年とうたっております。

○高橋委員

そうすると、いつごろに向けて後期計画を具体化していかれるのか。その目鼻だちは、いつごろ明らかになるのか。

今、1期工事を一生懸命やろうというさなかで

すから短兵急なことは言うなということでしょうけども、方向性として少しわかれば示してください。

○建築課長

平成28年ということであれば、逆算していきますと、工事に二、三年は要するという。場所の確保もまだ決まってませんので、前期分ができれば、そのあたりからもラップして考えていかないかんのかなという段階になるかと思います。

したがって、平成24年、平成25年ということになりますでしょうかね。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第51号について挙手により採決します。

議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 工事請負契約の締結について(市営住宅建設(建築)工事)の件は、原案のとおり可決べきものと決定しました。

認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、お言葉に甘えて質疑をさせていただきます。

まず、当市の最大事業である駅周辺区画整理についてちょっとお伺いをします。

本会議で東西線の確保について議論がありました。私も通告はしましたが、時間の関係で駅

周辺の区画整理については触れることができませんでした。

交互通行を前提とするA案、B案、C案というふうに出されました。それぞれの難点が記載をされております。私は、B案、C案それぞれながめさせていただき、A案も見たんですが、結果的にはやはり交互通行を担保することが最重要だなど。いろいろそごが生まれます。現計画でA案を強行しようと思うといろいろそごが生まれますが、やっぱり落ちつくところA案で収れんしていくことが必要ではないのかなと、こんなふうを考えております。当局どんなふうに思ってみえますでしょうか。

○都市開発課長

いろいろ議論はございました。本会議でもございましたけれども、結論づけては困るというような御意見もいただきました。

しかし、商業者部会を開催し、報告会を最後1回ということで、皆さんそれぞれの商店街の御意見を集約した結果がB、C案を基本にして今後議論を進めていくということと、裏返せばA案、相互通行をする案の危険性をわかっていたのかなというふうに解釈をしております。

○高橋委員

東西線確保は私、いつの時期に申し上げたのかよく覚えておりませんが、現在の知立駅がスクランブル信号で全方位にウイングを広げている。東からも北からも西からも駅に入れるような仕組みになっている。ただ、南北は鉄道で遮断しているので南北の通路は難点があるけども、駅北については共通のウイングを広げていると。

今度の計画は、その駅北に等しくウイングを広げている駅の機能を駅東を遮断することによって全体に駅西にシフトすると。駅の位置は北向いてますけども、ロータリーに入る車両は南北線を含めた駅西にシフトして設計されていると。ここが最大の問題点だと。昭和35年、昭和36年、第1次区画整理事業によって知立駅は生みだされました。そして今のような形態の駅になりました。それからもう40年以上たって、まちはそうやって成長し

てきました。

ところが元年構想で打ち出されたのは、駅東を遮断して専ら駅西の南北線を設置することによって駅西から車両を入れるという、いわば今日まで築き上げてきた駅の発展の方向とは全く違う方向で駅の機能と役割を担わせようとした。私は、ここに今日駅前の南北線をどうするかという最大の問題があるというふうに考えていますが、そうは思われませんか。

○都市開発課長

現在の駅周辺の整備計画、いろいろ害はございますけれども、南北線が開通するまで、あるいは東西線が南北線に接続するまでは、おっしゃるとおり東西交通を駅の北側で遮断することはできないと考えております。

しかし、相互通行を残してここに駅前広場をもってきた場合には、御承知のとおり図面にもございますとおり、非常に危険な状態が発生している。これは現在も同じような状態であるということです。駅前広場から東に向かうときには非常に出にくい、そういった状況をあえて新しい駅前広場で復活と言いますか、同じ状況をつくるのかということになりますと、行政としてはそのような危険な状況にはもっていきたくない。

また、公安協議をした場合にも、これは多分許される問題ではないと解釈をしております。

○高橋委員

駅ロータリーと一般通路との間をどういうふうにアクセスするかというのは、これはいろいろ検討すればいいと思うんですよ。

ただ、今の回答にもあるように、長年40年、50年かけてつくり上げてきた知立駅の持っているポテンシャルと言いますかね、発展の方向を阻害するような計画というのはまずいんじゃないかと。駅前のロータリーに着目すれば、今、課長がおっしゃるようにスクランブルで遮断した方が交通のアクセス上は利便性が高い。これはよくわかります。

しかし、それでまちが完結して発展していくなればその方向もいいでしょうが、しかし、駅その

ものが地域に果たしてきた人々の通過とか商店街の構成とか発展の中身とかいうものを総合的に判断しながら駅のロータリーのあり方というのは検討しないと、これはやっぱり将来に禍根を残すというふうに思うんですね。

示されたのは、B案が南北線から西側から東側に抜けるこれはロータリーを通ると。東から西へは真っすぐ行くと。C案はその反対ということなんです。私、この話は市議会ですべて議論をされてきたし、特別委員会でも議論されてきたんですが、本会議でもあったように、なぜこの資料がきょう出されないんですか。これは決算の審議で平成21年度の成果についてどういう成果があったのかというのは委員の皆さんにお知らせする義務があるじゃないですか。本会議でも資料を出すと言っておられておるんですが、きょう、なぜ出ないんですか。

○都市開発課長

まことに申しわけございません。

資料提供の御意見を出された永井議員に確認しましたところ、建設委員会への資料ではなくて本会議への資料ということでしたので、永井議員とも確認した結果、皆様のボックスの中に本日投函しております。

○高橋委員

いつ入れたの。

○都市開発課長

けさ入れております。

○高橋委員

入っておるんですか。

○議会事務局長

私の方で預かっておりますので、まだ私の方からポストには入れておりません。

○高橋委員

これは事務局と当局との行き違いかもしれませんが、この種の資料はね、永井議員が要求したとかしないとかというレベルの話じゃない。これは商業部会開かれて、御商店街の幹部の方が集まって4回、5回やられて、最終的にはリリオで3月に報告会があった。これはね、地元商業者はそう

いう議論をやればいいと、やらないきゃいかん。

ところが、これは市議会の大問題になっておるじゃないですか、東西線というのは、前から。南北線のあり方を含めて。それを予算を計上して平成21年度でコンサルを入れて、地元の人も入ってね、通過点だという議論だけでも一定の方向は出たと。方向というか物が冊子として出たら、これはいち早く市議会に示して、私は特別委員長なんですけど、そういう資料ができましたという報告もなければ、要するに議会の軽視する。

つまり今度の事件というのは、事件というか内容というのは、御商店街の幹部を集めて方向性が出たと、一方通行の。これを今度足場にして、今度から一方通行だよと、これを既成事実にしてね、次から一方通行の議論をしていくんだと。交互通行はもうこれでクリアしたと、こういうやり方ですよ。ところが市議会には書類の一片も出ないと、こんなことでいいですか。私は極めて立腹している。何でだと、当局は。大器晩成でみんなで議論すればいいですよ。何でそういう資料を出さないですか。

それから商業調査、買い物調査ありましたね。これは平成20年でしたか、買い物調査やりましたがね、2日間に分けて。あの結果も出ていますよね。中央通り商店街、新駅商店街が大体エリアが多くて、50歳から60歳が多くて、平日の昼間で午前中で、そして買い回り品ではなくて雑貨品と食料品というのが大体の買い物動向だという資料も出ておるわけでしょう。何でこういうものを市議会に出さないんですか、あなたたちは。さっきの低価格の価格の公表は、これはこれでやってもらわないかんけど、何でそういう基礎資料を市議会にあなた方は提示しないんですか。私は、極めて遺憾だと思いますよ。どうなっておるんだと。いや、商業の買い回りの実態を調査しますと。駅でどういうふうな使われ方してるのか一度調査したいと。東西線何とかしようと、コミュニティ道路が正當なんだと、そういう検証の一つとしてやられたんでしょ。何でそういうものを出されないんですか。私は、資料が出ないですから関係者に

借りてきましたがね、冊子を。それで議員の私が、駅前特別委員長が住民の皆さんからの資料をいただいて、きょう質疑しとるんですよ。こんなばかなことがあっていいんですか。何を考えておるんですか、あなた方は。

○都市開発課長

大変失礼しました。

確かにおっしゃるとおりだと思います。失念をしておりました。

ただ、今回商業者部会でまとまった意見でございまして、駅前広場が完全にかたまっただけではございません。これから今年度もかけて市民の皆様アンケートを取ったり、後日委員会形式で固めていくということもございまして、まだ途中経過ということでございます。

○高橋委員

市長、資料提供をあなたどういうふうと考えてみえるんですか、情報公開と言いながら。ちょっと能天気じゃないですか。

○林市長

できる限り資料も出していきし、情報公開もできる限りというか、そういう思いは変わらないわけでありまして、今、課長申しましたとおり、時期と、あとどういふものを出していくか。今、今回の商業部会6回、5回開催させていただいております中で、もう1回目から随時出していくものなのか、それとも、ある程度かたまってから出すべきなのか、そういうことをやはり担当としては苦慮しながらどういふものを出すかということを考えてながらやっているというふうには思っております。

しかしながら、くどいんですけれども、議会の方に資料を隠すとかそういうことは一切ない思いで私もやっておりますし、担当の方もそういう思いでやっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋委員

いや、事実が市長の言っておることと違うじゃないですか。例えばね、5回あったと。5回で最後まとめなのかな、4回でまとめなのかな。5回

でまとめなんですよ。5回の1回1回は出してもらうのが一番いいですよ、それは。ところが、1回1回出せなかったんで5回分をまとめて出したとかいうことがあるならまだしもですよ、本会議で永井議員に要求されて、ある議員は、おれは資料を失ったんだと。こんな大事な資料だから大事にしとかないかんけど、おれにはないと、この資料は。おれはこの資料を失ったんだと思ったという議員がいるんですよ。もらってないよと。何だ、くれてないのかと。もらってないよと言ったんです、私は。永井議員は後で要求しましたよね。これはね、永井議員が要求したから出そうとか出さないとかというそういうレベルの問題じゃないですよ。情報公開をあなたは大事にするというのは、何で一々指摘しないんですか。あなたの言ってることと事実は全く違うじゃないですか。隠しておるんですよ、悪く言うと。そうは思わないけどね、議会になぜ出さないんですか。議会に出してがたがた言われるよりは、おれたちは商業部会でまとめ上げて、これはまとまったんだと。まとまってないですよ、商業部会は。私、全部聞いてきましたよ、関係者。私たちは、あくまでA案が私たちの願いですと。コンサルがBとCを持ってきたのでBとCもあるということは認識しております。まとまってないですよ。冊子にするからまとまったように見えるけども、そうではない。議会にもその資料を出さない。ここを市長どうごらんになっているんですか。全然あなたの公約と違う。

私はね、出せやと言えばきつと出されるでしょう。隠す資料じゃない。しかし、そう言わなかったら出さんというふうなね、この事業の大きさとこの事業の持つ意味、そして財政的にも極めて莫大な費用を使う市の一等地、中心のまちづくり、そして、るる議論になっている懸案事項、これは議会の指摘があつて商業部会開くことになったんですよ、結果的に。あるいは買い回りの動向調査やることになったんですよ。それが議会に戻ってこない。フィードバックされない。議会軽視じゃないですか、私に言わせれば。どうですか市長。大問題だ、これ。

○林市長

この件に関して申し上げますと、担当がこういうふうを考えていたと思うんですね。よく議会の方で何かうちが方針出しますと、市民の意見とか地域の意見聞いてきたかと、そういう話があります。

今この件に関しては、地域の意見、商店街の意見を聞いてつくってる最中だというふうに思っております。ある程度市民意見、商店街の意見集約された段階で議会の方に聞きましたら、こういうふうになってきましたよということはきくと出ていくというふうに思っております。

やり方として、まず議会に出してからこれで市民に聞いていきますよというやり方と、いろいろ方向性というかアプローチの仕方が違うのかなという思いがあるんですけども、担当としては、決して議회를軽視しているとかそういうことではないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○高橋委員

商業部会の調査は平成21年度事業でしょう。買い回りの実態調査は平成20年度事業でしょう。出てないじゃないですか、資料が。買い回りの調査は平成20年度事業ですよ。そして東西線の商店街の意見聴取、平成21年度事業じゃないですか。何でそれが今になって出ないんですか。両方とも出てないじゃないですか。

○都市整備部長

今回資料提供がおくれたということで、大変御迷惑をかけております。

議회를軽視しているということではございません。私どもも商店街の皆さんとの意見交換の中で提出資料でございましたので、議会ですべてお出ししていいかという判断がちょっと甘かったということで、大変申しわけなく思っております。

決してこの形、商業部会ですべてかたまって一方通行でいくんだというそういう姿勢でおるわけではございませんので、あえてかたまつたというふうな意思表示というふうにとらえてしまうという部分も含めて、まだこれから地域の住民の方と

意見交換もしていきたいというような考え方持っていますので、そういう中で一定の方向を出していきたいということで、議会の方へのそういった資料の提供、今後については十分配慮させていただきたいと思っております。

○高橋委員

東西道路の通行をどのようにするかというのは区画整理の最大のポイントです。いろいろありますけど、最大のポイント。そのポイントが議会である私も長いこと言ってきましたが、私どもの会派ばかりじゃなくてね、いろんな会派から意見が出てくる。まちへ行けば、高橋さんどうなるんですかと言って声が最近では聞こえるようになった。皆さんがわかってきたんですよ。いよいよあそこが行きどまりになるということをね。これをどうしたらいいのかということは当然議員の耳に入る議員も疑問を持つ。議会ですべてを披瀝する、検討を要求する。だったら権等の結果が、その都度その都度議会にフィードバックしながら地元業者の合意を得ることも大事ですが、市議会の合意を得るということは一番大事じゃないですか、皆さんの仕事として。その一つとして地元業者の合意を得るということも大事ですよ。それでこれから知立市全体の合意を得ていこうというんでしょう。その得ていこうというのに議会に資料も提出されてない。

この皆さん方の仕切りのスタンスに、私は異論を申し上げたい。正直申し上げて。情報を出さずに議論をせよというのは無理なんですよ。これはコンサルが入ってね、お金を使って知恵出しておるんですよ。コンサルの知恵を我々は十分に活用しながら、なおかつそこに生活するものの知恵を出してね、合理的な形態をどうすべきかというのを下から積み上げ、議会ではこれから時間かかるかもしれませんが大いに各会派がこれを持ち帰って議論すべきですよ。その前提のコンサルの資料も出さないと。これは行政の姿勢を私、如実に感ずる、部長、ここへきて。いよいよ修羅場の正念場ですよ、これ。ここへきて、何でこういう資料が事前に市議会に出されないんですか。ちょっと

とごめんなさいと。出し方を誤りましたというレベルじゃない。もう一遍答弁してください。

○都市整備部長

先ほども申しましたとおり、決して議会を軽視した中で資料提出を拒んだと、そういうことではございませんので、配慮に欠けていたということで今のお話、十分腹に落としまして、今後は配慮させていただきたいと思います。

○高橋委員

ちょっと私、実はあきれておるんです。そういう土壤の中で、私たちはいろいろ提言をしなきゃいかん。何とかいい方法はないかしら、そういう思いで議会活動をしてるんですが、とても残念なことだけはしっかりと申し上げておきたい。

市長ももう少し公平に、何か出てなかったのかと、まずいじゃないかといって部下を指導し、必要なたしなめもしなきゃいかんですよ、そんなことは。それは当たり前の話じゃないですかということ私を私は冒頭にきちっと申し上げておきたい。

そして、この冊子を受け取って、冊子が出たということで、これはいわば中間報告と、一方通行に軸足をとっていく一つの既成事実というふうにとられている方が非常に多い。高橋さん、あれを絶対に一方通行の既成事実の書類だととらえてもらっちゃ困ると。もしそうだとすれば、我々はこれから当局に物を言う気力を失うと、こうおっしゃってるんですよ。ここのところは忘れずに対処していただきたい。

そこで質問をしなきゃいけないので聞くんですが、知立駅、さっき言ったようにスクランブル信号を通過して駅へ来られる方、北の方から派出所の前を通過して駅に改札に入られる方、あるいは駅の南から軌道敷きを越えて駅へ来られる方、あるいは軌道敷きに並行に北側を通過して東側から駅へ来られる方、4通りだと思うんですね。この4通りで駅へ来られる方が、それぞれの程度いращやるのか交通量の調査はしておられるんでしょうか。

○都市開発課長

調査はしております。ただ、今データを手元に

持っておりません。

○高橋委員

こういう調査もぜひデータを私どもの方へ出していただきたいというふうに思うんですが、データはお持ちでない。頭の中にも入ってませんか、おおむねのアバウトな数字でいいですけど。

○都市開発課長

頭に入っておりますのは、駅東の踏切、1日当たり6,000人の通行客がいる中で4,000人が利用する方がいращやる。その程度しか頭に入っておりません。

○高橋委員

私、少し議論を深めたいと思うのは、駅南に今度は改札ができますね、南口が。経過的には跨線橋を通過して今エレベーターをつける工事をやってるんですが、その延長で南口ができます。この間、現場も見ましたね、特別委員会。

私の感じではスクランブル、派出所前あるいは焼けた家の横、そして駅の南から4通りから来るんですが、圧倒的には駅の南側から来る人が多いんじゃないかというふうに理解しているんですが、その理解でよろしいですか。

○都市開発課長

全体数把握しておりませんので、今のところ何とも言えないところです。

○高橋委員

そういう議論をせんといかんのですよね、我々議会は。

それで、私は南口ができた段階で、6,000人でしたか、さっき都市開発課長がおっしゃったのは、6,000人の通行者のうち、4,000人は南口を通るだろうと。2,000人が自由通路が必要だと。だから4,000名は南の改札を利用されるんですよ。2,000人は、またどこかへ行かせる。駅には入らない。そうすると4,000人は南の改札、そうすると北側でどれぐらいになるんでしょうかね、これデータがないのでわかりませんが、半分ぐらいは1日の全部の時間帯調べられた数字ですか、これは、6,000人というのは。

つまりね、駅の南口ができた段階で、私はお客

さんが二分するというふうに理解しておるんです。現在の駅北の改札と駅南の改札二分する。それぐらの割合、ちょっと具体的には答弁ないんでわかりませんが、相当南に分散するというふうに理解しておるんですが、それはちょっとわかりませんか。

○都市開発課長

1日の乗降客が3万人でございますので、そのうちの4,000人ということになりますと、北にはバス等もございますので、やはり北側の方が多いのかなという予想でございます。

○高橋委員

私、現在の駅の北の構造をスペシャルとは思いませんが、駅の東、三重銀行から左折する車両、これしか入れませんね。駅の東の三重銀行からしか入れないんです。そして、中ででんでん虫が回って、東も出れるし右にも出れる。確かに右に出る場合に、東もそうですが、東から西へ来る車線を気にしながら左に出たり右に出たりするんですが、ラッシュ時間でもちょっと待てば出れるんです。あそこで大きな事故があったということを知りませんが、どうなんですかそこは。

○都市開発課長

確かに大きな事故を目撃したことも聞いたこともございません。

○高橋委員

私は、南口ができれば相当車両とお客さんが分散すると。だから駅北の機能が小さくなるというふうに理解をしています。その基礎データを私はきちっと出してもらいたい。

そうすると、例えば今の送迎車両、私もどこかへ行くときにはお母ちゃんに送って来てもらうんですが、駅へね。今は弘法山から井谷屋を左折して中央通り通ってスクランブルから駅へ来るんですが、駅の南口ができれば、そのコースとらなくても南陽通りからすすつと入ってくれば、高木さんの前を通ってすすつと入ってくれば駅の南口へ出れますよね。私はそのコースを多分選ぶでしょう、南口ができれば。

そうするとね、送迎車両も名鉄バスは愛教大だ

けですから、極端なことを言ったら今ね、愛教大だけです。もちろん東境へ行く車両もあるようですけど、そうすると私は、駅の北側の機能が現在より落ちると、相当。3,450平方メートルが7,200平方メートルになると、倍になると駅前広さが。そして力量、駅の機能分担としては相当落ちるんじゃないかと、こういうふうに理解しておるんですが、そうは思われませんか。

○都市開発課長

確かにそうかもしれません。

ただ、南口に集中するというのも考えられますが、いかせん道路が今のところ6メートルしかない。問題になっております駅南の土地というのがございますけれども、その動向がまだはっきりしてないなということから、今の状態では駅南に送迎車を集中させるということは少し無理があるのかなというふうに判断しております。

○高橋委員

それはそうですよ。暫定供用開始ですからね。駅の南は現状では大した広場もできない。駅の南の区画整理をやれば別ですよ。しかし、これは多額の金がかかる。

さりとて南口ができるんですよ。名鉄敷地を私が前から言っておるように上手に活用すれば、更地になったところを上手に活用すれば、それなりのスペースは確保できますよ。これはこれからの知恵どころですが、私は、それやったらね、客観的に見て今の駅北が現在以上のキャパシティを求められて人も車も受けなければならないという環境はなくなるというふうに思うんですが、そこは一致できますか。

○都市開発課長

確かに利用者が減れば規模は縮小できると思います。

ただ、そこで相互通行を確保するという場合にも駅前広場からの出口をどこにするかというのが非常に大きな問題です。その問題を解決しない限り、やはり2本を北側にもってくるというのは多少、何回も繰り返しますが危険が残るというふうに判断しております。

○高橋委員

それはね、都市開発課長そうはおっしゃるけども、遮断しない限りリスクが残るんですよ、B案もC案も。遮断すれば問題ないです。遮断して駅の西へ回れといってどんだけの車両が駅の西へ回ってくるんですか。何年たったらそれが機能回復するんですか。南北線といえども区画整理が終われば一応トンネルは開けますよ、南側で。だけどそれとて部分的な供用開始でしょう。1号線までいつ開けるんですかという議論になる。南陽通りまでいつ開けるんですかと。現在の中央通り、駅南の商店街を越えたあそこへいつタッチするんですか。保健センターの隣へいつタッチするんですか。このスパンで物事を考えたら、30年、40年たっても南北線は開通しないでしょう。開通しませんよ、これね。

間違いないというなら駅の東で遮断するんですよ、交通安全上は。これやれば絶対間違いありませんよ。けども、そんなまちづくりでいいのかというのが鋭く問われでしょう。それは鋭く問うてきたんだ、私も。また今駅周辺の住民がそれを問うてるんですよ。そんな使いにくいまちをだれがつくったんだと。だれが駅の西へ回っていくんだと、車両を入れて。暫定供用開始するというけども、区画整理ができて高架の下へ頭を出した。この段階でとめるんですかと、東西線を。南北線に何ぼの車が乗ってくるんですかと。とめられないでしょう。とめてしまえば交通安全上は全く問題はないかもしれなくても、とめられないからこそ問題が起きるんですよ。そこをどこで調整するのかというのが課題。私は、大前提として東西両方向を担保すべきだと。

現在よりも交通量が減る、駅の北は。これから人口減少時代ですよ。駅前広場は南口ができれば南口の整備にもよりますけども減りますよ。今でもでんでん虫回って右折する車両もあれば左折する車両もある。この知加羅の前でね、変則的だけでも今だれもそう小言を言わないですよ。あれが一番便利なんだから。で、現在の交通量が減り、送迎車も減る中で、駅前広場はより一層広くなる。

そのキャバを活用すれば、今より悪くなることはない、私はそう思うんですが、どう思われますか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、現在の出口と形態は変わらないと思います。しかし、南北線ができたときには、交差点が200メートルの間に両側に存在するということから、ここで渋滞が発生する可能性があるということと、もし相互通行の真ん中に出口をもってきた場合には自動車同士が交錯する数、この3案の中で一番多いイコール危険だということです。そこをどう解決していくかが今後の課題だと解釈しております。

○高橋委員

だから当局はずっと交互通行が困難だと言ってきました。私が何度か質問して、その都度交互通行困難ですよ。商業部会やって一方通行ならよろしいとなった。しかし、その一方通行も完璧でない。いろんなリスクがある。東の方へ出たり入ったりするんでしょう。B案とC案は東の方を使って出たり入ったりするんですよ。一方通行の側へ出たり入ったりするんですよ。それがいいかどうかは問題がある。

しかし、東西線を遮断するようなまちをつくっていいのかということなんですよ、もう一つの命題は。東西線を遮断して駅東を駅裏にして、ほんとにまちが発展するのかというこの命題についてはお答えがない、一貫して。

私、もう一つお尋ねしたいのは、栄線というのがありますね。つまりNTTから南北線へ接続する道路ですね、現在は立派な道路。昔の小松寺の前走る道路。これは区画整理完了段階では南北線にアクセスするのは西からの一方通行になるんですか、これ。

○都市開発課長

現在のところは、そういう方向で検討しております。

○高橋委員

駅前の東西線を確保しておいて南北線から向こうは東から西へ行けんという答弁だわ。だれがこういうことを考えて提案されておるの。私、きよ

う初めて聞きました、栄線が西から東へ一方通行になるということ。いろんなパンフレットを見たんですが、なかなか書いてない。私、今度提案されたやつをよく見てみたんですよ。そしたら栄線が西から東への一方通行になっている。これは東西線を交互に通させないために後ほど考えた便法なんですか。当初からこういう案だったんですか。

○都市開発課長

一方通行を提案した前提としまして、現在の駅前広場を都市計画決定の絵でつくった場合には栄線を一方通行にしなければ交通の処理ができないというところでございます。

○高橋委員

よくわからなかったんですが、当初の案ではなかったということですか、一方通行というのは、いつ一方通行になったんですか。

○都市整備部長

私の方から補足で説明をさせていただきます。

栄線の西から東への一方通行につきましては、これは当初の駅前広場を計画したときに南北線から入れて出るというような、いわゆる東西交通をカットするという前提の中で、栄線についても歩行者優先系の道路にしたかどうかということで、そのためには現在の幅員の中で歩道を広げようと思うと、やはり車線のある程度絞らないと歩道が広げないんじゃないかということで、車の交通については一方通行で歩道のある程度広げられるような形の道路整備はどうかというような形の提案があったということで、その時点では東西交通をカットする前提の中で一方通行というような提案があったということです。

○高橋委員

年限的にいうとあれですか、この駅周辺区画整理の都市計画決定が平成10年2月9日なんです、この段階で一方通行になったと、ということですか。

○都市整備部長

一方通行を最終的には交通規制ですので公安委員会という形の決定が必要ですが、私ところの道

路計画、交通ネットとして当初からそういうような道路づくりをしたかどうかということの計画の提案がされてます。

○高橋委員

この区画整理図を細かく見ますと、絞ってあるんだわな。既存幅員で来れば当然左右通行できるんだけど、絞ってあるんですよ。あえて一方通行にされている。

これはね、今になって私も不勉強だけでも、だれも教えてくれなかったんですよ。勉強しておらんのが悪いんじゃないかと。資料出せという話にまた戻るんですが、東西交通を東からの西からも担保せよというのが皆さんの意見、だけでも設計は南北線から西についても西から東への一方通行と。

そうすると、東から西へ行きたいなというのはB案ですね、今度の案でいうと。東から西へ行きたいなという方は南北線のところで右折をしなきゃいかん、左折をしなきゃいかん。今度のB案の難点としては、右折車両があったときに直進車を妨げると書いてある、そういうような趣旨が。だけど真つすぐ行かなきゃ駅前でも東から西へ車を通す価値はないじゃないですか。福祉体育館の方へ行こうと思ったら、一度南北線で右か左を折れてから区画道路へ入って行かんと福祉体育館行けんということですか。こういう発想は、だれがするんですか。ちょっと教えてくださいよ。福祉体育館へ駅前から行けないんですか。

○都市整備部長

車の流れ、先ほど言いましたように、栄線の西から東の一方通行は、あくまで東西交通をカットするという前提の中の計画ですので、この東西交通がそのまま存続するような方向であれば、当然これがまたこの部分の道路づくり、交互通行にするというようなそういうような方向性も必要かと思えます。

ただ、これは当初の計画は、あくまで南北線の交差点から駅前広場にはここから入ってここから出るということで、基本的に駅前広場へ行く人はここから入ってここを出るということですので、

東西交通をもともとこの時点では発生させないと、ここ部分では、駅前では発生させないという前提になってますので、前提としては環状線を迂回してもらおうか、北側の道路に迂回してもらおうというような東西の流れというようなことでございます。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時22分

再開 午後5時31分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

もう一つお尋ねしておきたいのは、通過交通、車両の交通量調査、さっき言ったように駅南から来る車両、スクランブルを南から北いろいろあると思うんですが、その交通量調査はもちろんやっておりますね、車。

○都市開発課長

平成20年度に実施をしております。

○高橋委員

それはまだちょっと頭へブットしてないと。ぜひその資料も歩行者とあわせて大至急、今この時期なんで持って来いという意味じゃなくて大至急出していただきたい。委員長よろしくをお願いします。

○都市開発課長

平成20年度につきましては、成果品として冊子でできております。そのものをお配りすることはできないと思いますので、コピーになるかと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋委員

今ここに商業部会の報告書が出てきたんですが、10ページにA案、B案、C案というのがありますね。これね、私、眼鏡を取っても、こうやっても見えない。報告書だけでも議会にはもうちょっとらしいのを出してほしい。あるでしょう。私、いやつ持つとるんですよ。これぐらいのものを教えてくださいよ。これはA案ですがね、B案ですがね、C案ですがね。これは商業者には出ている

んですよ、この資料が。これぐらいのものを出して議論に付してもらわきゃあ、これじゃあ老眼の人は審議するなという話だがね。

○都市開発課長

私もよく見えませんので、おっしゃるとおり大きな図面を出すことにいたします。

○高橋委員

一致しました、我々とね。都市開発課長と一致するとは思えないけども、ぜひそういう資料を出して。私は関係者へ出されたぐらいの資料はね、これは結果としてはそういう報告書はいいけども関係者に出された資料を出して。

もう一つ大事な資料があるんですよ。これはね、駅前広場計画案の比較検討というやつで、現行案A案、B案、C案がある。鉄道高架ができた段階あるいは環状線が整備された段階、2段階に分かれています。鉄道が上がったからといって南北線は機能を発揮しませんね。環状線も駅南商店街でとまりですがね、西の方へ行きませんよ。

したがって、効果が書いてあるんですが、この現行案、現行というのは遮断する案ですよ。現行案は鉄道高架時点で黒丸が打ってある。課題が多い。現行案、遮断する案ね。これは鉄道高架ができて、南北線が駅の南で鉄道をまたいで立体ができるんだけど、環状線がまだできていないので今の駅の南の東西道路ね、山本学園の前の道路を使うと、この案。これは黒丸課題が多い。

つまりしかしね、これは相当期間かかりますよ。南北線が駅南から南陽通りまで開通しないとこの課題は解決しませんね。駅南の区画整理やるかどうかはまだ決まっておられません。したがって、いつになるかわからない、区画整理もやるかどうかかわからない。都市計画決定はしてあるけども、やるかどうかかわからない。事業化されてない。その段階で、駅の窓を開けてのぞいた段階のものがこの絵ですが、これは課題が多いと書いてある。これが何年続くんでしょうか定かではないが、早くても十数年続くでしょうね。駅南の区画整理をやって南北線を南陽通りまで抜かすということになれば、それだけかかるでしょう。あるいは環状

線が南陽通りをブラザーなりでタッチする。そこを担保するには、それはまたかかるでしょう。

課題が多いというね、みずからの資料で出ておるような案を原案に持っていらっしやると。こういうものもきちっと出していただきたい、議会に。この指摘どう思われますか、今申し上げた駅間広場計画案の比較検討、御所見を聞きたい。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。すべての計画路線が完成するまでには非常に長い期間がかかります。その間に駅間広場をどう使っていくかということも考慮しながらレイアウトを考えていく必要があると考えております。

○高橋委員

それで具体的に聞かなければならないのは、駅の広場の築造、駅前広場というのは現在の計画によると、いつ築造されるということになるんでしょうか。

○都市開発課長

鉄道高架事業、名古屋本線が高架に切りかわりますのが平成30年ごろを予定しております。

また、計画しております駅北の再開発事業、これもおおむね平成30年ごろには建築が終わるであろうと。これにあわせて駅前広場も整備すべきだということで進んでおります。

したがいまして、平成30年ごろには駅前広場の工事を完了したいと考えております。

○高橋委員

平成30年度には7,200平方メートルの駅前広場を築造しなきゃならんと。別におくれてもいいんですがね、鉄道の本線が上がった段階ではつくっておきたいと。ぎりぎり鉄道高架が三河線も含めて上がった段階にはできているということになると思うんだけど、平成30年度、全体には平成38年という計画ですから、平成30年度ぐらいには駅間広場をつくりたい。

そうなると、東西交通のあり方を含めて、いつまでに設計決定する必要があるんでしょうか。

○都市開発課長

工事の前には基本設計、実施設計というものが

必要ですけれども、まず基本設計を平成25年ごろをめどにしております。平成27年ごろ実施設計をし、平成28年ごろから整備工事にかかりたいという計画でございます。

○高橋委員

そこで南北線はいつごろ開通するでしょうか、区画整理内。

○都市開発課長

ちょっと調べますので、時間をいただきたいと思えます。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時40分

再開 午後5時40分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

駅北地区の本町地区については、平成25年から平成31年度の間で整備をする計画をしております。

したがいまして、平成31年度ごろには南北線も整備ができるという予定でございます。

○高橋委員

もちろんあつちは早くやる方ですからね、長田地区が一番遅くなるので早くやる方ですから、平成31年度ぐらいには南北線の形ができると、道路形態がね。

ところが、まだその段階では鉄道が上がってませんので、上がってませんね。平成35年までは上がらないので、平成35年に初めて駅南の立体交差が南北線でできるということですね。そこはそうじゃないですか。

○都市開発課長

平成35年は連立事業の全体の完了年度でございまして、三河線につきましては平成33年度ごろ上がる予定をしております。

○高橋委員

そうすると、平成33年度の段階で鉄道が上がり、そして南北線は平成31年に既にできておるのでタッチすると立体交差が完成すると。この段階で駅

東の踏切は完全に撤去できると。そうすると三重銀行を左折、右折する現在の入り方は困難になるということですが、南北線の暫定供用は、したがっていつまでになるんですか、理論的には。どういう形態になるかは知りませんが、現在の機能を担保できるのはいつまでということでしょうか。

○都市開発課長

現在の機能と言いますか、仮線が取れば南側には来れます。来た場合には現在の山本学園の6、メートル道路を使う、あるいは仮線が取れますと現在の池端地区の仮線用地が大きく空きますので、この部分を暫定的でありながら道路として使うことは可能ですので、南北線、駅南で突き当たりはしますけれども、区画道路あるいは仮線跡地で南側に連絡するというそういった計画が考えられます。

○高橋委員

南北線はそういうことですが、現在の東西線の交互通行はいつまで担保されるのかと、現状機能は。

○都市開発課長

冒頭にも申し上げました環状線がやはり南北線にタッチしないと駅前の東西交通はカットできないと考えております。

○高橋委員

そうすると、それは区画整理終了段階では環状線にタッチしませんよね。それからどうやってタッチさせるや知らんけども、一般的には駅南の区画整理で現在の駅南商店街を延伸して環状線が南北線までタッチするという作業がないと駅前の東西線は現状どおりという理解ですか、今の答弁は。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理内におきまして環状線は最終年度、平成38年ごろの完了を予定しております。その後、駅南がどう立ち上がってくるかわかりませんが、仮に駅周辺が終わってから駅南を立ち上げるということになりますと、平成38年以降からまたしばらくかかって、やっと環状線が開通するということになります。

○高橋委員

その時期はいつになるのか定かではないが、それまでの間は現在の駅前の東西線の機能はキープされていくんだと、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、環状線ができな限り駅北の東西交通を遮断するわけにはいかないと考えております。

○高橋委員

そうすると、私、刑事コロンボじゃないからわからなくなっちゃうんですけどね、そうすると三重銀行からは右折できない。もうその段階では駅はできておるわけでしょう、駅前広場は。今あなたおっしゃるように。でんでん虫はもうできておるわけだわ。そうすると、A案が続くと、環状線ができるまでは、こういう理解になりますね。

○都市開発課長

商店街の御意向どおりA案ができればいいんですけども、果たして我々の判断だけではございません。先ほども申し上げましたとおり公安協議もございます。それが許可されるかどうか問題であります。もし仮に許可された場合は、おっしゃるとおりA案が存続するという事です。

○高橋委員

環状線ができるまでは、環状線と南北線がタッチするまでは駅前の東西交通は現状のまま担保されなきゃいかんとさっきおっしゃったんですよ。それはいつの時期になるかわからないですよ。駅の南の環状線と南北線のタッチはね。新しい手法が要りますから。

だけでも、それまでの間は東西交通を現在の駅前で担保しなきゃいかんという答弁だったので、そうすると否が応でも環状線と南北線がタッチするまでの間は結果的にA案をやるということになるんですねということをお聞いておる。

○都市開発課長

東西線を確保するのはA案ではありません。B案、C案にしても、曲がりなりにも東西交通は確保していくということでございまして、A案そのものが残るということではなくて、A案、B案、C案それぞれ可能性があるということです。今後

これらについてまとめていきたいと考えております。

○高橋委員

しかしね、南北線が環状線とタッチしなかったら南北線機能を発揮しないでしょう。あんたはそのことをおっしゃったんですよ。南北線が南北線として機能するには、少なくとも環状線とタッチしなかったら機能しない。だから駅の東西交通は担保しなきゃいかん。東西交通の担保の仕方はB案、C案もあるとおっしゃるから話がややこしくなるんですよ。だったらB案、C案はいつ決めるんですか。駅を築造する実施設計の前の基本設計の段階で決まっちゃいかんということでしょう。だけど、あなた実際おっしゃったのは、南北線と環状線がタッチするまでの間は暫定供用で南北機能は残さなきゃいかんとおっしゃったでしょう。南北線はのらないですよ、さっきお示したとおりじゃないですか。これでしょう、相当の間、課題が多いと黒丸じゃないですか。これで南北線はまだできない。この段階で東西線を遮断するとなんてことはできないじゃないですか。

○都市開発課長

この絵は都市計画決定案を行うとアクセスはできないという絵でございまして、その右側にある絵が東西交通を残す案ですので、確かに都市計画決定案でいけば使えないということになります。

ですから、A案、B案、C案を考えながら、どちらか一方通行でも東西交通を確保しなければならぬというそういう判断でございます。

○高橋委員

ついこの間までは遮断説だったんですよ、あなたの説は。断固として遮断説だったじゃないですか。一方通行なんてことはおっしゃらんかったですよ。できませんと、遮断する以外は。何でできないんだと。私は一方通行なんて議論はしませんでした。遮断説か両面説か。断固として遮断説だったんですよ。

今回ちょっと、いやいや両面を確保するんだということを前提に話が進んでみえるので多少前進したのかなという思いはありますけども、遮断説

は最悪なんですよ、これ。A案はさっき言った駅前知加羅の前のでんでん虫の右折と左折があるので、この難点が指摘されておるけども、そこは上手にクリアできるような工夫と努力、例えばもうちょっと駅前広場を南に下げるとかね、いろいろあると思うんですよ。それから商店街から出た意見で、バスターミナルを全部環状線の交差点に入れずにバスターミナルに窓をつくってね、そこから南北線の通したらどうだという案も出ておりますよね。この回答を見ると、南北線には分離帯がつくので、そんなんはペケなんだと一蹴してみえるけども、南北線に分離帯をつけるという方針ですか。

○都市開発課長

4車線を計画しております。その整備内容によっては分離帯が必要になる部分もあります。また、高架構造物が南北線を横断する際に、その中間の柱を建築する必要があります。

ですから、その部分は明らかに分離帯が必要だと思います。その前後につきましては、今後の整備内容によっては変化すると思います。

○高橋委員

南北線の4車線化はね、私は議論をいたしました。そして後半の答弁は、30メートルは担保させていただきますと。そのかわりコミュニティ道路として歩道をうんと取って、実際の車道は2車線でいくようなこともおっしゃった。今回のコンサルの回答を見ると、分離帯がつくので、ここからの出入りは断固だめだと一蹴されているんですよ。何でこういう物の言い方しかできないのかなと。支柱が立ちますからゼブラゾーンで曲げればいいんじゃないですか。分離帯のところだけゼブラゾーンで斜めに車線引いて、そこだけ通らんようにすればいいじゃないですか。高架下真つすぐ歩道だけ通ってしっかり使えばいい。そういうことを含めて、この回答を見ると、いかにも既存計画に縛りつけられて、一步も出ないという答弁なんですよ。これでは話が見えない。ももとの遮断案は、この際撤回して、まずね、遮断案撤回と。遮断案は今言ったようなネックがたくさんある。遮断案

を撤回して、私は基本的に左右両方案、これでいくべきだと思うんですが、まず遮断案撤回、これはいいですか。

○都市開発課長

私どもも環状線ができない限り現在の都市計画決定案では進められないと判断しております。

ただ、理想を言いますと、すべてが整理できた段階では現在の都市計画決定案が理想の絵だと解釈しております。

○高橋委員

それは交通処理アクセスからいうといいかもしれない。無理がないという。しかし、まちづくりとしてあれが一番いいなんてことを、あなた試してみたとしたら、もうちょっとお互いに検討したいですね。交通アクセスとしてはいいですよ。だってクローズにしちゃうんだもん。でんでん虫は一方からしか入れないよと、こうすれば間違いないですよ、交通安全上は。

ただ、さっきもちょっと申し上げたように、知立市のまちができてきた歴史と生い立ち、まちの深さ、それぞれの交通量、歩行者の動向、こういうものを全体ながめたときに、果たしてそれでいいのかという視点に立たなかったらまちづくりなんてできないじゃないですか、あなた。

○都市開発課長

やはり目標とするところが歩行者の安全を確保したい。歩いて暮らせるまちというものを基本にしております。そうしますと、仮に東西交通を確保した場合、再開発も西新地でも考えておりますし、駅北でも考えている。そういったものをつくっておきながら、その前の道路を遮断できないようなものにするということは、やはり歩いて暮らせるまちということから反するのではないかと、そういった観点からすると、今ある都市計画決定案はいいのではないかと判断でございます。

○高橋委員

私、あまり時間こればかりやっちゃいかんけどもね、新富案も全く不同意なんだわ。新富の三差路、環状線を南に振るために新富のこの三差路は3本できますがね。駅東の中央通りのここに商業

ビルを大きなものをつくって再開発する予定みたいなことをおっしゃるけども、そう簡単じゃないですよ。ここに三差路を1本、2本、3本つくるんでしょう。私は、この案は同意できないですね。これがいいとされる根拠を一遍示してくださいよ。

○都市開発課長

環状線と安城知立線、弘法通りのところに将来大きな交差点ができると。その真ん中に現在の新富線がそのまま残りますと、取りつく形になります。この形態がいいかどうかということ判断した場合、やはりそれは無理だということから、新富線を南北に振り分けたというのがこの計画でございます。

○高橋委員

だからね、あまり同じことを言っておってはいかんけど、全部の車両を南北線にのせようという膨大な都市計画。つまりこれはバブル期の道路一極集中の考え方なんです。そのための犠牲者として駅東がこうなったんですよ。南北線を南に回したからこそ変則交差点になってこうなったんですよ。

これは第1次区画整理事業で道路を築造したねですよ、昭和35年、昭和36年、第1次区画整理で。もちろん旧商工会館側はやってないですからあそこで断層になりますが、第1次区画整理で現在の道路形態をつくったんですよ。あれから40年、50年たちますよね。今度は環状線を南へ回せと。回せばこうなるんですよ。私は環状線は、事静かにここで新富線と交じあわせればいいと、このまま静かに。何の不自由もないですよ。もちろん車道が狭いということはわかりますよ。だから今後車道を広げるために、まちの皆さんが総意と知恵を合わせてどうやって広げていくのかというのは今後の検討課題でやればいい。これはハードの区画整理という手法で、まちをこんなふうにしてよしとすると。これは私ね、根本から考え直してもらいたい。

これはね、仮に駅前の信号で東西線確保してもね、駅東がこれではね、この中央通り商店街死にますね、これ。東からどうやって入るんですか、

中央通り商店街に。車は東西通せというのが皆さんの意見ですよ。歩道は現状のまま。中央通り商店街死ぬんじゃないですか、これ。どうですか。

○都市開発課長

確かに地域の方がこの形態を把握するまでには多少時間がかかるかと思いますが、時間が解決する問題なのかなというふうに考えております。

○高橋委員

時間が解決するだろうなんていう議論はしたくないですね、私は。そんな無責任な答弁だめですよ。時間が解決するだろうなんていっておいたら話になりませんがね。これ死活問題ですよ、関係者にとっては。自分の財産を置きかえられて、挙句の果て三差路だと。この三差路で商いやれるんですか。それは駅東のこの三差路にビルを建ててね、商業がどんとできるような客観情勢が広がっておれば、これ一つの利があるかもしれない。これはできないですよ。私は、そういうことをもう一度原点に戻って考え直さないと、巨額な資金を入れるわけですから。

林市長、あなたが駅前の区画整理見直したいというのは、こういう点を考慮したからおっしゃったんじゃないですか。私の言ってることに何点かで同意できないですか、あなた。

○林市長

私も元年構想に基づいたものについては、これですべてよしということではないわけでありまして、そうした中で、今回東西線ですね、今までは遮断だということから一歩前進させていただいてこういうA案、B案、C案という形で出させていただいております。

先ほど環状線と南北線のタッチの話だとかその辺については、やはり前も申し上げたんですけど、ジグソーパズルのように解決していかないかん話でありまして、1つ外せば1つまたどこか組み合わせていくということでもありますので、これですべてというのは常に私思っていないわけでありまして、いろんな御意見聞きながら、やはりいい形になればなというふうに思っております。自分自身も考えてはいるところではありますので、御理

解いただきたいと思っております。

○高橋委員

2004年に日本の人口はピークに達しました。1億2,278万人。平成25年以降減っております、人口は。近代の日本で人口減は戦時中の一時期を除いて経験をしておりません。

国立社会保障人口問題研究所の将来人口予測によりますと、20世紀の100年で人口は8,000万人ふえました。21世紀の100年で人口は同じく8,000万人減少するというふうに予測をしております。すなわち、今から100年後には人口は4,459万人、約3分の1になると。これは今、特殊出生率いろいろあるんですが、少子化対策の対策がいかほど進むのかによってそれは出生率は変わってくるでしょうけども、21世紀に8,000万人減る。3分の1になると、100年後に、こういう予測をしているわけですから、私は、やたらに道路をふやしてハードなまちづくりに金をかけるというのはいかなものかと。

確かにね、日本の都市計画というのは1960年代に始まりました。これは高度経済成長ですよ。だから人口もふえる、あるいは工業生産も発展するということから効率的なまち、あるいは国土、これをどう配置するかということで都市計画が必要だったんですよ。それをぐっと法体系でやってきたのが60年代です。したがって、あまり時間を割いて申し上げませんが、制度としては12の用途区域を国が地方まで全部明らかにして今やっております。容積率もそうですね。あるいはその財源は補助金。国の示した道路構造令に適用しなければ補助金つけないということで、こんなに広い道路は要らなくてもいいと思うところでもそうせざるを得ないという補助金問題。

そして、決定機関、決定権、これ知立の都市計画変更しようと思ったら県の都市計画審議会の議を経なきゃならない。知立市独自にはできないと、こういう仕組みになっておる。だから中央から市町村まで法体系による用途区域、容積率あるいはまた財源は補助金、3つ目には権限、これがんじがらめになってきたんですよ。それが今、見直し

を必要とする余論と声が大きくなってきた。そして人口は100年後に3分の1になると。このときに求められるのは、住民の英知ですよ。水道も張りめぐらされた。100年後に3分の1になったらどうやってコストを回収するのかと、こういう問題が起きてきますね、当然のことながら。

そういう点で、私は、この元年構想というのは端境期のまちづくり、端境期の人口問題からいうとほんとにこれにしがみついて21世紀の知立のまちづくりをこのとおりやっていいのか。もう一回地域住民に問題を投げかけて、これから人口減っていくわけですから、みんなで英知を出そうと。商業部会はそういう点でね、交互通行がいいんだという方向を出されたんですよ。そういう声をほんとに大事にして、どうやったら交互通行できるんだと。確かに難点多いけども、こういう構造にしたらどうかと、もう一車線ふやしたらどうだといういろいろ内部でも検討する。そして住民の声も結集させていく。そして、誠実に誠心誠意丁寧に説明しながらまちづくりをつくり上げていく。

私は、さっきの栄線が一方通行だったというのは知らなかったという我が恥をさらしたんですが、残念ながら、そういう手続と手法を踏んでない。私たちは鉄道高架についてはいろいろ議論しましたが、鉄道高架の採択基準に南北の区画整理をあげられて、そして区画整理が一気に計画をされました。私たちの声入ってません、ほとんど。南北でまちの車を処理するなんていうのは、私は、あれ初めて聞いてびっくりしました。事々さように、私はオールオアナッシングとは言いませんが、やはり今直面している最大の問題、そして申し上げた幾つかの問題まだありますよね。ホテルの前で東西南北線がクロスしてクランク状になる。これも大問題ですよ。あるいは南にどうやって延伸させていくのか、これも大問題。

私は、現状仮換地が既に決定して移転も始まっているという現状を踏まえつつ、許される範囲で住民の声をよく聞いて、そして計画の変更も恐れずにやっていくというそういう行政の決意と英知、これがないと私は、これちょっともたんじゃない

かというぐあいに思うんですね。私は、そういう点で、林市長が市長としてもう少し勉強もしていただいてね、申しわけないけども、そして、このポイントとこのポイントとこのポイントぐらいは改善できないのかと。あるいは南北線をそのまま生かしていったいいのかと。何とかそうならない方法はないのかという幾つかのポイントを指摘もされ、明らかにして、そして整合性のある計画にしていこうという英知と決意が必要だというふうに思いますが、林市長いかがでしょうか。

○林市長

私は、まちづくり、この件でもそうありますが、大事なのは現在生きていらっしゃる市民も当然大事でありますけれども、過去に生きられた知立市民がこの事業にどんな思いで取り組まれたのかということにもしっかりと耳を傾ける。また、未来の知立市民の方々の声もしっかりと聞くということが大事だな。ともすると、今生きている私たちが声が大きくなるんですけども、未来、過去の知立市民にも耳を傾けて、何が知立にとっていいのかということは考えていくことをやっているところであります。

私の市長室の机の上には地図が常に置いてありまして、この駅周辺の事業についても時間があれば私、頭を悩ましているところであります。また部長、副市長、担当課等も時間を見つけながら討論等しているわけですが、これについては今、高橋委員おっしゃられたように、もっともっと勉強させていただいて、いい形、悔いのないような形にしていかなければいけないというふうに思っております。

○高橋委員

相変わらず抽象的な言葉の羅列でね、私は具体的にお聞きもし、具体的に私の考えも述べ、そしてこれからの社会情勢の変化についても知立が人口が減ることを私は喜んでいるわけではないし、全国と同じレベルで人口が減るとも思いません。

ただ、都市一極集中になって人口が減ると、過疎はとんでもない状況になりますよね。だから農産物の生産も含めて、ほんとにバランスのとれた

将来の生活を設計することはできないと思うんです。そういうことも含めて、私の意見を開陳させていただいたんですが、市長からは抽象的な一般論でしかお答えがいただけなかったというのはとても残念なことであります。

もう一つ聞いておきたいのは、今度の駅広7,200平方メートル、名鉄はどの程度所有されるんですか。

○都市開発課長

7,200のうちの6分の1です。1,200平方メートルでございます。

○高橋委員

それは、なぜ6分の1の所有になるんでしょうか。

○都市開発課長

現在の駅前広場にも名鉄の所有地がございます。それを駅に接する形でもっていったということで、多少減歩も入っておりますが、現在のものをつけたということでございます。

○高橋委員

ちょっと数字でわかれば従前の所有地と施行後、またこれは後でいいです。数字の話ですからね。ちょっとお知らせいただきたい。

○都市開発課長

データを持ち合わせておりませんので、後日回答をさせていただきます。

○高橋委員

駅前問題は申し上げたいことがたくさんありますが、中心はそういうことであります。

名鉄の高架事業の点ですが、工事協定11条、公正性・透明性の確保について協定でうたわれておりまして、本会議のやりとりは御承知のとおりです。なるべく早く情報公開したいというのは当局の今までの答弁でしたが、これはもうできないということですか。

○都市開発課長

名鉄の協議の席には着いていただいております。現在我々がお願いした内容について、社内で協議をいただいているというところでございまして、ボールは投げていますので、後は返って

来る球を受け取りたいと。時期については、ちょっと明言ができません。

○高橋委員

工事協定は2010年度に協定されましたので、5月にね、年度の途中ですが、2010年度の県と名鉄の2010年度の契約というのは交わしておりますよね、当然。1年間ではありませんけれども、工事協定、5月25日でしたか、あれから協定後3月31日まで、これは平成22年度ですから、平成22年度にどういう工事をやるという工事契約当然あると思うんですが、それは交わされておるんですね。

○都市開発課長

当然年度当初に本来であれば結ぶべきものがありますけれども、愛知県の中で連続立体交差事業だけではなくて道路河川も名鉄に委託する工事がございます。それらのすべてについて鉄道側に委託する内容についての協定書の様式と言いますか、内容を愛知県が今、協議している段階だそうあります。

したがって、それが完了するまで実際のところ、まだ協定を結んでいない状況でございます。

○高橋委員

工事協定609億円は結んだけれども、年度の途中で結びましたね、さっき言ったように。だから2010年度の工事契約。これは単年度ごとに工事契約を結んで、そして単年度ごとに事業実績を報告すると、こういうことになっておるでしょう。これは県のやる部分、要するに土地側のやる部分も名鉄に報告する。鉄道事業者が受託した部分についても県に報告すると、相互に報告すると、こうなってるんですが、2010年度は年度の途中なので、それをやられてないと、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、まだ締結がされておりません。

○高橋委員

締結されていないということと名鉄が情報公開しないということとは関係があるんですか、ないんですか。

○都市開発課長

国の方からは、いろいろ透明性について全国的な話で透明性を確保しなきゃいけないということが、かねてより取りざたされております。

平成20年度に透明性の確保という通知がなされまして、その時点で国土交通省と鉄道側で申し合わせを行っております。その時点で協定締結時に示さなければならない当初というものが決められております。協定が結ばれておれば、その申し合わせに従いまして県側に提示がされるのでありますけれども、まだ協定が締結されていないということで、そういったものは県には届いていないと解釈しております。

○高橋委員

平成20年度に透明性を確保せよということで国と名鉄の間で公開すべき図書について合意したと、合意したというか、そうだったと。その公開すべき図書については、当然我が市の名鉄知立駅連続立体交差事業でも公開してもらわないけませんわね、そういう理解でいいでしょう。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、愛知県に提示したものについて知立市にも開示してほしいという要求をしておりますが、あくまでも鉄道事業者と愛知県の間での透明性確保ということでございまして、これを市あるいは一般に開示することについては、やはり名鉄の判断が必要であるということから、現在名鉄の社内において、どこまでが開示できるのかということ社内検討していただいているというところでございます。

○高橋委員

つまりね、知立は事業主体じゃないですよ。だから事業者には国と名鉄の合意事項の図書については開示するけども、知立はその傘下の1パートナーだから、そこまでは開示しないと。

これ、結局国の直轄事業をどう考えるかというところへ行き当たるんですね。これは国の直轄事業については、地方の負担については是正していこうと、こういうことになっておるんですね。国の直轄事業の地方負担は約1兆円あるんですよ。政府の方針は、2015年度までに、間もなくですが、

国の直轄事業における地方負担を全廃すると、こういう方針なんですよ。その第一歩として、維持管理費の負担金を2011年度より廃止する。2010年度は経過措置として人件費、事務費などの業務取扱費を全廃すると、国はね。だから県はそれに沿ってこの間、口を開いてくれたんですよ。だから工事協定609億円以外のこの間、議論したあの金を県の人件費とかそういうものについては市に負担を求めないと、この回答部分ですよ。事業取扱費を全廃すると。国は管政権どうなっていくか私知りませんが、2015年度に全廃すると言っておるんです、地方負担を国の直轄事業。今、都市開発課長が答弁あったように、知立市いろいろ言うけども、県の仕事なんですと、これは。だから県と名鉄が交わした協定で国の指導もあり、名鉄は事業主体の県には図書を出す、知立市は別ですよと、こう言っている。

つまりね、直轄事業なんですよ、県の。だったら国の言うように2015年までに直轄事業の地方負担、つまり県の持つべき市の負担を全廃してもらいたい。私は、そうやって食いが下がってほしいと思うんですが、どうですか。

○都市開発課長

なかなか難しい内容でございます。そういった御趣旨をかみ砕きながら愛知県にも伝えたいと思います。

○高橋委員

もともと副知事が口を開かれた動機になったのは、国の直轄事業の県負担の改善ですよ。まだ全部改善できてませんよ。今申し上げた人件費等の業務取扱費、これはさすがに国も人件費やその官舎の代金までアパート代まで県に負担させちゃいかんということで、これやめたんですよ。

だけどこれは第一歩であって、その後は経過措置に沿って維持管理費にかかわる負担金、そして2015年には地方負担を全廃すると、こういう流れですから愛知県も地方知立との関係では副知事おっしゃいましたがね。県と市のあり方についても何らかの形で検討を深めなきゃならんと。負担金という名称も含めて検討せにゃならんと。ここは

このことを言ってみえるんですよ。

だから私たちは、この言葉を受けて2015年には全廃なんですと、よろしいですね。全廃になってからも図書を出せうというのはいかがなものかと思いますが、全廃されるまでの間は県と同じ負担をしないとわけでしょう。戸籍筆頭者は県かもしれんけども、同じ負担をしておるわけでしょう、市が。しかも市の人件費は協定の金額に入ったら県に要求してないですよ、市は。当座の人件費なんか要求してないでしょう、県に。県は要求してきておったんですよ、この間まで。市は、なぜ人件費を県に折半でお互いに出し合いっこしないのと、こういう話になる。こんな理不尽なことを許しておいて、そして副知事の答弁が、こういう大きな直轄事業の流れの中で変わってきた。だから私は、2015年全廃、この国の方向を見なきゃいけないよ。まだどういうふうの流れにいくかわからんけども、少なくとも政府はそういう方針を確認したことは事実ですよ。だから、この方針に沿ってやっぱり県に対してその都度きちきちと物を言っていく、負担割合について、あるいは公開すべき図書について、こういう基本が一番大事だと思うんですが、部長どうですか。

○都市整備部長

連立事業も国の直轄事業が全廃されるという中で、同様の扱というそういった主張は1つの要望として県にもお願いするというのは、そういう考え方はあると思います。

ただ、国の直轄事業と県の事業というのは若干違う部分もございまして、連立事業そのものは県の見方とすれば地元要望事業だというような見方もございますので、そういった部分のところも踏まえて理解をいただいくということが大切かなというふうに思っています。

今後のそういった動き、国の動きを見ながらタイミングよくそういった部分についてはお願いをしていきたいというふうに思います。

○高橋委員

私は、市の負担をただになれば一番いいけども、ただにすることを主張の中心に置いておるわけじ

やないですよ。こういう方向で国が出しているんだから、この方向性を県も認定してるんですよ。認知しとるから、ああいう態度が変わってきたから、この方向が発展する過程の中で知立市の負担軽減の正当性は、より脚光を浴びるんじゃないかと、そういう政治的なスタンスをきっちり持って対応すべきだと。これは市長に言わないかんわね。部長に言うだけじゃなくて。市長一般論なんで、これ私、聞きません、市長には。

だから、そういうことを事務局はよく熟知されて、この時期だと、あるいはこういうことだといつてあなたたちがアクションを起こしていく。必要ならば市長にもちゃんとお出ましをいただく場所をつくる。そこで立派に演じなきゃこれはペケだわね。それでも演じなきゃペケですが、事務局として、そういうところにも心を配っていたいて、知立の負担軽減、材料としては市にとって優良な材料だと思いますよ。これをまた高橋憲二が小言を言っておるなんていうとらえ方じゃなくて、正面から受けとめていただいてね、生かせるものは生かし、順風にしていくと、力にしていとくということをもう一遍求めたいと思うんですが、どうですか。

○都市整備部長

委員おっしゃるとおりでございまして、私もかねてから民主党政権になって直轄事業の県負担が廃止方向にあるという情報をつかまして、これは事務的にも県事業に対してもそういった配慮が必要ではないかということは、これは事務レベルでのお願いをさせていただいてございますので、今後もそういった政局面動向を見ながらタイミングよくお願いをしていきたい、強く要望をしたいと思います。

○高橋委員

民主党の知事候補が決まりましたがね。知事候補について、あんたのコメントを求めるつもりはないけども、これ、民主党県政ができる可能性が強いじゃないですか、私わからんけども。だったら、ぜひ大いにアクションを起こして要求すべきじゃないですか。いい機会だと。私、本会議でも

言ったけども、いい機会だと思いますよ。

従来の県知事はいろいろ頑張ってもらったけど、これで退くと。後任が決まってみないとどうなるかわかりませんが、民主党の県知事候補が決まった。今度の国土交通大臣、あの流れからいって、大いにチャンスありじゃないですか。民主党も屋台骨が動揺しますからね、どうなるかわかりませんが、1つの政治的なチャンスであるというぐあいに私思うんですが、そう思われませんか。

○都市整備部長

おっしゃるとおりでございます、そういった意味では、少し希望の持てる状況かなというふうに思っております。

○高橋委員

ぜひその流れを大事にしながら頑張っていただきたいと思うんですね。

それにしても名鉄が事業費も明らかにせんというのはどうなんですか。あなた資料持っておるなら出しなさいよ。持つとるでしょう。おれらは見とるけども市民にはだせんと、こんなばかげた、あなたと私たちは違ふと。おれらは知つとるけども、おまえらには見せんよという話だがね、今。そんなばかな関係で、いい仕事ができるんですか。私はプライバシーの個人の成績まで明らかにせよとは言いませんよ。しかし、知立駅が幾らの工事でやっておるのか、あなたたちは知つとるけども、私たちは知らないと、そんなばかは関係で、いいまちづくりできると思うんですか。どうですか。

○都市整備部長

先ほど課長の方から今の状況を説明させていただきましたけども、もともとこれはかなり根が深い話でございます、鉄道事業者が国とか県、市こういった事業を受託してやる事業ですね、受託事業、これは鉄道高架だけでなく河川とかいろいろなところがかかわっているわけですが、もともと国の事業も直轄事業も含めて、なかなか鉄道事業者はそういった部分の透明性という部分でこれまでこたえてこなかったということで、先ほど課長も言いましたように、国もそういった部分で

情報公開、透明性、説明責任という中で鉄道事業者、これは全国の鉄道事業者に国がそういった申し合わせをさせていただいて合意をされている事項でございますので、ここまでは出すといった内容は既に合意されている内容ですので、それをもとに私どもは名鉄に情報開示をしてほしいということをお願いしておりますので、これは名鉄の国からのそういった申し合わせ、1つの鉄道事業者として全国の鉄道事業者の一員でございますので、そういう中で決められている内容ですので、私は拒否はできないと思っておりますので、ただ、これまでそういった会社の中の合意形成ができてないということで時間がかかっているというふうに判断しておりますので、これは早急に県にもお願いをさせていただきますが、名鉄にも直接お願いをさせていただきますので、この議会の中で本来ですとお答えできるようにということで詰めてきたんですけど、時間が足りないということで、申しわけございませんが、もう少しお待ちいただきたい。

○高橋委員

平成20年度に国土交通省と鉄道事業者が合意して、鉄道高架事業において透明性確保のために提出すべき図書について合意したと。その内容をわかりますか。文書あったら出してください。今じゃなくてもいいけど。どういう中身の図書を出すことで合意したのか、その内容と文書があったら出してほしいと思うんです。今じゃなくてもいいですよ。いいですか、それは。

○都市開発課長

すぐに用意できると思っておりますので、写しを提出したいと思っております。

○高橋委員

林市長、あなた、副知事に情報公開してくださいよと私は言ったと。副知事はそうだねと言ったと。あなた思ったでしょうと。その程度で自分の仕事が済んだと思ってもらっちゃ困りますよ。協定11条に公平性と透明性が入りました。これは従来はなかったと。これは評価します。しかし、文言が入っても実行がされなかったら、こういうも

のは意味がないじゃないですか。仏つくって魂入れずとはこういうことを言うんじゃないですか。部長も課長も努力しようとおっしゃってる。そのときに、あなたが手を挙げて、これはおれの仕事だと、事務当局の意見も聞くが、おれの仕事だと、副市長と、一緒にやろうぜという答弁があつてしかるべきじゃないの。どうですか、あなたの仕事ですよ、これは。対名鉄対県の交渉は。どうですか、市長、副市長。

○清水副市長

今回の工事内容の公表につきましては、先ほど来お話のあるとおりでございます。それが今まだ実行に移されていないということでございますが、先ほどの県と名鉄との協定の第11条の公表のそういった中身が協定の中に盛り込まれたということで、この委員会もこういう議論も大いになっているのかなという思いもあります。

そういうことの中で、先ほど部長も申し上げましたように、私どもの方も今、名鉄に対して、あるいは県に対してその辺については強く申し入れをさせていただいているところでございます。名鉄側にあつては、今その内部検討と言いますか、意思形成というところだそうでございますので、若干の時間をいただくということで御理解をいただきたいと思ひます。

私どもも今後ともそういった趣旨をもって県、名鉄にもお願いをしていくことには変わりはありません。

○高橋委員

市長、腹張ってやれますか。なるほどわかったという伝わる答弁してくださいよ。あなた全然伝わってこない、申しわけないけども。

○林市長

これは非常に難しい面もあるんですけども、とにかく知立市は非常に大きなお金を使うわけであります、これについてはお金は使うんですけども、何をやるとるかかわらんという状況では市民の方々にも説明がつかんわけでありまして、これについては全力で、これについてもでありますけれども、今もやっているところでありますし、これ

からもやっていきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひね、これは初歩中の初歩、民主主義のイロハ、これが出せんようで何をか言わんやということですよ。部長は知っておるが、こちら側は一切知らんと。ほんとにそういう場合に心を痛めた部長がね、資料を落とすんですよ、廊下へ。黙ってそのまま立ち去るというケースもあったんですね、昔は。私は、そういう手段で資料を出してもらおうとは思いませんが、そういうことをやる部長もみえたんですよ。なかなかおつでしょう、その部長。だって資料を共有しなかったら議論できないんだもの。ぼろっと落とすんですよ、メモ用紙をね。ややという話だね。

私は、そういう手練手管で物事を解決してくれとは言いませんが、それぐらいの情報共有がなく、どうして立派な鉄道高架がやれるんですか、失礼だけでも。議会あかんと。おれらに任せておくと、それぐらいの自負はほしいけども、情報公開もせんでやれるはずがない。車の両輪って市長うまいこと言うけども、全然いけませんよ。この大事業で。そのことを改めて申し上げておきます。ひとつ早急に名鉄が胸を開いてくださるよう、資料を落としてよしとするような対応ではなくてね、やっていただきますように重ねてお願いをしておきたいと思ひます。駅周辺と鉄道高架は以上にしたしたいと思います。

もう一つ伺いたいことがあります。99ページ成果報告書、駒場牛田線についてお尋ねをさせていただきます。

99ページでは、駒場牛田線の予算、市道八橋牛田1号線用地云々とありますが、駒場牛田線は現在どこまでできているのでしょうか。どういう課題があるのでしょうか。

○都市計画課長

平成21年度の4,411万2,368円ということでございますが、この平成21年度ということで申し上げますと、用地の土地買収費ということで4,411万2,368円ということになっております。

進捗ですが、今設計の方を起こしまして、延長

でいうと390メートル、衣豊線から才兼池の距離なんです、その部分の土台の築造、才兼池付近の擁壁、歩道、舗装を残してあとはやります。排水溝、側溝関係を設置して、それを平成23年の3月10日までという予定で発注予定でございます。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時36分

再開 午後6時44分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

るる御説明いただいたんですが、もう少し端的にお答えいただければいいんです。平成23年3月10日までに全線開通したいという答弁でしたか、あの衣豊まで。あと、用地の買収は全部完了したんですか。築造予算は平成22年度にも計上されておりますが、いつごろ発注してどうなるのか、この辺の問題点と計画について述べてください。

○都市計画課長

先ほど不十分な説明となりまして、申しわけありません。

平成21年度までの土地買収、面積ベースでいうと92.4%でございまして、あと2件の土地所有者の買収という形になっております。

平成23年3月10日までに供用開始とかそういうことではなくて、今年度平成22年度、平成23年度の2カ年をかけて工事の方を進めて供用開始に向かうという形になります。平成22年度分の発注は、先ほど申し上げましたが、入札日が9月30日という予定でございます。

○高橋委員

それで、用地買収2件残っていると。92.4%買収済みと。あと7%か8%残っておるんですが、このあんばいはどうですか。

○都市計画課長

どうしても1つ目信号のところ部分で才兼池の方から北へ上って駒牛線に当たるわけなんです、残るはどうしても土地の立ち会い、境界立ち会い

に応じていただけない方がおみえになるものですから、ちょっとその辺で手こずってはいるんですけども、去年に比べればお話もさせていただいておりますし、今回発注する際にも一応本人とお話をさせていただきまして、その土地境界に関してはちょっと見送るんですけども、発注をする際にお断りはして承諾をいただいておりますので、発注をするという形になりました。

○高橋委員

390メートルでしたか、さっきの。平成22年度は東側から発注するんですか、西側から発注するんですか。東側が用地未買収のところがあるので西側から発注するということになりますか、その2カ年の継続になるわけですけども、今年度でどれぐらいまでその事業実績として。

○都市計画課長

衣豊から駒牛から三河八橋の駅へ行く市道があるわけなんですけども、才兼池を通過して突き当たるわけなんです、全体的に言えば、もとの衣豊線から才兼池の部分、今現在やれる分はその用地を未買収のところ、そこの部分はのぞいて、来年は完全に舗装までするんですけども、その前段として木移動したり、土を切る、おすわけですね、道路の計画高に合わせて整備をしていくと。あるところでは反対に土を入れる部分もあるものですから、そういった土盛り関係、土を切る、そして才兼池の部分では埋め立てをして擁壁をつくって、そこには土を入れるという次年度に備えての第1次の発注の仕方という形でございます。

○高橋委員

そうすると、未買収部分を除いて道路築造全体をやっていくんだと、東からも西からもという今説明でしたよね。

それで、もう一つお尋ねしたいのは、未買収というのはどんだけの面積があるんですか。

○都市計画課長

2筆を合わせて300平方メートルほどでございます。

○高橋委員

所有者は1件ですか。

○都市計画課長

2筆。1筆は1人の名義の方、もう一筆の方は2人の共有名義ということになります。

○高橋委員

そこでちょっと私聞きたいのは、駒場牛田線ができるのは、これはとてもいいことだと思うんですよ。もっと1号線からもやってほしいなど。1号線から八橋牛田へ抜けていくあっちの方もやってほしいと思うんだけど、八橋農住ができて、逢妻川から今、八橋町12号線というんですか、八橋町12号線までできてますがね。それから才兼を渡って衣豊までということ、その区間をやるわけですけど、1つお伺いしたいのは、衣豊と接道するんですが、東から西からの車両、駒場の阿知和自動車がありますよね。あれからずっと入ってくるでしょう。そうすると衣豊へぶつかりますがね。それは真つすぐ行くとぼかぼか信号へ出て、真つすぐ行くと豊田J Aへ抜けていくというこれが八橋11号線と12号線というんですか。その衣豊とタッチするんですよ、八橋11号線が。西から来てタッチすると南側の一方通行になりますね、豊田市方面の。それは入りますよね。そこへ駒場牛田線が入ってきますがね。私の言ってることわかるかしらね、地図の上で。その車両は右折できるんですか。つまり才兼の方へ回ることができるんですかということをお聞かせください。衣豊側道から右折ができるかどうか。

○都市計画課長

衣豊線から新しい駒牛線がタッチしたところということですか。そこは警察公安との協議をさせていただきまして、そこには信号という形ではタッチはしないんですけども、そちら衣豊線から新しい一部豊田地があるわけなんですけども、そこへの入り方は対面通行というんですかね、豊田方面から側道が2路線あるものですから、例えば牛田方面から側道を走ってきた形では、一たん新しくタッチする駒牛線のところに来たら、ちょっとそこで一旦停止をしていただくと。右折をして、信号がないものですから、図面がないので非常に説明しづらくて申しわけないんですが、側道を中

央の方に振って、対面から車の安全確認をして、その駒牛線に入っていくという方法になります。

○高橋委員

それが難しいんじゃないですか、なかなか現実的には。さっきに駅前の右折の話よりもっと厳しい入り方になるんじゃないですか。

つまり何が言いたいのかといいますと、駒牛線結構なんですけど、ぼかぼか信号がなくなる。すべて駒牛に回す。ぼかぼか信号からさらに東へ行こうと思うと駒牛線とぶつかって、そこはもう乗り入れできない。行きどまりになりますよね、現在の八橋12号線が。八橋11号線をずっと来てぼかぼか信号へ来る。右折すると風間議員の方のうちへ行くんですが、真つすぐ行こうと思うと駒牛で乗り入れられない。これは鋭角のクロスになりますから乗り入れられない、こうなるわけでしょう。

そうすると既設道路の役割と駒牛の役割がお互いの関連し合いながら、その機能がすっぽりと駒牛に乗ればよろしいわけですよ。ところが、今お話があったように、乗るのはどこで乗るかといったら衣豊で乗るんですよ。西から来た場合は衣豊線で乗るんですけど、八橋11号線と衣豊がぶつかったところは豊田の方面の一方通行になりますから、これ左折しますよね。左折しないと衣豊へ乗れませんから。しばらく行くと駒牛の交差点にエンドですね、これが駒牛のエンドになるでしょう。これをふっと左に入れて才兼の方へ行ければ問題ないですが、行けられんでしょう、それが。そこを言っておるんです、私は。そういうことが担保できておるかどうかということをお聞かせくださいよ、皆さんにわかるように。私にもわかるように。

○都市計画課長

今、委員のおっしゃるのは、才兼池のところになると新しくできた駒牛線が才兼池を突き当たると、駒場の方から来た道を1つ目信号を通りすぎて。

○高橋委員

もっと西の話をして。衣豊のタッチ。

○都市計画課長

衣豊のタッチの話でよろしいでしょうか。側道

を走ってきて、まずタッチする部分は、それぞれの側道が中央側に寄ります。ここの部分が牛田の方から。

○高橋委員

わからない図面を見せてよ。コピーして皆さんに渡してよ。

○永田委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時58分

再開 午後7時00分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

それでは、お手元にお配りしました計画平面図をもとに説明をさせていただきます。

上の方、一番左手の方ですが、これが衣浦豊田線です。上の方が豊田方、下の方が牛田インターの方ですね。ちょっと複雑ではございますが、このタッチのところは豊田地でございます。黒く網かけをしている部分が今回発注をするところでございます。両側が中央側、特に豊田の方から来る、上の方から来る場合、牛田の方に向かう、これは側道が中央側に寄って一たんセンターに振って、また従来の側道側の方に行くと、信号に向かうと。今度反対の牛田方の方から来る場合、これは側道がそのまま直線上に豊田方面に行くと。この駒牛線に入る場合、この側道から一たん中央側に車線を右折をしていただいて、真ん中あたりにゼブラがありますが、ここのところで一旦停止をしていただくという形で対向車を確認して右折をして才兼池方面へ入っていただくという形になります。

○高橋委員

それは衣豊側道に車が既に乗った場合はそれでいいですが、私が言ってるのは、もっと東から来た場合、阿知和自動車の方から来た場合に、これはどこでタッチするんですか。この小さな字で駐車場と書いてあるところでタッチするんですか。小さな字で駐車場と書いてあるところへ市道がタ

ッチするんですか。ここは豊田地だと思うんですけど、ここへタッチするんでしょう。駐車場のところへタッチするんでしょう。牛田から来る場合の説明はわかりました。

○都市計画課長

今、駒場の方から信号がついているところがこの現道でございますよね。

○高橋委員

この駐車場と書いてあるところ。

○都市計画課長

それは違います。もう100メートルほどだと思うんですが、下の方に下がったところ、そのちょうど駐車場と書いてあるところから、距離でいうと100メートルぐらいだと思うんですが、もう少し下がったところに駒場からきた現道、そこに信号がございます。その位置になります。これはちょっと違います、駐車場と書いてあるところは。

○高橋委員

そうすると、この絵にはないと、現道と衣豊のタッチは。だから今あなたが説明してくれた話で十分だと、こう言いたいのかな。

つまり、ここらあたりでタッチするんだね。信号はそのまま設置されたままこれで入ると。入ってくると側道へ乗るので、真つすぐ行くと豊田へ行っちゃうけども、中央へ、新林のでんでん虫みたいところだわ。中へずっとセットきて、ここでこれは信号つかないということですね。豊田からここへ来る車両は、全部これは中央へ寄せるんですね。豊田へ抜けるやつは外周で抜かすんですけども、豊田から南進してくる車は全部この砂時計の真ん中へ入れるんですよ。この交差点が変則的交差点になる。そうなる信号つかないんですかね、これ。そうなる右折がしにくいんじゃないかと。これはどういうふうにご答えられますか。

○都市計画課長

これは数回公安の方と協議をしまして、ここには信号機はつけないという御判断をいただいておるものですから、この絵のとおりに進んでおります。

○高橋委員

地元から出るとる意見は、この交差点は右折しにくいと、こういう声が出るとるんですよ。それは御承知ですか。

○都市計画課長

右折がしにくいという御意見を直接は私は聞いておりません。

○高橋委員

聞いていない。ちょっと聞かれた方がいいじゃないですか。これは不都合なく右折できると。この右折にかなりの懸念があるんですよ。信号がつけば別ですが。

つまり、ここで豊田地側から南進する車両が全部でんでん虫の砂時計の中へ入ってくる。それをながめながら右折するというわけでしょう。そうしないと駒牛に乗れない。これを嫌うと真っすぐ直進しますから、衣豊に入らずに真っすぐ直進すると、ぼかぼか信号へ出てきますがね、車両は。ぼかぼかへ来るとぼかぼか信号は設置されませんので、真っすぐ行こうと思うと行きどまり。左折しようと思うと、車が1台か2台並ぶと信号と、こういう構造になります。これは駒牛と現道の位置関係からいうと、極めておかしいと。要するに乗り合わせ調整が極めて不十分と。ぼかぼか信号でそういう状況をなくすためには、せめて阿知和自動車の方から来る車両については衣豊を左折させて、この砂時計に入れて、そして駒牛に乗せると。これが少なくとも担保されるべきだというぐあいに思うんですよ。そうは思いませんか。

ここに信号がつかないというのが最大の弱点だと思うんですが、何でつかないんですか、これ。

○都市計画課長

担当者の方も以前からこの交差点の協議は数度公安委員会の方と協議をしまして、ちょっと回数では忘れましたけども、結構出向いて公安の方と協議を重ねて、この交差点のタッチの仕方をすると、してほしいという結論に達したものですから、今この絵になっておるわけです。

○高橋委員

信号はつかないんでしょう。

○都市計画課長

信号はつけない方がいいという御意見をいただいております。

○高橋委員

そこはいつ煮え詰まったんですか、この絵は。

○都市計画課長

時期的にははっきりわかりませんが、たしか1年ほど前というふう聞いております。

○高橋委員

これ、衣豊より西側の人々ね、これは豊田地だと思うんですが、この人々が現道をずっと通ってぼかぼか信号へみえるということ避けたいわけですね。そうすると、衣豊で左折して、今あなたの説明のあったように右折して駒牛に乗ってもらおうと。で、好きな方へ行ってもらえばいいわけですよ。

この衣豊とぼかぼか信号の間に住んでみえる人たちもできれば左折して衣豊まで行っていただいて、反対の方向になるかもしれませんが、東に向かわず西へ向かって衣豊の側道まで行っていただいて、そして牛田方面から今あなたの説明されたルートで駒牛に入ってもらおうと、そこから自由に行ってもらおうというぐらいの配慮がないとまずいと思うんですよ。配慮がないと現道へ乗りますよ、11号線へ。そうすると何が起こるかという、ぼかぼか信号がなくなって、あそこで困ってしまいますよ。市営住宅の方へ行こうと思えばすぐ信号があると。信号行くにも左折せないかと。北進する車があったら、これ困ると。真っすぐ行ったら行きどまりと、こういうことになるでしょう。だからこの交差点は、この衣豊以西の人にも使ってほしい。だけど以東の人でも多少時間かかるかもしれないけども、ここの衣豊まで来てもらって、ここの砂時計を通過して駒牛に乗ってもらって、あと東の方へちょっとオーバーランするけども行ってもらおうということを含めたそういう駒牛と生活道路との連携と使い分けをしないと、供用開始してから現道八橋11号線がこんだり、ぼかぼか信号がなくて事故が起きたり、こういうことになる心配はないですか。どうですか、そこは。そのためには

信号処理が要るんじゃないですか。

○都市計画課長

委員のおっしゃることは十分にわかります。西側の方から今の信号機のあるところ、現道のところですね、そこに新しく例えば駒牛線が供用が開始されても、今そのままにしておけば恐らく真っすぐ入ってきてしまう車両が多くなるかと思いますが、そして才兼池のところで通行どめじゃないかということ、結構その車両的にはどこへ行ったらいいのかというふうになるかと思いますが、そういったことも踏まえて、その駒場の方から衣豊にタッチして信号機のある現道のところの信号ですが、そこのところ手前にはなるかと思いますが、その辺は生活用道路ですので、新しく駒牛線ができた方へ左折をしてくださいとそれ的な看板を設置して、新しくできた駒牛線に誘導するような、現道に入っていくないように、そういった形で誘導できるような看板等を案内板ですね、それを設置していきたいという今検討しているところでございます。

○高橋委員

もちろん看板はやってもらわないかんよ。そういう話じゃなくて、このでんでん虫交差点、砂時計交差点をつくられて、豊田地からどの程度車両が流れてくるか私はよく知りませんが、信号処理した方が、今あなたが啓蒙したいとおっしゃるように、こちらへ行ってくださいよと。真っすぐ行くと行きどまりですと。生活道路ですと。だから衣豊を左折して右折して駒牛の乗ってくださいよという啓蒙をしたいわけでしょう。だけでも信号がないし危ないよということであれば行かれませんかね。これは構想上、十分信号がつくんじゃないですか。何でこれ信号できないんですか。構造上、信号が設置できない根拠があるんですか、この交差点。

○都市計画課長

端的に見れば、ここの交差点は信号機は必要なのかというふうに思いますが、何度も何度も公安委員会の方に協議しに行って、県警の方に協議しに行って、こういった形でここには交通安全上

つけないという御指示をいただいておりますから、今この交差点の形式で信号なしという形で対応していきたいと、このように考えております。

○高橋委員

公安委員会の御指示を受けたというのはいいけれども、なるほどそういうことで信号が要らんのかと、信号がない方がベターだなというふうに私は説得して私がわかればいいですよ。だけど、この構造なら十分信号機つくんじゃないですか。設置するには金がかかるけども、人の命にはかえられんわけですから、南進車はどんどん来た場合に右折できないじゃないですか。あんなやらしい右折帯は嫌だから、真っすぐ行きたいという人が出てきても不思議でないようなそういう交差点の設置ではまずいですね。間違いない、あそこへ行った方がいいというふうにしてもらわないかんでしょう。だったら交差点処理で信号つけられた方がいいじゃないですか。御指示の内容が、なぜ信号要らないのか、そこをわかるように住民に説明しなかったら納得していただけないですよ。どうですか。

○都市計画課長

まことに申しわけありません。今すぐここで説明を委員の納得するように、できるように説明をしたいんですが、ほんとの詳しいのもまだちょっと私自身把握してなくて申しわけないんですが、もう一度それが可能であるかどうかというものを確認して、またお答えを差し上げたいと思います。

○高橋委員

これは三差路で新林のやらしい信号、衣豊の下のね、南に行くのに2つも入り口があって、やらしい信号なんだわ。あんな複雑なところにも信号ついていますからね、これは三差路ができないはずがない。論理的にはね、構造上は。金がないの話はまた別ですよ。だけでもそれはできる話だと思うんです。このことが用地買収と関連しているんじゃないんですか。どうですか。

○都市計画課長

今この話で、その交渉が難航しているというふうには私はとらえておりません。

○高橋委員

ほんとかね。もうちょっとしっかり地権者の声を聞かんとまずいですよ。だからこれ、ぜひ信号が設置できるようにさっきちょっと一度また議論するという話なんですけど、ぜひ私はつけた方がいい、つけなきゃいかんと。こんな幹線走らせるのに都市計画道路と419の側道ですからね、並みの道路じゃないですよ。可能な限りそれは設置するという決意で対応していただきたい。部長どうですか。

○都市整備部長

今、駒牛線の新しく整備する位置と現道が並行して、その辺の現道処理ということで私の方もちょっと交通安全対策含めて周辺の環境とといったところで、先ほど課長が言いましたように、ちょっと頭を悩ましておまして、多分委員おっしゃったのは、直接的に今の衣豊の下の交差点云々じゃなくて、今の1つ目信号があるその市営住宅へ行く交差点のところですね、そこるところに車が集中すると。西の方から来て衣豊、駒牛というのに乗らなくて、現道そのまま来てしまうと。先ほどの信号のところから左折して駒牛に乗るんじゃないかというようなそういう車の流れが心配されるというようなお話は聞いておりますので、それが周辺の交通安全上の問題だとか地域の生活環境を悪化するというので、そういう改善をしてほしいと。だから、西の方から来た車は現道に乗せずに駒牛に乗せる方法はないのかと、もっとスムーズに、そういう提案はいただいています。それが言いかえれば信号をつけるという意味になるのかもしれませんが、直接的に信号をつけたらいいというような、それが対策になるということまでの提案はいただけてないです。

信号については、これちょっと私もどういう理由で信号がつかないと公安委員会が言っているのか、その辺は一回ただしてみたいと思いますが、交通量の交通量予測が少ないのか、交差点の形状からそういった信号の設置ができないのか、その辺も含めて一度確認はしてみたいと思います。

○高橋委員

かつて衣豊線と新林の平草の欠敷のところね、最初信号つけないという話だったでしょう。その生活道を分断して衣豊が入ってるじゃないかと。側道供用開始するということであれば、当然信号つけよと。これはつかんつかんということになる。なぜつかんのかと。そんなもの南北の生活道路を車乗ってへんじゃないかというのが最大の理由でしたね。しかし、ついてますよ。つけてよかったんですよ。つけたらまた非常に右折する車両の右折レーンまでつけてもらってね、とても交通安全はいいですよ。南北の車両はそんなに乗ってないですよ。だけど、あれがあるために南北の分断が信号機を設置することによって、よりスムーズになると。

私はね、ここの今議論になっている交差点に信号をつけんでもいいなんていう議論というのは、それは成り立たない。おっしゃるように、問題は1つ目なんです。1つ目で車が込まないようにしたい。せっかくの駒牛線ができてから従来の生活道路に車が滞留して、今以上に滞留することは目に見えておるでしょう、駒牛ができれば北側信号でストップ、東側で乗り入れ禁止と、こうなってますから、必ず生活道路と込み合うのは間違いない。だとしたら、今のほかほか信号の生活道路にどういうふうにして車両を入れないようにするか、これしかないんですよ、答えはね。1つの答えは、今言うように西側から来る車両は衣豊の側道に入って駒牛の終点から入ると。私の願いは、できれば東側の人でも、どちらからという衣豊に近い人は、悪いけども西側へ行っていて、側道から駒牛のエンドへ入ってくださいと。そこから東へ行かれるかもしれんけども、コの字でオーバーになるけども、そのことによってほかほか信号の渋滞が少なくなる。これしかとりあえずないんですよ。そのためには、この交差点がとても使いやすく安全だという交差点にしないと、その論は成り立たないんです。何でおれがあんなほうへ回っていかないかんだと。ほか道路をつくるからほかほか信号が込むんだと、こういう結論になるんじゃないですか。信号もつけましたと。ちょ

っと大周りになります、間違いなく安全ですし、乗っていただければ快適に出かけられますと、そのまま豊田へ行ってもらうことも可能ですという行政側の大義が立つんじゃないんでしょうか。

ところが、ここに信号機はつかない。看板をつける程度で、やらしい交差点らしいよと。なかなか右折できんよというようなことでは、その効果は発揮できないから私言っておるんです。この辺、担当課長どうですか。もうちょっと骨を折っていただけませんか、あなた、信号つくるという点で。

○都市計画課長

十二分に委員のおっしゃることは理解しておりますので、その地区の住民の方たちの御意見等踏まえまして、十二分な検討を今後させていただきたいと思っております。

そして、いずれにせよ説明会等々ございますので、その中で御意見等ちょうだいしながら、また、市の側としてのこのように考えていると。もちろんその現道に車両が入ってこないような対策というのはぜひ考えたいと思っておりますので、これからの課題というふうに思っております。

○高橋委員

私は、信号をつけるということが衣豊から駒牛へ入る安全上の行政上の措置としてね、そこをしっかりと押し出すことはできるんだと。これなしでね、とにかく渡れるんだというだけでは説得力をもたないということは、ひとつ申し上げておきますので、ぜひ一層の努力をお願いしたい。これ一つ。

もう一つはね、ぼかぼかがなくなるためにどうということが起きるかと言いますと、市営住宅の方から通学路ですね、あれ。市営住宅から南の方へ、ここにみえる副委員長の方へずっと人々が流れてきます。これは通学路ですよ。通園にも使いますよね。そうするとね、現在は東西が優先ですね。東西が黄色なんですよ。南北は赤だと理解していますが、そうですね。

ところが今度は、駒牛東側でもストップですから、南北が優先になると、こう理解してるんです

が、そういう理解でいいですか。

○都市計画課長

今1つ目信号があるわけなんです、委員のおっしゃるように、南北が赤になっております。これは、ちょっと1つ目の信号からまた駒牛線の方へ上がると交差点が当然できるわけなんですございますが、このところに将来的に信号を設けます。新しくできる交差点に関しては信号を設ける予定であります。その際に、警察の方とも協議を重ねたんですが、ここの部分に関しては、1つ目信号と新しくできる信号と距離が近いものですから、1つ目信号はこの新しくできる交差点に信号が設置できたら、この1つ目信号は撤去しますと。非常に危ないものですから、至近距離に2つ信号があると、どの信号を見ていいのかわからないというドライバーからの視点からすると非常に危ないものですから、そういった点で、1つ目の信号は撤去します。そのかわり、とまれという停止線、どのような形にするかはまだわかりませんが、今の優先を90度変えます。だから必ず一旦停止していただくと。今の現道11号線ですかね、駒場から来る現道、こちら側に関してはとまれという形にさせていただきます。

○高橋委員

そうですね。それでいいんですよ。私もそれは共通認識。

ただ問題は、そうした場合には、南北が優先になって通学路なり子供たちが行く、歩行者が歩く。あの駒牛には歩道ができますからね、東西はその歩道でキープできるんですよ。南北はないために、非常に狭い南北の道に子供たちが通る。車両も通る、当然。これは、むしろ危ないじゃないかと、子供たちの通学通園に、こういう声ですね。一部用地買われましたよね。どんだけ買われたんですか。なぜ連担して買っていかれないんですか。道路を広げた方がいいし、広げなきゃいかんじゃないですか。

○都市計画課長

今、委員のおっしゃるのは、才兼池の部分側に方に用地として1軒立ち退きをしていただいて、

その部分が今更地になっております。その部分側の方に歩道を設けます。才兼池側の方に新しく。ちょっと幅員までは記憶にございませんけども、歩道を設けるものですから、その今の1つ目の信号のあるところまでは通学に関して安全は担保されるという形になります。

それから、その1つ目の信号からさらに南側の方に行くには、非常に幅員の狭いものですから、それは今この場で市道を拡幅してというところまでは申し上げられませんが、通学路に関しては学校側の方だとかそういった通学路の変更だとか、その辺の協議を重ねてきて安全確保にはこれから努めたいと思います。

○高橋委員

そうすると通学路変更とおっしゃるけども、それは駒牛線へ回すんですか。才兼の要するに市営住宅の方から来てね、信号の前に才兼池の前で信号できますから、駒牛の方の歩道へ回せば、歩道がありますから安全ですが、そんな大周りじゃないですか。今の南北の道をストレートに南進すると。しかし、極めて道路が狭隘と。ここの対策を具体的に求める住民の声が多いんですけれども、これは何ともならないということですか。

○都市計画課長

今ちょっと私の理解がまずかったのかわかりませんが、委員のおっしゃったのは、新しく駒牛線にできる信号交差点から1つ目信号のところは今、拡幅というか砂利道になってるんですけど、その1つ目信号よりもさらに南のもともとは拡幅の計画はあったけども、ちょっと凍結というかそういう形になっておるということをおっしゃってると思います。

これが新しく駒牛線が供用開始された暁には、両側に歩道ができるものですから、その才兼池の上をカーブで曲がっていく歩道を利用するのか、今言ったように交差点から1つ目信号の区間、それを通学路と歩道を設置して、そこをまた左に曲がってちょっとお手数をかけるんですが対処していくのか、その辺は今後の課題とさせていただきますと思います。

○高橋委員

1つ目信号から南について、一部道路を拡幅しようということ用地取得をされておるわけでしょう。

要するに南北の道路、牛田八橋線というんですかね、あの道路そのものを拡幅すべきだという声があるんですよ。これについては今そんな予定はないよと。だから駒牛ができれば駒牛の歩道を通させばいいじゃないかと、こんなようなことをおっしゃったように思うんですよ。それはどうするかは協議だと。だけでも南北の道路を広げるつもりはないと。広げるつもりがないというのが結論ですか。それも含めて検討できるということなんでしょうか。

○都市計画課長

ちょっと非常に今の細い交差点にとりついていて南北の市道を拡幅するか否かというものに関しては、私の考えでは答えが出ないわけなんですけど、確かにその市道が拡幅すれば、そんないいことは確かにはないと思います。

ですから、遠い将来的な計画の中ではそれも踏まえつつ、トータルの計画を実現するために残す課題となるのかなというふうには思いますけども、今すぐこの供用開始にあわせてそこを拡幅できるというふうにはちょっと時期的にも間に合わないというふうに解釈しています。

○高橋委員

供用開始のときに間に合えなんてことは、とても大変な話でね、それは私もよくわかるんですけど、やっぱりそこは関係住民の議論をしながらね、必要な南北線の拡幅ということで皆さんが合意するならば、それはやっぱり一肌脱ぐと、市が。そういうプロセスが必要だと思うんですよ。そのプロセス抜きにこっちへ回せばいいじゃないか、あっちへ回せばいいじゃないかということになると、結局関係住民は置いてきぼりになって、いろいろ言いたくても反映していかないと。ぼかぼか信号のあたりがごちゃごちゃとして、北進車、南進車いろいろあってなかなか複雑で、そこへ子供が通る。危ないじゃないかと、解決しないと、こうい

う今現状になってると思うんですよ。

だから私は、どこまでのキャパが許されるのかどうか知りませんが、南北の市道についても腹はひとつもってもらってね、皆さんの意見も聞いて必要ならば拡幅の方向も含めて検討すると。それは供用開始の段階で拡幅していきやならんということじゃない。そういう方向をきちっと示すことができれば示して住民の理解を得ていくと。こういう立体的な合意、まちづくりについての駒牛線が開通するだけでなく、それに伴う弊害、それに伴う地域の交通安全ということにも十分目を配って事を進めないと、2筆の用地買収が進まないということに結論的に起因するんじゃないかということを思うので、ちょっと時間を取って細かく言わせてもらったんですが、そこへ起因するんじゃないんですか、最終的には。どうですか。

○都市計画課長

今、土地買収をまだしてないというところに関して、土地の境界面定がどうしてもされないものですから、私としても十分に御理解をいただきながら交渉を進めているところでございます。

当然ながら、南北の市道はかなり前に地元説明をしながら、その道路の拡幅に関して説明会もしたりしたというのをお聞きしております。その当時のなぜそれが現在に至っても拡幅されないのか、そういったものもちょっと私どものセクションだけじゃなくて、よそとの連絡を図りながら、それが可能かどうかひとつ検討も踏まえて地区住民の意に沿えるような形にできていけたらいいなど、このように考えております。

○高橋委員

ぽかぽか信号周辺の既存生活道路をどのように駒牛線とリンクさせていくのというね、その課題なんですよ。従来は南北も拡幅していくんだという考え方があった。だから一部既にも買収もしたと。今回は歩道になると。いいことなんです、それは連担せずに継続してないと。そこへきて駒牛の事業計画が出てきて、その話は立ち消れと、南北道はね。ここにやはり行政が今までやってきた方向性と今回の中身に乖離があるわけですよ、

住民からいうとね。そこを明らかにせずに一方的に供用開始することについては疑義があると、こういう声があることは事実なんです。

関係権利者の中で、もうあと2筆なんですけども、そういう声もあるわけだし、そうでない人々の中にもね、直接皆さんが声を聞いているかどうか知りませんが、当然そういう声も出てきているわけではあります。だから、そこは丁寧に可能な限り万全な方向を十分内部で検討し、皆さんの声を聞きながら対応していただくということについてどうですか、もう一遍お答えください。

○都市計画課長

十二分に委員のおっしゃることは理解できますので、極力そういった地元の御意見も反映しながら、それでできるものはやっていくと。そしてまた、今後南北の市道に関して、よその部署と連携をしつつ、どのような課題が残っているのかというものももう一度掘り下げながら、できる限り地元の御理解いただけるような道路づくりに進めていきたいと考えております。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時40分

再開 午後7時49分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

それでは96ページ、市道弘栄広見線についてお尋ねをいたします。

120メートル道路改良、中一建設1,800万円という歳出なんです、この路線は明治用水の埋め立て、中一建設の通学橋から旧弘法通りまで、昔の蛇屋だね、あそこまでの間の明治用水埋め立てた分の管路化の後の歩道設置と、こういうことですが、平成23年度も含めて予算化されているんですが、通学橋まで結ばれるのにどんな日程でいくのでしょうか。

○土木課長

あと残りがわずかになっております。先ほど入

札が終わりまして、10月入ったかぐらいで調整して、10月中旬ぐらいからは入れると思いますけど、ちょっとこの辺の事業のはっきりした工期はわからないんですけど、年度内に通学橋まで歩道整備と道路の舗装、今大分山になってますので、車道部分を全面舗装打ちかえという形になります。年度内には完了するという形になります。

○高橋委員

広々とした歩道が明治用水の管路化の上へできておりまして、今年度中に通学橋まで広がって、歩道設置と車道と歩道とのすりつけもきれいにやりたいということなんです、あの歩道についてはいろんな意見がありまして、あれほど広げる必要があるのかと。しかもカーテンのすそのようにという御意見。

それから、もともと明治用水を埋め立てたんだから北側に歩道をつくるのは理解できるけども、南側にも歩道をつけて、そうすると交差点部分でセンターが狂うかもしれんけども、センターが合わないかもしれんね。向こう側には弘栄側には南側に歩道がないので歩道をつけるとセンター狂うかもしれんけど、南側はそんなに大きな歩道がなくてもいいけども、やっぱり南側にも軽く歩道をつけて北側の用水の上部利用をやるべきじゃないかと。あれでは南側の人がとてもふびんだと。車道が広がって南側にずっと車が接近してくると、こういう形にもなるので、そういう声があるんですが、御承知でしょうか。

○土木課長

確かに広すぎるなというそういう声は聞いております。この歩道につきましては、知立中学校から弘栄公園の利用者とか中学校の通学路的な形で利用していただくという形と、それから、弘法山とかそういった形の中で、たくさん人がみえる中で、その歩道づかいもしていただくというのと、今、旧の用水部分を暗渠化して、以前は、今もですけど、車道があって旧の用水があって、またその奥に側道づかいしているところがあるわけなんですけど、歩道が広いというのは、その側道づかいしている側道と用水敷きをあわせて広い歩道に

なっている。

そういった中で、どういった活用かということなんですけど、弘法山の休憩所的な形になるのかなというのと植栽も入れていきたいなど。休憩所って東屋を入れたり、ベンチを入れたり、そういった施設も置きたいなというそういった中で、歩道の円滑な通告を確保したいなというそういったのも考えております。

車道をあまり広くするという形の中で、あそこの生活道路的な要素がありますので、車道につきましては、一応旧の道路も2車線でしたので、2車線は確保しますけど、弘法通りを超えた反対側が6メートル道路で、やっぱり線が合わないというのはあるもので、それと歩行者の動線的なものも北側という形になりますけど、そういった今、委員が言われるように、一部住民の方、住民の方というか、そこの沿線の方じゃないですけど、他の方の方からも意見があります。また、沿線の方の反対側の方からも御意見多少いただいておりますけど、あまり大きな歩道とか分離帯を設けるようなそういう歩道はできないんですけど、若干ちょっと余裕をとらせていただいて、1メートル20ぐらいの歩道帯ができるのかな。知立団地の方ではやっていますが、カラー舗装的なそういった歩道帯整備ができるのかなというふうに今考えております。

○高橋委員

どういうこと。今は歩道は全部北側ですよ。東屋をつくと。あのカーテンのすそのような形状になっておるんだけど、東屋をどこへつくるんですか。最終的にはもう少し歩道として手を入れられるわけですか。今は植栽帯が残ってるけども、だけでも既に歩道として供用開始を工事が進んだとかしとるわけでしょう。あとは東屋をつくるんですか。

私もう一つ言ったのは、南側は確かに弘栄地区と交点が合わなくなるんだけど、南側は全く手を入れないということですか。

○土木課長

歩道の整備は植栽帯が今、木が一部植わってる

ところがありますけど、ほとんど植わっていないということで、植栽をしていきたいと思います。今の植栽の枠の中に。

東屋につきましては、ミニバスのバス停があります。バス停と交差点の中間点ぐらいな形かな。あとそれとその辺の近くにベンチ、もう少し上の方にもベンチを二、三置いてみたいなというそういうふうに今、考えております。

南側の歩道帯の整備ということで先ほど言いましたけど、知立団地の牛田町20号線で駐車禁止ラインが団地が知立団地側についてます。その部分を去年とおととして路肩改良させていただいたときにカラー舗装で明示させていただいて、路肩を歩道帯整備させていただいたと、あんなような感じの整備を南側でできたらいいのかなというふうに考えております。

○高橋委員

それが1メートル20と。それはいつやるんですか、その工事は。今年度セットで10月の発注の中に入っておるわけですか。

○土木課長

今年度舗装も全部やり直しますので、その中に一緒に組み入れていきます。

○高橋委員

南側にも歩道を今おっしゃるようなものをつくるということは住民に説明されているんですか。

○土木課長

歩道ではないものですから、路肩を利用した狭い路肩より若干広くするという形の路肩になるものですから、そういった形で問い合わせのある方にはそういった話をしておりますけど、地域住民に皆さんに説明ということはしておりません。

○高橋委員

私ちょっとわからんけど、ブロックの絵をかくということかね。牛田20号線というのは原山の道でしょう。あそこにブロックの絵がかいてありますがね、歩くところに。分離帯もなにもなしにブロックの絵が書いてある。ああいうものをやるということですか、南側には。

○土木課長

絵ではなくてカラー舗装ということで、知立団地から安城へ抜ける道の右側の舗装がやっていると、旧東海道ですか、牛田のところにあそこはオレンジ色でやっておりますけど、何本引けるかはちょっとわからないんですけど幅的に、1本になるのか2本になるのかというその辺ですけど、そういった形のカラー舗装をやりたいなということです。

○高橋委員

段はつけずにフラットの道路に色を塗ると、1メートル20の幅で。そういうことを南側でやりたいと。そうすると車道は何メートルとれることになるんですか。

○土木課長

今その1メートル20の路肩の中に、1メートル20全体を塗るのではなくて、帯で30センチか40センチぐらいになるかと思うんですけど、点々と塗っていくという形になります。車道につきましては、1車線2.75ということで2車線道路ということで5.5メートルございます。

○高橋委員

ということでやっていただくと。今年度中にそれをやるということなんですが、今申し上げたように、通学橋までは今開通してませんが、通学橋に近いところまで、まだ植栽帯には植わってませんが歩道ができてますね。れんが色の歩道ができています。それから、弘栄地区の蛇屋の南側の用水の埋め立ても既に歩道ができています。で、バイパスがあります。弘法バイパス。その向こう側も水路でしたが、それも歩道ができています。あのガラス屋があるところね。そういうふうになっていて、弘法バイパスには立派な横断歩道が打つてあります。

ところが旧道には一向に横断歩道が設置されていない。歩道は3年越しですかね、これ。弘栄広見線は3年越しじゃないかね、平成22年で。順番に歩道帯をつくってみえるんだけど、横断歩道の線が引かれないんですね、ちっとも。既に供用開始しておるんですよ、一部分的に。何で線を早く引いてもらわないんですか、公安委員会に。蛇屋の

前も立派な歩道ができましたがね。あそこを渡って弘法通りを渡ればいいじゃないですか。歩道帯がない。

○土木課長

私も以前からも指摘を受けておまして、県道には横断歩道があると。市道の方には横断歩道がないということで、歩道の動線ルートとしては必要だということで前々から警察の方に市民協働課を通して要望させていただいております。ことしについても要望させていただいております。

どうしてできないのかなというその辺が、弘法通りそのものの交通量が少ないのかな、どうなのかなというその辺があるんですけど、中学生の通学路にもなっておりますので、何としま歩道はつけていただきたいなということで、今後とも要望はさせていただきます。

もし万が一歩道ができなくても、歩道誘導帯という形で点々の歩道がありますよというそういった線ぐらいはかけるように代用していきたいと考えております。

○高橋委員

弘法通り旧道は交通量が少ないというのはいかかなものかと。そこそこあるわけで、立派な歩道が弘法通りを挟んで左右にできてるわけですね。あその歩道は南側は南陽通りの交差点、何でも屋、川地金物店に1つ、それからずっとなくて、加古電気の前、愛知屋仏壇の前で1つ、その間はないんですよ。横断歩道というのが、東西の。それで今申し上げたように、歩道帯のある立派な道路ができました。既に工事を初めて3年目。今年度終了するというときに、相変わらずその横断歩道ができないというのは、いくら県に金がないからといったって、それは許される話じゃないと。きょう言ってあしたやれというのは無理だけど、2年ごし、3年ごしで要求されておるんじゃないですか。どうですか。

○土木課長

当初歩道をつくることからそういった要望をさせていただいておるんですけど、なかなかつけていただけないという。かといって今年度完成する

ということで、再度要望していきたいというふう

に考えております。

○高橋委員

林市長、ちょっと県土木へあなたも足を運んだらどうだ。県土木じゃいかんね、公安委員会足を運んだらどうですか。

○林市長

今話聞いてまして、一回警察の方をお願いをさせていただきたいなと思っております。

○高橋委員

ぜひね、そこらあたりは市長の出番ですよ、ほんとの話。事務当局では努力されてもなかなかできないことがある。それは行かないかんですよ。そういうところにひとつ目をつけて頑張っていたきたいというふうに思います。

先ほどの市営駐車場の議論がありました。市営駐車場にトイレがありますね。あれは障がい者用トイレですか、あるいは否ですか。

○土木課長

普通の健常者用のトイレでございます。

○高橋委員

知立駅を利用される方を含めて、駅前の障がい者トイレがあってもいいじゃないのおっしゃるんです。

高橋さん、ちょっとおいでというもので、どこへ連れて行かれるかと思ったら、市営駐車場のトイレ、これって障がい者トイレですかとおっしゃるもので、それは手すりはないともし、おしっこするのに手すりが邪魔になるぐらいについておるんですけども、車いすじゃできないですよ。私それ聞いて、ちょっと私の頭をたたかれた気がして、現状追認しとる私の感性がちょっと問題だなと思ったんですが、障がい者トイレぐらいは検討していいんじゃないでしょうか。どうでしょう。これはこの所管で聞くべきなのかどうか知りませんが、駅前の公園の管理含めて、あるいは駐車場の管理含めてどうなんでしょうか。

○土木課長

駐車場利用者に障がい者トイレという話になるのかな、それとも駅を利用される方の身障者用ト

イレになるのかなということなんですけど、これはちょっと私どもだけでは対応ができないのかなということもありますので、関係部局と一回検討させていただきたいと思います。

○高橋委員

これ、鉄道高架の段階では障がい者トイレというのは外から入れるトイレはできるんですか。

○都市開発課長

外から入れると言いますと、自由通路に面したトイレができるのかなと思いますけれども、今のところ自由通路にトイレを設置するという計画はありません。駅利用者のために駅構内トイレという計画はございます。

○高橋委員

今、駅のバリアフリー工事をやっているんですが、障がい者トイレは今ないんですね、現在は。どうですか。

○都市開発課長

駅利用者以外が利用するトイレはございますが、それは身障者用ではございません。

○高橋委員

だから駅を利用する方でも障がい者トイレはないんですよ。あるの、ほんとに。ないから今度手を入れるんでしょう。おれは見てきたけど、奥の方の奥の方なの。わからへんところにあるの。奥の奥かね。ちょっと教えてよ、場所を、あるんなら。

○都市開発課長

改札を抜けていただきますと、昔斜めになったスロープがありました。その先です。一番突き当たりにトイレがあります。それが一応身障者対応ですけども、バリアフリーの基準には合っていないということから、今回基準に合わせるように整備をするということです。

○高橋委員

だから現瞬間、駅の中も外もないんですよ、障がい者トイレというのはね。この方が子供の駅か、なかなかいい提案だと思うんですが、駅前に障がい者トイレがないというのは、ちょっといかがなものでしょうか。

今話聞くと、自由通路にもトイレを設置する目的がないと。駅前公園ができるまではあかんということですか。2,300平方メートル、ちょっと見たら。駅前公園ができれば、あそこには設置されるでしょうね、それ。立派な公園は障がい者トイレがついているんだから。

○都市開発課長

トイレの設置につきましては、地元の意見も二分されておりまして、必要ないという方もいらっしゃるけど、ぜひとも必要だという方もいらっしゃいます。今後の課題だと考えております。

○高橋委員

じゃあうまくいかなでけへんがね。おいでおいででバリアフリーでいろいろおっしゃるけども、一番大事な用も足せないということでは、これはちょっと問題じゃないですか。どうなんですか。

ここの所管で結論が出るのか、これは観光だっておっしゃるのか、しかし、ここの所管でしょうね。これちょっと頭をひねらないかんじゃないですか。区画整理やった後もできる保障はないというのが担当課長、鉄道が上がっても外からはないと、それもちょっといかがですかね。自由通路に障がい者トイレぐらいはつくられたらどうですか。設計も見たこともないしね、紹介もされたことがないので一方的にお話聞いて、そうですかというだけだけでも、ちょっとそれはいかんですよ。まるできペケだわ。どうですか。

○都市開発課長

今のところ計画はございませんけれども、設置する場所は自由通路もありますし、高架下利用もございます。ですから、今後どういった計画ができるのか前向きに検討していきたいと考えております。

○高橋委員

そうすると平成35年まで待たないかんということだね。高架見れずに亡くなっちゃうという方もあるんでね、そういうことをよく聞きますよ。高橋君、何年だと。今のところ平成35年で見れると。別に見るような品物じゃないかもしれんと言うんだけど、それはちょっと余談ですが、これちょっと

と副市長、あなた連日御苦勞さん。聞く人がないもので聞くんだけど、ちょっと考えたらどうですか、これ。

○清水副市長

私も知立駅をよく利用する方だというふうに思いますが、今の現状の駅のトイレ、外から使うトイレについてもなかなか気持ちよく使えるというような雰囲気ではありませんし、今の有料駐車場にありますトイレもたまには使いますが、委員が御指摘のとおり、駅前周辺で公衆トイレとしてそういったバリアフリー化、どなたでも使っていただけるそういうふうなことは今になっていないのが現状だというふうに思います。

これがすぐにどうかということとはちょっと時間をいただきたいと思いますが、有料駐車場の利用者のためのトイレということではなくて、知立駅前周辺ですね、そういったところにおみえになる方のトイレの環境整備という部分では、一度これは土木課あるいは都市計画課等々複数にまたがると思いますけど、経済課の関係も出てくるかと思えます。一度その辺を集めて、今の御趣旨の中で一度検討をさせていただきたいと思えます。

○高橋委員

ぜひ真剣に検討していただきたい。鉄道高架待ちではだめです。ぜひね、積極的な対応を改めて求めておきます。

次いきます。監査委員の審査意見書、36ページ、ここに3つの表が載っているんですが、最下段の表、公園面積について記されております。毎年この記述があって、知立の公園が大変面積的に不十分だということは毎年記述されます。1人当たりの公園面積が3.02平方メートル、類似都市平均に対して1.77平方メートル少ない。北名古屋が0.38で最も低いと、こういうふうになっておまして、公園整備は焦眉の課題であります。

特に身近な公園ですね、これが大変大事だと。私どもにも公園の整備についての要望、一時はトイレを水洗化せよというのがありましたが、基本的に都市公園についてはトイレの水洗化が実行されました。児童公園が一部残ってますがね。今後

公園の整備について、どんな考え方をお持ちなのか。とりあえず区画整理、八橋東ですか、それから山町区画整理などでは一応図面上は担保されているということですが、今後の公園建設についてお考えをお示してください。

○都市計画課長

委員のおっしゃいました都市公園の面積でございますが、やはり知立市においては大きい公園がないということもありまして、公園の面積で1人当たりの面積は都市公園の面積で低目であるというふうに考えております。

どうしても知立市の中では、なかなか公園に適する公園は見当たらないというところが非常にあるわけなんです、この前ちょっと調べまして、身近な公園という意味合いでは、決して知立市は低い方ではないというふうに思っております。例えば街区公園、身近な公園でいきますと、近隣のこの5市で言いますと、知立市は2番目に多いというふうにあります。1番目が刈谷で、街区公園に限っては1人当たり1.87平方メートル、知立市は1.53平方メートルというふうになって、3番目に碧南が1.43平方メートル、4番目が1.22平方メートルで高浜、5番目が1.21平方メートルで安城というふうになっておりますので、決して身近な公園が知立市においては少ないというふうには思っておりません。

○高橋委員

だからいいということ。近隣公園が4つ、街区公園が37、その他公園が25といろいろありますよね。それで、よそからみえた人がおっしゃるのが、知立は比較的身近にそこそこの公園があると。端的には選挙の応援に来た他市の議員がね、そうあまり大変来てくれませんが、他市の議員が、知立は、ぱっと見の公園はないと。だけれどもちょっと行くとそこそこの公園があって、とてもいいじゃないのと、こういう声をよく聞かせていただいております。私もその声については肯定的に受けとめたいと。

しかし、ただ、十分かということになりますと、都市計画課長、やっぱりそこにはおのずとさらに

頑張らなきゃいかん要素があると。だから今の既設公園の機能を強化する。例えばトイレももう少し水洗化トイレをふやしていただく。もうちょっと小さな公園でも要望があれば水洗化をふやしていただく。

知立団地の中はトイレは要らないよということでもう来てるようなので、それはそれで住民がそういうことになればそれも1つの選択肢だと思わうんですが、そうでない他の公園まで含めてトイレは設置されましたのでね、もう1ランク低い公園にもぜひ水洗化をやっていただきたい。児童遊園あるいは広場、公園まで行かんとところを何とか広場と呼んでいます、そういうところにもぜひ積極的に、可能なところですよ、面積が小さくて公園をトイレつくるにも事を欠くというところとは別なんです、そうでないところについては、さらに整備をしていただきたいし、今後の公園建設でいうと区画整理以外に公園をつくらうという積極的な計画を私は知りませんが、そういう理解でいいですか。区画整理を通じて何とか公園をつくっていかう。借地公園で手が挙げられればね、わかりましたとってぱくっといくということはあるでしょうけども、単独に公園をつくらうという考え方は今持っていないと、こういう理解でいいですか。

○都市計画課長

単独で公園をというふうでは今考えておりません。計画がございません。

それで、どうしても区画整理に絡んで公園の方は広げていきたいというふうに今思っております。

○高橋委員

既存の整備についてはどういふふう。

○都市計画課長

既存の整備なんですけども、今は遊具という形で単独費を使って遊具リニューアルという形で1公園当たり500万円程度のやり方をしています。平均でいうと単年度でいうと2カ所ずつ整備していこうという考えでありました。

平成23年度から国庫補助金の方を活用しまして公園施設長寿命化計画というものが始まります。

今年度委託費も2分の1の補助をちょうだいいたしまして、その都市公園の場所になるんですが、公園施設長寿命化計画というものを利用して2分の1の補助をいただきます。今までは単年度でいうと1,000万円年にいただいておったわけなんです、今後は今ある公園遊具リニューアル計画はある程度前にもお示ししましたけども計画にのってこの公園をやろうというふうには計画をしました。公園施設長寿命化計画を今年度つくるものですから、ちょうどその前お示しした順位は多少変わろうかと思わうんですけども、年に3,000万円、2分の1補助、1,500万円の国庫補助で順次その整備計画にのって既設公園の整備、遊具だけじゃなくて公園施設ということですので、ベンチ、東屋その他の施設もトータル的に判断して計画整備してまいると、そういう形でやろうかと、こういうふうには思っております。

○高橋委員

トイレはどうですか。

○都市計画課長

トイレも含めて長寿命化計画に入れて計画的に整備をしてまいろうと、このように考えております。

○高橋委員

新たな公園をつくるのはなかなかね、用地も買わないけませんからいろいろ問題あると思うんですが、ぜひ既設公園の整備、使いやすい公園にしていただくということとあわせて、今後公園の拡大に基本的に努力していただくというふうに思っております。

そこで少ない公園施設との関係で、高架下利用について、私、提案をし、推進をお願いしてまいりました。平成22年度で8カ所新たに高架下利用について計画を立てていただいたというふうに理解しております。それぞれを紹介する時間はもうありませんけども、特に多目的広場などについては、先ほど言った公園の有効活用も含めて、特に取り組んでいただきたいというふうに思わう。どうでしょうか。

○都市計画課長

高架下利用ということで、部会をつくって3回ほど会議を開きました。その中で、8カ所新たに計画を立てました。その中で、特に23号線の新林の方の高架下、そちらの方も多目的広場ということで今後整備をするという計画となりました。

これは、まだ実施計画に計画として積み上げたところでございますので、その先はわかりませんが、高架下利用ということで8カ所の場所を決定させてもらいまして、防災対策室では防災用資材置き場、スポーツ課の方では多目的広場、新林のところだけに限らずほか2カ所、土木課の方では衣浦豊田線の高架下で避難所だとか資材置き場ということで、3カ年にまたがろうというところもございまして、単年度で処理しようというところもございまして、そういった形でまた高架下利用を推進できていったらいいなと、このように考えております。

○高橋委員

まとめていただいた資料では、国道155号、あの神社周辺ね、それと23号、そして419の未利用地それぞれについて8カ所、水防倉庫なども含めて計画をしていただいたというふうに理解しております。多目的広場が4カ所なんですね。特に新林の高架下地区は、西中通学路まで含めてアバウトな数字で5,000平方メートル、これは柱は入っているんですね、いないんですか。

○都市計画課長

この辺の面積の出し方は現場へ実測しにいったわけではございませんので、柱も含めた面積で、大体このぐらいの面積であろうというふうに出しております。

○高橋委員

かなりの面積がまとまってとれるということでね、ここを優先しながら、担当課長、何年ぐらいでこの8カ所の、防災倉庫置くだけというところもあるんですがね、何年ぐらいで。この3年間ということでもいいですか、3年間のローリングプランでびちっと8カ所については整備すると。

○都市計画課長

高架下利用の計画ということでございますので、

はっきりは申し上げられませんが、実計が採択されたということでございますが、3カ年で整備していこうという考えでございます。

○高橋委員

計画つくるところまでは都市計画課長が都市計画課でつくってもらった。一応できた。地図もあるし、きちっとしたものがあつたらいただきたいわけですが、これを予算化してほしいということについては、それを所管するだろう原課からの要求と、こういうことになるのか、計画をつくられた都市計画課で予算づけも含めて要求していくのか、そこはどういうふうになるんですか。

○都市計画課長

我々が都市計画課として計画を立てたのは、これだけの8カ所をまとめ上げました。それで、この後は原課の方に予算要求をしていただきまして、原課の方で処理をしていただくと、計画をしていただくということになります。

国の方への仲介というか、どんなような書類が要るかだとかその辺の随行は、ぜひとも都市計画課の方と一緒にいって立ち会いたいなと、こんなふうに考えております。

○高橋委員

私ちょっとそこで心配なのは、計画を練り上げられた課は都市計画課だと。だから都市計画課は今熱が入っておる。計画つくられた方だから、なるべく3年間でやりたいと。イの一番は新林高架下5,000平方メートルをやっていきたいんだと熱が入っておるんだけど、予算要求は原課だよという話なもので、おれはあまり乗る気じゃないがやと、例えばスポーツ課がということになると、この計画は計画つくるところまでは都市計画課がやったけども実行がとんざしたということになる可能性はないですか。

○都市計画課長

そういったことのないように十分な調整を我々がしながら原課の方で動いていただくようにしっかりと見届けたいと思います。

○高橋委員

ぜひそのフォローまでやっていただかないと、

この計画は成就しないと思うんですね。

そして、来年度のイの一番で新林町、ここだと大体1,100万円かかると。これは概算アバウトなんですけど、ここをイの一番にやろうという方向で原課と協議して予算要求していくと、こういうことでいいですか。

○都市計画課長

委員のおっしゃるとおり、原課の方で予算要求していただいて進めていただくということになります。

○高橋委員

林市長、そういうことなんですけど、連日遅くて恐縮なんですけど、どうですか。今、計画をまとめた方の御発言そういうことですが。

○林市長

今、公園について、やはり身近な公園という意味で、あと高架下のということで、有効活用という視点からも大きい公園はなかなか今の状況ではできない中で、そういったことはできる限りしっかりやっていきたいという思いがございます。

そうした中で、今、実施計画であがっているということでありますので、予算の方も前向きに考えていきたいと思っております。

しかしながら、財政状況がこんなような状況でございますのでなかなか難しいこともあろうかと思えますけれども、自分の気持ちの中では前向きにやっていきたいと思っております。

○高橋委員

答弁を前段で終えると、あなたいいですよ。後段から巻き返しが始まるんですよ。いいと思うけども財政も厳しい折なので、前向きかなということをおっしゃるからほけるんですよ。前段で全力で努力すると言ってくださればね、おれらも応援しようかなってなるけど、そこから反転の言葉が出てくるので、総合するとわけがわからないと、これ林市長の答弁の流れ。あなたの性格をよくあらわしている。あのとき覚えがあることは言ったでしょうというんだよね、予算がつかんと、高橋さんと同じ気持ちだと。あなたの手法なんだわ。これちっとも伝わらない。どうですか。前段部分

で区切ってください。全力で予算化に努力すると、それでいいですよ。

○林市長

ほんと気持ちは全力でやるんですけど、ただ、ほんとに御案内のとおり、一歩先はわからんような財政状況であります。ここで約束させていただいて、必ず予算はつきますよという約束させていただいてもですね、実際ほかいろんな事業が出てきたときにしっかりと考えていかないかんということもありますので、気持としてはほんとに同じような気持ちでございますので。

○高橋委員

私が市長ならつけますよ。私に市長の席をいただいてないし、私は立候補もしない。そちらには行けませんけど、私はこのこちらの場所がいいなと思ってあえて選択しとるんだけど。

ただし、私は確約せよとは言っていないですよ。絶対来年ですから確約せよとは言っていない。全力を尽くすと。少ない投資的経費で大きな事業効果が得られるでしょう、高架下というのは。真っ平らにするだけでいいですから、市の仕事はね。新林のところはいろんな廃材があるので、あれをちょっと運ぶというお金と真っ平らにしとけばいいわけですから、あとは関係者と協議してボランティアで整備してもらえばいい。ポールを立てればいい。いろいろ協議すればいい。だから、そんなに大きなお金を使わなくても事業効果が得られるという点では、大変有効で、国の懐で仕事ができるという、そういう点では非常に意味のあるいい話ではないかということで私聞いておるし、これぐらいの話についてはね、全力投球で頑張りますと、丸というぐらいにしといてくださいよ。丸というのは文章が終わりということですよ。そこからまた寄り戻しがないようにしてください。確約せよなんて言ってないですよ。全力を投球するという決意を示してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○林市長

高架下の活用は、ほんとに有効的なことだなというふうに思っております。土地を買わなくても

できるということ。少ないお金で、より効果的なものということで、これはこれにかかわらず、ほかの事業もあるわけでありまして、例えば今議会でも出ておりましたヒブワクチンとかそういったもの、あとグリーンサーフェースというものもあります。ですから、全力で頑張るといのは当然これもそうでありまして、あらゆる関心のあるものというか、本議会で問題提議していただいたものについて、全力で常に私頑張っているつもりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋委員

あなたと討論やるたびに話がだんだんぼけてくるですよ。

それでね、あなたもずっと聞いておられて、市長なんだから、これはしかし力を入れてやらないかんとかね、これは言われておるけどもちょっと来年は難しいかというようなことは選択されてなきやいかんですよ、ある程度。具体的に数字に落としていくのは事務当局にやらせればいいけども、そういう思いで政治的な判断、これはぜひやりたいというようなことが答弁の中ににじまないとまずいですよ、それは。でなかったら、あなたとこうやって質疑する価値はない。寄り戻り、思いは高橋さんと一緒。今後もよろしくというだけではね、あなたと質疑する価値がないんですよ。やっぱり市長と質疑するだけあって、市長も強弱をつけておられるなど。あの答弁でおおむね市長の言わずもがな気持ちがわかるよと、こういう関係もあるでしょうが。あまりそういう関係を強調するつもりはないけども、呼び戻しで最後は高橋さんと一緒と、今後ともよろしくお願ひします、これではさっきから言っておるが、あなたと議論しても意味がない。大変恐縮な発言して申しわけないですがねということなんですよ。もう一遍、高架下答弁求めたい。

○林市長

高架下は関係職員は私の思いは伝わっております。ですから、こうして実施計画もあげられたわけでありまして、そのあたりは高橋委員も酌んでいただきたいなと思っております。

○高橋委員

高架下は私は6月議会でやって計画をつくりましてという関係部長の答弁があつてね、今日までできとる。それは市長が、全く影響力を持ってないとは言わんけども、これは私どもが議会で提案して今日に至っておる。その至るまでの努力については評価してますよ。だけど、こうなつたのは私が頑張つたからだ、こうおっしゃるとね、これまた話がくしゃくしゃになるんだわね。そこに謙虚な誠実な、非力けども市長の何とも言えない誠実な姿について行こうという思いもそこから出てくるんだけど、あなた言葉巧みで、結局はぐらかしておるということです。もう答弁結構です。ぜひ私の気持ちを酌んで、担当課長頑張ってください。

認定は最後にしたいというふうに思いますが、この6月議会で我が党の高笠原議員が最後の一般質問をやって任期を終えたわけですが、先ほど議論した住宅問題との兼ね合いでね、知立団地民営化について現状を報告して、これを市営住宅として受けるのかと、URから言葉があつたときにいうことについて、いやいや、老朽化した市営住宅、公団住宅を必ずしもそういうふうにはいかないと、こういう答弁がありました。それはそれでいいですよ、1つの見識で。

もう一つ、そういう住居、住まいの権利をURが今まで受けとめながらやってきたものを民営化して、すべて市場原理にゆだねていくという考え方についてどうなんだと。せめて国にURの全面民営化、賃貸住宅、知立団地の民営化については、ぜひ反対をしてほしいと、意見書を出してほしいと、要望書を送ってほしいということを彼女は最後のみずからの政治生命をかけてあなたと討論をして任期を終えたわけ。URに対して既存の知立団地を守ってくださるような要望、陳情、意見書を出していただいたんでしょうか。

○建築課長

UR民営化については、前回の議会の中でも答弁があつたかと思うんですけど、民営化については、まだ今後10年間の間はURはそのまま存続す

るということ聞いてますので、まだ検討には入っておりません。

○高橋委員

そこなんだわね、不誠実だというのは。6月議会の議事録一々当たって討論深めてもいいですがね、このときに市長は、高笠原さんのおっしゃることよくわかると。それこそ私も高笠原さんと同じ気持ちだと。わかりましたと。一度検討させてくださいと、意見書の提出について。形式はどうかであれ、そういう趣旨の答弁をされておるんですよ。調子悪いかしらんけど担当課長に答弁を振って、検討しておりませんか。これが実態ですよ、あなたの答弁と現実の姿というのは。こういうことを言っておるわけですよ。気持ちが伝わらないということは。

彼女は、知立団地の活動に命をかけるという用語弊があるけども、ライフワークとして今日も頑張っていますよ。その彼女の最大の懸念は、UR民営化、具体的な方針が示されておるんですよね。この知立団地も同じ土俵に乗ってると。住宅ストックの中にも入ってないと、知立団地は。これも民営化のオープンの中に入ると。したがって、首長として市営住宅として受けとめてくれるかということもURは言ってくると。それがだめなら民営化になってしまうので、そこはぜひ居住者の要求をしっかり受けとめて、URに市長の思いを語ってほしいと、意見書を出してほしいと。私、高笠原さんと同じ思いですと言ってみえるじゃないですか、あなた。なぜ出さないんですか。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時42分

再開 午後8時49分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長

ただいまのURの問題でございますけども、6月議会終了後、URの方へ特に要望書等しては出しておりませんが、近隣市町、豊明と豊田市に何

らかのとえわずかな情報でも入っているかどうかの確認と、今後お互いの情報が入ったら相談させていただくという形のお話をさせていただいたと、そういう状況でございます。

そういうことで、しっかり何がしかの情報がない中で、要望書を出すというのはどうかなどということもございましたものですから、その辺の何らかのアクションがもしありましたら、その時点で必要な要望書等をあげたいなというふうに思っています。

○高橋委員

豊明と豊田に聞いたと。それで情報はなかったということですか。

○建設部長

現段階で両市とも特に情報的には入っておらないということですよ。

○高橋委員

だから意見書も要望書も出さないと。情報が出せんじゃないと。高笠原さんに聞いたらどうなの、もっと。質問者にもっと聞いたらどうですか、わからなかったら。情報をもっとくださいと。私たち豊田も豊明も聞いたけどもようわからんと。それはその筋の流れの中になきゃ多分わからんと思うんですよ、これは。だけどもそれは高笠原さんに聞いたらどうですか、質問者に。教えてくださいと。情報ももらって、より客観的に理解をして、対話をしてやればいいじゃないの。何でそういう行動しないんですか。

○建設部長

高笠原議員には、6月議会のときにも直接交渉の場に行かれたということでございますので、いろいろお話のことはお伺いいたしております。

一方で、私どももやはり何らかの話がくるのではないかということを思っておりまして、話が何もないのにこういうふうでという要望書もちょっといかがかなものかなという思いがあったわけでございます。

○高橋委員

だから目の前に高笠原さんいるんだから、交渉された内容や資料があったらどんでんいただいで

客観的な理解を深めるという努力せないかんですよ。

あなたは答弁で、仮に知立団地が民営化されて住の環境が侵されるようなことになれば市営住宅の2期計画、20戸の予定だけでも、場合によってはこれをふやしていかないかと、市の責任として、そういう答弁されてますよ。だからそれくらい深刻に答弁としては受けとめてみえろと私は思ったんですよ。そうか、知立団地がもう少しまいかん場合には市営住宅で補てんしなきゃいかんかな。市営住宅としてあの団地の払い下げをするようなことはしないという答弁をされたけども、場合によっては市営住宅をふやしてでも対応せないかんというふうに私は受けとめました。議事録に残っていますよ。

ところが、今聞くと、情報がないと。全く何もやってないと。これは不誠実じゃないの。私は、あなたはもう少し誠実にね、体調もよくないので御苦労さんだけでも、やっていただかんと、これはちょっと話ができないですよ。なぜ質問者に聞かれないんですか、もしそうなら。

○建設部長

6月議会の答弁で市営住宅をふやしていくという話はちょっと記憶にないんですが、ストック活用計画の中で後期計画を何らかの形で見直す必要が出てくるのではないかというような答弁はさせていただいたと思います。

○高橋委員

だからそういう答弁をされてるんだからね、知立団地が民営化されてはいけないと。何とか現状でURに頑張ってもらいたい。これがあるからこそそういう答弁になったと私は理解したんですよ。だから何らかの形でね、どういう形でいつになるかはそれはそこまで我々が当局を縛るわけにはいかんけども、何らかの動きをされるんじゃないかと、意思表示をしていただけるんじゃないかというふうに実は期待をしていたし、高笠原さん自身が一番期待をもって中央を含めて頑張ってみえろから、知立から意見書が出るということに大きな期待をもって頑張ってみえるんじゃないですか、

今。ところが一向に待てど暮らせど、そういう声が届いてこない。彼女は、自分の利益でやっとなるわけじゃないんですよ、知立団地の運動を。自分の住まい地だし、自分と同じ境遇の人がいるから頑張らないかんと思ってやっとなるのに、公の自治体は、今おっしゃるように我関せずで、後ろから鉄砲の弾も送ってくれない。これでいいのかという思いなんですよ。そこが通じないというのは残念ですよ。情報がなかったら、今インターネットも含めてやればいろいろ出てくるじゃないの。豊田と豊明に聞いたけど情報がなかったと。情報がないのに意見も要望も出せんがねというんじゃない、ちょっとこれ私、寂しさを禁じ得ないですね。どうですか、もう一遍これからそういうことを含めて仕切り直しでおやりになってくださいよ。意見を出してくださいよ。

○建設部長

機会をとらえまして、直接URの方にも何らかの情報を得るような努力をしたいというふうに思っています。

○高橋委員

もうちょっと踏み込んでほしいですよ、ほんとはね。宿題になつとるところなんだから、これはURへ直接聞かれてもわかるだろうし、豊田と豊明ぐらいならエリアだもんでな、友達だもんで、どうだどうだとあったかやという話は安気だからやれるけども、URへ出向くとなると、ちょっとこれ気合い入れな出向けんでしょ。民営化計画がどんなふうか教えてくださいというのは、ちょっと決意せんと行けんですよ、簡単には。豊明や豊田はいいけども。高笠原さん、質問聞かせてもらったけど、もっと情報があつたら教えてくださいということは、そう難しくないと思うんです。URへ市の顔をして行こうと思うと、ちょっと勇気が要りますよ。

問題は、そこで自分たちの任務や仕事をほんとに前へ進めていけるかどうか、そういう活動ぶりがあるのかどうかということは大事であつて、私たちもちゅうちょすることはいっぱいあるんですが、それは市民のために必要な活動せんならんで

しょう。そこが我々の原点じゃなきゃいかんのかないですか。必要があれば対応するじゃなくて、積極的に調査をして、その事実に基づいて対応したいというぐらいの答弁できないですか。

○建設部長

努力させていただきます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

お尋ねをいたします。

下水道事業は、たしか昨年の監査意見書だと思わうんですが、普及率について言及されました。知立市の普及率が当時は50.4%で全県近隣市に比べても普及率が低いということで、特段の努力をということで意見書が出ました。

ことし平成21年度を終えて52.1%に普及率が前進いたしました。なぜ知立市の普及率が低いのか、どういうふうにお考えでしょうか。

○下水道課長

ただいまの質問についてお答えいたします。

私が今持つてる中身でこれまでの中身を分析させていただくと、たしか平成13年のぐらいから事業費を起債を借りるのを若干抑えて、これまで事業費を抑えてきたというこの結果がこういう状況になってるのかなということを感じております。

○高橋委員

知立市の下水道の流れについて、年報ですか、下水道の平成22年版で12ページ、13ページ決算の推移ここに書かれていますね。この一端を今、担当課長が平成13年度から地方債が公共下水だけという5億9,000万円が3億2,000万円になったと。6億3,000万円が3億5,000万円になったと。がたっと落ちました、これね。これは減速シフトになったんですよ、ここで。減速しないかんと。下水道は借金がふえてきとるから減速しようということで、たしか田中助役のときだったと思うんですが減速宣言があつてね、がたっと下がったというふう思うんですが、これが主要な要因だと、こういうことですか。

○下水道課長

普及率を上げるためには、やはり整備する必要があると。整備するためには事業費がかかると、そういった事業費を捻出する部分についてプレーキがかかったという部分で、そういった普及率としての伸びが少なくなったのではないかとということが考えられるということでございます。

○高橋委員

端的に言うともそういうことなのでしょうが、私はもう少し深めてみてもいい問題があるんじゃないかというふうに考えております。

知立市は下水道はこの下水道ビジョンつくっていただいたんでここにも書いてあるんですが、単独公共下水道から始まりましたね、昭和地区の。昭和41年から始まって、その後流域につながるわけですけども、知立市の流域下水道というのは平成6年3月に西町処理分区の一部供用開始が始まったというふう理解しておりますし、年報に書いてあります。

ところが、知立市は境川流域下水道の事業区域

の中で、昭和46年下水道基本計画を策定しました。1,370ヘクタール。そして、昭和50年3月に下水道の事業認可、汚水、雨水ともに昭和50年に受けておるんですよ。昭和50年に事業認可を受けている。このときの事業認可は汚水が146ヘクタール、雨水が115ヘクタールの事業認可を受けておる。事業認可を受けたということは、事業を着手するということを意味していると思うんですが、そうではないんですか。

○下水道課長

私もそのように認識しております。

○高橋委員

ところが、事業が始まったのはいつからですか。

○下水道課長

事業が汚水については、たしか私が認識してる中身では平成元年だったと思いますけど、そのときから事業が始まっているということでございます。

○高橋委員

昭和50年に事業認可を取った。汚水区域も雨水区域も区域を決めて事業認可を取った。本来なら事業は着手していいんですよ。

ところが、事業が着手できなかったんですよ。実際に一部供用開始したのが、先ほど紹介した年報に載ってますが、平成6年。なぜこんなにおくれちゃったんですか。

○下水道課長

昭和50年のときに汚水、雨水ということで事業認可をいただいております。そのときに雨水の落合ポンプ場の整備にかなりの支出があったということの中で、汚水の整備がおくれていったのではないかとこのように思います。

○高橋委員

確かに雨が降ると西町の低区はしよっちゅう水がつかりましたね。今は猿渡川の冠水、越水があるんだけど、当時はもう西町のすみれ団地と私たちは通称呼んでいたんですが、あの地域はしよっちゅう水がたまるといって、これはたまたまということ、藤井市長の時代にポンプ場つけましたね。あれによって水干を越えて逢妻に放流

するとことで、あれ以降大きな水の被害はなくなつたんですよ。それはそれでよくわかるんですが、西町の処理区が一部供用開始されたのが平成6年と。何でそんなにおくれたかと言いますと、終末処理場に見通しがつかなかったんですよ、境川流域下水道終末処理場。これ大問題で、面整備をやっても、いつ供用開始できるのかどうかかわらぬのに面整備をやれないじゃないですか。事業認可は取ってあるんですよ。

もちろん、幹線を入れながらね、枝線を張って、だから先行投資をずっとやって、ある日ぽんと本管につないで供用開始できるんですが、本管の布設、枝管を生けながらやるんですが、大もとの境川の用地が買えない、計画は立たない、こういうことだったんでしょう。だから結局面整備にスタートもおくれたんですよ。昭和50年、昭和64年まであるんですからね。昭和64年まであって、平成6年にやっと西町低区が一部供用開始したと。その間、埋設できなかったというね、これは当市の責任ではなくて、巨大終末処理場を予定した愛知県当局の責任が極めて大きい。当時知立土木事務所に用地買収の担当者がいまして、私はしよっちゅう話に行きました。苦勞に重ねてね、当時団結小屋ができて、大変苦勞されました。その方も退官されて、今は平穏な日々を送っておりますが、そういうことがあって当市の場合はおくれたんですよ。

安城や刈谷も同じ条件じゃないかと。だけど安城、刈谷は下流部なんですよ。比較的財政も豊かだったから先行して入れてたんですよ。知立はすぐ入れなかったですよ、供用開始されても境川流域下水道はね。そういうことがあったということ、別に私はおくれを正当化せよとは言っておりませんが、そういうことも腹に入れておいていいですよ。現状の到達点だけ比べられることについて、そういう歴史があったということもね、人にしゃべるかどうかはともかくとして、担当者としてはそれぐらいの思いは腹にしまって仕事をやるということも大事ではないかということなんですよ。

ところが問題は、平成13年問題ですよ、あなたのおっしゃる。平成13年から地方債の入れがんと減ったと。そして、他市はかなり頑張って、財政力もいいですから、みよしなんかは知立より上流部だけ高いでしょう。それはかなりやっぱり財政力が違って入れられたということだと。このあたりはそういう認識もきちっと持っておいていただきたいなというふうに思います。

そこで、もう一つ聞きたいのは、じゃあ今後どうするのかと。どの時期にどの程度の普及率にするのかと。これうたってありますよね。どういう計画をうたわれたんですか。

○下水道課長

ビジョンにもうたってございますが、都市計画マスタープランにもあるように、平成30年に普及率70%に向けた努力をしていくということでございます。

○高橋委員

下水道ビジョンで普及率70%を打ち出しました。つくられたときは50.4%、ことしが52.1、中間年が62.2という計算ですね。中間年平成26年、70%を打ち出した。これを到達させるには、毎年2%ずつ上げないとまずいんですよ、論理的に。別に均等じゃなくてもいいですけども。ことしは、後ほどまた出るでしょうが、かなりお金も入れました。本管だけでは普及率が前進しません。枝管が入らないと前進しません。ことしは枝管を約6キロ入れられたんですよ、たしか。枝管を入れて頑張ったと。したがって普及率が1.7%上がったんですか、もう一遍。

○下水道課長

1.7%上がって50.4%から52.1%になったということでございます。

○高橋委員

枝管が約6キロ入ったでしょう。違いますか。

○下水道課長

主要施策成果の中の133ページの方で、築造工事の中で、管渠およそ5.9キロという表示をさせていただいております。

○高橋委員

5.9キロ、5,909メートル入ったんですよ。それで1.7普及率を上げた。

ところがね、平成20年は、もう時間がないんで私が言いますが、1.7キロ。平成19年には1.8キロしか入ってないんですよ。6キロ埋めて1.7%でしょう、上昇が。2%上げるには何キロいけないかんですか。機械的にはいかんけども。

○下水道課長

単純計算的には8キロ強というところになるかと思えます。

○高橋委員

8キロいけないかんですよ。8キロいけるには場所にもよるし、中身にもよりますけど、事業の工事の難易度にもよりますが、どれぐらいの事業費を組まないかんのですか。アバウトで結構ですけども。

○下水道課長

今年度管渠の整備におよそ4億円をかけて6キロということでございますので、8キロを整備するには5億円前後をかける必要があるかというふうに思います。

○高橋委員

今年度に4億円で8キロはいかないということだがね。場所にもよるけど、大体均等だもんね、知立は。そうすると、2%今年度もいかないというふうに思われるんだよね。下水道計画では中間年が62、今が52ですよ。中間年平成26年ですからね、今平成21年計算で、5年でやっぱり10%いかないかんでしょう。だから2%いかないかんのだわ。それから平成30年までに70%だからね、やっぱり2%いかないかんでしょう。そうすると、4億円では足らんということになると、マスタープランというのはちょっと初年度から絵にかいたもちということになってしまうんですか。

○下水道課長

私ども担当部局としては、この整備に充てるために一般会計から繰り入れをかなりさせていただいております。私どもさせていただいておりますけど、この財政状況の中で、かなりその辺のところは厳しく財政当局の方からそれだ

け整備費を充てることができないようなところもかなり言われております。

ただ、私どもこうしたビジョンにも掲げるような中身で都市計画マスタープランにも掲げる平成30年普及率70%を目指すために、その辺の財政的な支援を実計も通じて要望させていただいておるといのが現状でございます。

○高橋委員

そこでちょっと具体的にお尋ねします。

ビジョンの35ページ、36ページ、ここに具体的な方向性が述べられております。35ページ一番上のところの施策の方向性について書かれているんですが、5行あるんですが下から2行、計画的かつ効率的に汚水処理施設の整備を実施していくため、知立市全域についての汚水適正処理構想を再検討するとありますよね。どういうことかなと、ここに下にグラフがありますね。目標は50.4、62.2、70、これありますよ。これはどういうことと言ってみえるのかなということをやっと開いてみますと、36ページ一番下のところに、知立市においては市街化区域に隣接する既存集落区域については集合処理、これは公共下水道で処理すると。集合処理で整備する方針です。その他の市街化調整区域の家屋等については基本的に個別処理、浄化槽としますが、地域状況の変化等を踏まえて効率的な整備手法を検討していきますと書いてあるんです。それが35ページで先ほど言った知立市全域についての汚水適正処理構想を再検討するということの中身だというふうに理解するんですが、どういう意味なんですか、これ。市街化調整区域は埋管せずに合併浄化槽を設置してよしとしようということも含めて検討するということですか。

○下水道課長

36ページの委員がおっしゃいました知立市においてはという部分についての市街化調整区域の部分については、今、市街化に近づいているような市街化調整で市街化区域に接続しているような、近接しているようなところで、既に家屋等が隣接しているところについては、この下水の全体計画の中に入れて込んで整備を、整備というか流域に接続

していくということの意味している。

今、知立市の下水道区域の全体については1,138ヘクタールという部分で、ほとんど主に市街化区域で、ほとんどということなんですけど、市街化調整区域も含まれてはいますけど、そういった部分で計画がされております。今回そういった部分の見直しということで、既に計画区域から外れた区域においても、その市街化区域に近づいた部分の調整区域で、もう既に住宅が建っているようなところについては、この下水道計画の全体区域の中に入れて整備するという、下水道処理するという考え方が合理的ではないかという中で、そういった区域を含めていきたいという考え方でございます。

○高橋委員

そんなことは書いてないじゃないですか。市街化区域に隣接する既存集落区域については集合処理だと、要するに下水道ね。その他の市街化調整区域の家屋等については基本的に個別処理だと、要するに浄化槽なんだとことを改めてうたってみえるわけでしょう。

今あなたの答弁は、隣接しとるのはこちらへ加えるんだということをおっしゃっておるけど、ここに書かれたのはそういう趣旨のことですか。

○下水道課長

申しわけございません。書いてある中身はそういうことじゃございません。ちょっと今読み直して、ちょっとおかしいというふうに感じております。

ここに書かれてる中身は、基本的には今の計画の中で既存集落が市街化に近づいた調整区域については流域関連公共下水道の事業区域の中で整備をしていくと。その他の市街化調整区域については個別の浄化槽ということが基本的な考え方になっているんですが、地域状況、これからどういふふうの開発されるという情報等がある部分だとか、こういう現状になっていくという部分が予想されるようなところを踏まえた中で、効率的な手法を検討していくと。ちょっと具体的ではございませんけど、そういう考え方をもって整備すると

ころを変化をさせていくということでございます。

○高橋委員

そのことは別な言葉でいうと、あなたもさっきおっしゃった現在の処理区域は1,138ヘクタールです。これをふやしていくということを言ってみるんですか、今。これをふやしていくんだと、調整区域にも。

○下水道課長

現状を見据えた中で、流域に取りこんだ汚水処理の方が効率的であるという判断するところについては加えていきたいということの意味しております。

○高橋委員

ここにそのグラフがあってね、36ページに。要するに離れの一軒家に長い距離を埋管してね、その下水道入れるのが得策なのか、合併浄化槽で個別処理をしてもらった方が得策なのか、再算定が書いてあるじゃないですか。だから離れの調整区域は入れないよと。採算の合うところでもっと頑張って普及率上げていくということを言ってみるんじゃないですか、これは。今あなたの答弁は、いやいや、もっと広げていくんだと、離れも一軒家もということを一生涯懸命言われたんじゃないですか。

つまり、1,138ヘクタールの処理区域をふやす方針なのか、もうこれ以上ふやさないという方針なのか、場合によっては区域に入れてあるけどもちょっとこれいかにと。もう切り離していくと、個別処理にということの意味している文章なのか、そこはわかりませんがね。

○下水道課長

今の計画区域に隣接した市街化調整区域があったとしますと、そこに住宅等がもう現状で既に計画区域に隣接して住宅等が張りついている部分については、この流域の計画の中に入れて込んで整備した方がより効率的だということで、そういった部分はふやしていくと。

ただ、先ほど委員の言われました不必要ということ、ちょっと表現が悪いかもしいないですけど、この区域についてはもう入れなくても住宅等が建

っていかないというような部分がもしかあるとするのであれば、そういった部分は抜いていくというようなことも検討をするという中身で。

○高橋委員

そういうことを言っておるんですか、ここは。さっきこのグラフを私見たんですが、民家がまばらな地域は個別処理が最適ですと。それはそうだがね。コストがかかっても実入りが少ないもので。人口が集まった地域は集合処理が最適ですと。線が引いてあって、どこが再算定かということが数字は示してないけども書いてあるがね。

だから、まばらな区域については個別処理をお願いしていくんだよということの意味しているので、取りこんでいくということではないでしょう、これ。取り込めば取り込むほど普及率が下がりますよ、これ。面整備に金がかかって。取り込めば取り込むほど普及率が下がりますよ。分母がふえるんだから。

○下水道課長

端的に言えばそういうことでございます。

ただ、この計画区域のエリアのライン上に乗った道路があるとしますと、その道路にこの計画区域から外れた住宅地が形成されたときに、その道路に入った整備された下水管に取りつけ管を出すことでそういった区域も下水道処理区域としてすぐに含めることが可能だという部分については、含めていくような考え方をしております。

○高橋委員

これ、たしか前に議論がありました。昭和の原山のところですか。牛田20号線というさっき話がありました。あの牛田20号線が境ですね、たしか。もうちょっと東まで行くんですか。あの20号線が境なので、私の記憶ではね。だから、あそこに隣接しとる区域外も管が入っておるんだから入れてもらったらどうだと。そうやって区域外も広げると、こういう趣旨の話があったように思います。ちょっと20号線は境かどうかは別として。そういう種類のものを救っていかうということをごここで書いてあるということですか。

○下水道課長

そういった趣旨ばかりではございませんけど、そういった部分をそういったふうに取り込んでいくということも含まれております。

○高橋委員

下水道課長、ちょっとわかりません、あなたのおっしゃってることが。

それが普及率の向上と、あるいは見直しをする方向性がちょっと見えないし、具体的に想定されてる地域があるとすれば、どの辺のことを言ってみえるのかということもよくわかりません。これは時間ばかり済んじゃうもんで、的確にいただけるならお答えいただきたいんですが、いかなちよっともう次のときにまでやりたいと思いますが、どうですか。

○下水道課長

私が先ほどから答弁している中身が御理解いただけない中身であれば、私自身があまりわかっていないような状況でありますので、次のときにしっかりと説明をさせていただきたいというふうに思うんですけど、よろしいでしょうか。

○高橋委員

もう一つ聞かせてもらいたいと思うんです。

年報の、年報というのかな、この知立の下水道7ページちょっと開けていただきたいんですが、これ、何が書いてあるかと言いますと、境川流域下水道の汚水幹線の埋設の状況が書いてあるんですよ。

私が聞きたいのは、汚水幹線の計画延長が1万3,430メートルに対して施工済み延長が9,698あるんだと。その達成率が72.2%だと書いてある。これはどういう意味ですか、どういうことを意味してるんですか。

○下水道課長

この中身は計画延長、まだ事業認可を受けてない、いただいてないところも含めて計画延長に対して現時点で施工が完了してる延長を計画の全体延長で単純に割った数字の割合でございます。

○高橋委員

私は、ちょっとこの数字に注目してるんですね。なぜ注目するかというと、普及率が52%でしょう。

年間に6キロいけたと。ほんとは8キロいきたいと。けども52%の普及率であるにもかかわらず、幹線は72%入っておるといことですよ、幹線が。幹線入れるのに金がかかるんじゃないですか、相当。枝管を入れるより。

つまり、知立の普及率は52%しかないけども、幹線は先行投資で7割2分までもう入ってるよと。だから、あと枝線をちょちょっと入れると、がっつと急激に普及率が上がるということの意味しているのではないのかなとって、下水道課長側のあなたの立場に立って対処しとる。そういう解釈でよろしいですか。

○下水道課長

委員のおっしゃる中身は、この数字からは私もそういうふうにとらえられるような気がします。

ただ、現状においては住宅がかなり張りついているところ、張りついてないところだとかそういった部分で下水道普及率という中身は下水が使用可能となったところに住んでいる人の割合ということで判断されてますので、すべてがそういうふうで、幹線がそこまで来てるから面整備でぐぐつと普及率が上がるということだけ、それに近いものがあるかと思いますが、それだけではないというふうには思います。

○高橋委員

私が言いたかったのは、普及率は52%だけ幹線はもう7割入ってるよと。ここを有利な条件として私は見るべきだと。さらにこれから普及率を高める上でですよ、2%ずつ高めないかん、枝管もいけないけんけど、本管がいかってなきゃ話にならないでしょう。本管は普及率の52%を超えて74%までもう本管入っておると。まだそれは供用開始区域じゃないかもしれん、事業認可区域じゃないかもしれんけども、いきがかり上、いけなきゃならない本管もあるでしょうね、それは。けども74%、2%は本管が入ってるということは先行投資が進んでるということの意味してるんじゃないですか。だから、それは普及率を上げる上で有利な環境だと私は理解しておるんですが、そうなのかということをお聞きしておるんです。

○下水道課長

この数字からは、委員の言われる中身だと私も思います。

○高橋委員

ぜひね、それらのことも念頭に置いて有利な条件、今まで投資をされてきた有利な条件にも着目されてね、70%、平成30年目指して頑張ってもらわないかんけども、今のままだとなかなか困難というのが実態だと思うんですね。

それで、今の年報の6ページに計画と平成21年度の実施状況が買っていますね。平成21年度で19ヘクタール面整備ができた。466ヘクタールの面整備が19ヘクタールふえて485ヘクタールになったよと、こういうことでしょうか。

○下水道課長

はい。そのとおりでございます。

○高橋委員

そうしますとね、事業認可を得ているのが619ヘクタールですか。それで現在485ヘクタールなので、その差を10年で割るだけではないかんだ。この残と普及率の関係でいくと、毎年どれぐらいの面積の面整備が必要になるということでしょうか。

○下水道課長

普及率と今の面整備の面積と一概には合致しませんが、私どもが今考えてる中身で言いますと、20ヘクタールから30ヘクタール強が2%近く、2%までいかない今の現状で、去年19ヘクタールで1.7%でございますので、この数字から単純に言いますと30近く、30強が2%をクリアするには必要であるのかなというふうに考えます。

○高橋委員

これ、成26年3月31日までの認可期間が619ヘクタールを整備する期間ですよ。ということになると、平成25年度までに619ヘクタールまで面整備をせないかんわけですよ。ところが、できてるのは485ヘクタールなので、その差が134ヘクタールになるわけですよ。これを平成25年度までにやらないかんだわ。そうすると33ヘクタールか34ヘクタールあなたやらなきゃ事業期間の延

長せないかん。134ヘクタール残りがあるでしょう。今、平成21年度決算やっとなるから平成22年、平成23年、平成24年、平成25年、4で割ればいいでしょう。1年間に30ヘクタール以上やらんと、この事業認可のとおりにはやれないじゃないですか。20ヘクタール程度では2%はおろか、この事業認可期間の完了もできないということになるんじゃないですか。

○下水道課長

先ほど私、20ヘクタールというのは今の1.7%と平成21年度のですね、それからすると先ほど30ヘクタール強ぐらいのところが必要だというふうには私、答弁させていただいたつもりなんですけど、事業認可の完了する平成25年度末までに、すべてその時点で100%完了しているということが今までの流れ的にはほとんどないんですが、ある程度を残して次の認可区域の拡大をして新たな整備を進めていくというのがこれまでの流れで、今後もそういった格好でまた改めて事業認可をふやしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

平成25年度末の事業認可を到達すると、計画では610ヘクタールになりますね、面整備は。この段階で普及率はどれぐらいになると見込んでみますか。

○下水道課長

事業認可の申請の中でおよその普及率と言う部分を掲げる部分がございます、たしかその分で言いますと60を超えた61前後だったと思います。ちょっとしっかりした記憶がございませんけど、その事業認可の計画の中では、そういううたい込みがされておったと思います。

○高橋委員

似たり寄つたりの議論をずっとやっておるわけですけども、先ほど言った中間年平成26年が62.2%でしょう、下水道ビジョン。平成25年度で認可区域を全部面整備ができるとして、ちょっと無理なかもしれんね。できるとして26%ぐらい。だけど、そのためには1年で33ヘクタールぐらい面整備をせな無理なんです。この辺の見通しと担当

の決意はどうか。

○下水道課長

財政的に大変厳しい中身があるかと思えますけど、そういった目標を掲げて事業をする担当部局として、しっかり整備ができるように予算も要求して獲得していきたいというふうには考えております。

○高橋委員

現在の事業認可区域が平成25年度末に認可期間ですが、これまでにこれができないと、平成30年の70%はちょっと下水道課長、無理だよ。この認可期間中に609ヘクタールが面整備できないと、平成30年、10年後に70%と書いてあるけども、これちょっと困難というふうに言わざるを得ないと思うんですけども、上下水道部長、どういう認識でしょうか。

○上下水道部長

確かに委員申されるように、年30ヘクタール割でいかないと全然届かないペースでございます。今の現計画でも現認可の年度割の事業計画でも最終年度の平成25年度、相当事業費を上げないと今の認可区域をやりきれないという状況でございます。

平成30年のマスタープランの計画、これは今の事業費をさらにアクセルを踏まないと届かないという状況でもございますけども、私どもの当面の目標は、この現認可区域、これある程度80%だったか、85%だったか、済まないと次にステップにいけない。新しい認可が取れないという状況でありますので、平成25年度までにできるだけ認可区域をやり切りたいという今思いで、課長も申しましたけども、予算獲得に力を入れたいと思っております。

○高橋委員

そこで少し議論を深めなきゃいかんわけですけども、建設事業の事業費をどれぐらい充てるかと、充当するかとね。8キロ分をちゃんと予算化しないとこれできないということですよ。

御承知のとおり、釈迦に説法ですが、財源は国庫補助と一般会計の繰り入れと地方債と、主にね。

そのほかありますよ。料金とか負担金あるんですが、これらが主要な歳入の柱ですね。

この点でながめてみますと、国庫補助ととにかく平成22年度で若干ふえているんですが、これは新しい交付金の関係なんですけど、ずっと低迷すると、先ほどの財政の一覧表、歴史的なやつを見ると、ずっと低迷しておるんですよ。平成22年度2億1,000万円ほど入ってるんですが、これちょっとその理由を説明してくださるかね。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後9時43分

再開 午後9時44分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

高橋委員、ちょっと質問が私が理解していなかったかもしれないですけど、平成22年度の2億1,000万円の内容でございますよね。少々お待ちください。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後9時44分

再開 午後9時45分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

平成22年度に国庫補助金2億1,000万円をあげております。その内容については、平成22年度から社会資本整備総合交付金ということに変わっていくという中身ではございましたが、この平成22年度予算を計上させていただくときには、公共下水道事業費補助ということで、事業費の2分の1で1億円、あと浸水対策下水道事業費補助ということで事業費で1億8,000万円の2分の1、9,000万円、それと地震対策下水道事業費補助ということで4,000万円の事業費の2分の1の2,000万円、合わせて2億1,000万円を要望させて予算

に計上させていただいております。

○高橋委員

国庫補助一般会計繰入市債、これらが柱なんです。国庫補助はずっと低迷しているということで、今平成22年度の説明ありましたが、一般会計ですがね、これは一般会計厳しいということなんです。平成21年度が8億5,000万円、平成20年度が8億2,000万円、やや頑張っていたいておるんですが、平成22年度は8億3,000万円と下がっておるんですね。

ちょっと具体的に聞きたいのは、一般会計の繰り入れはすべて建設費に充当されるわけではありませんね。一般会計の繰り入れの中で建設費にはどれぐらい充当されているんですか。

○下水道課長

平成22年度で言いますと、下水道建設費でおよそ7億円、6億9,000万円計上させていただいております。そのうちの国庫補助が2億1,000万円ということでありますので、単純にそれを差し引いた4億8,000万円。

ただ、受益者負担金という部分で整備費の一部を充てて、およそ4,000万円ぐらい充てていただきますので、4億4,000万円ぐらいと言うふうに考えております。

○高橋委員

もっと端的に言ってもらえばいいんですよ。一般会計を繰り入れておると。この平成21年度決算では8億5,000万円繰り入れてますがね、一般会計からもらってますがね。このうち建設費、つまり管をいけるにも使ったお金はどれぐらいになるんですかということをお聞きしておるんです。一般会計は全部埋管に使えないでしょう。

○下水道課長

下水道建設の中の工事費というところがその部分に当たるかと思えます。およそ5億2,000万円でございます。

○高橋委員

5億2,000万円が一般会計で充当されておるんですか。間違いなの。

○下水道課長

先ほども申し上げました工事請負費としておよそ5億2,000万円と、先ほどの国庫補助の2億1,000万円、またそれから受益者負担金で整備に充てられる部分で4,000万円ということで、計算的には2億6,000万円ぐらいということになるかと思えます。

○高橋委員

一般会計から入れてあげるよりも、今の説明では幾ら入れてあげたらいいかわからんじゃないですか。2%の埋管をやるために一般会計からも入れんとできないでしょう。だけど一般会計というのは全部建設事業に回らないでしょう、これ。回ればいいけど。

ちょっと私、あなたの答弁を聞いていらいらして来るんですが、17ページにある年報の3億8,700万円というのはそれじゃないですか。

○下水道課長

この17ページというのは、知立市の下水道の平成22年版の平成21年度のところで。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後9時53分

再開 午後9時54分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

今、委員の言われた平成21年度でいう一般会計繰入金、これが整備に充てられている部分が幾らかという部分でございます。3億8,725万7,000円というところでございます。

○高橋委員

ここに下水道課長、書いてあるわけなもんで。これで何というかね、一般会計は8億5,000万円入れておるんですよ、下水道会計に。これはありがたい話だけど、実際に資本投下、つまり埋管になっておるのが3億8,000万円だと。だからみせかけ入れてくださっても流域の負担金にも使っておるからね、単純じゃないけども、入れてもらうことはありがたいけども普及率向上には3億

8,000万円貢献をしてるだけですと、こういうこともちゃんと当局、清水副市長のところへ言ってだね、8億円入っておる、入っておるとおっしゃるけども、年に2%上げようと思うと、もっとふやしてもらわないかんのですよ。実際には3億8,000万円しか投入できませんよということを直訴してもらわないかんですよ。それで初めて当局も動くんですよ。思いは同じ市長も動いてくださるかもしれませんがね。だから、そういう点では、もうちょっと財政分析もやっていただいてね、的確な予算要求もやってもらいたい。

もう一つは地方債ですね。これはほとんど丸々投資的経費に充当されているようですが、一部流域へ回ってますよね、これはということになるんです。

ただ、私ちょっと申し上げたいのは、年々地方債は減ってきているんですが、平成21年度地方債が3億3,770万円新たに起債を起こされたんですが、償還はどんだけあるんですか、償還元金、平成21年度。

○下水道課長

償還については、元利で6億6,368万4,000円ということでございます。

○高橋委員

いや、元金。

○下水道課長

元金については4億728万9,000円でございます。

○高橋委員

ちょっと私の思っていた数字と違うんですが、いずれにしても4億円返してみえるんすよ、元金。元金4億円返して、借りられた借金が3億3,000万円でしょう。だから元金がふえてないんですよ。目いっぱい借りれるんじゃないですか、元金償還金ぐらいいは。

つまり、平成21年度4億円、丸い数字で4億円にしておきましょう。4億円ならば地方債4億円借りたって元金ふえないでしょう。それぐらいいの枠は借りれるんじゃないですか。

○下水道課長

元金がそれだけということでございますので、

4億円近くを借りても残高ふえていかないという格好で、それだけは借りれると。借り入れの中身としては、今の現状で借りてる起債が目いっぱいではないので、まだ若干余裕があるということでは聞いております。

○高橋委員

4億飛んでだね、あなたのおっしゃった数字が正しい、元金はね。だけど元金多く返済しておきながら、3億3,000万円しか起債を起こしてないということですから、どんどん起債で耐えるのはいかにしても、償還元金相当額ぐらいいは借りてもいいんじゃないですかと私は思うんですよ。

そこでもう一つ問題なのは、利率が高すぎる。16ページ。何でこんな高い金利のものをいまだに借りるんですか。16ページを見ますと、最もたくさん元金が残っているのは17億9,400万円ですか、これ。4%から5%じゃないですか。7%以上じゃない、いつまでも。これ繰上償還とか利率の借りかえというのはできないんですか。前、水道では議論しましたね、これ。

○下水道課長

現地点では政府資金については借りかえができないというふうで聞いております。

○高橋委員

地方公共団体金融機構はどうですか。

○下水道課長

それについては、借りかえを5%以上について平成20年度に終えております。

○高橋委員

15ページのこのびよんとなったやつだね、これ。公債費がびよんと上がったのは、これが借りかえでしょう、今のおっしゃっている。

○下水道課長

はい。それが原因でございます。

○高橋委員

今起している地方債は、利率幾らで借りてみるんですか。

○下水道課長

平成21年度に借りたものについては、利率年2%でございます。

○高橋委員

政府資金でね。

○下水道課長

はい。財政政府資金で。

○高橋委員

今2%で借りているのに、4%以上、5%が17億円もあると。5%以上6%未満が2億円。6から7が3億円。これは政府資金は一切応じてくれないと。あるいは固定金利で借りたと、条件として。固定金利という条件で借りたから利率が変動しないということなのか、いや、そうではないけどもロックされているのかということなのか、どちらですか。

○下水道課長

大変申しわけございません。そのことについては、ちょっと私わかりかねます。すみません。

○高橋委員

これは副市長、市長、やっぱり国に声を出さなきゃいかんのではないですか。こんな高い金利で払わされてね、低金利時代に。今2%で借りとるのに5%、6%、7%が政府資金でロックされていると、動かないと。ちょっとその理由は調べてもらえばいいけど、これはちょっと国に対して、それこそ意見書を出すなり、下水道普及率上げたいけれども、これでは上がらないじゃないですかと。これでは公債費がどんどんふえる。上がらないじゃないですかということぐらいい言われなきゃいかんじゃないですか。どうですか。

○清水副市長

今の議論、平成7年、平成8年の高橋委員から一般会計の利率の借りにかえとか繰上償還のいろんな御提言をいただいて、当時の県の市町村課、地方課にいろいろお願いに行った記憶が今よみがえってまいりました。

その当時から多分この辺は政府資金固定で運用されている部分でなかなか難しいよというのが今と同じような回答かなと今、私は単純に今予想するわけですが、やはりこの辺の問題については、いろんな自治体が同じ問題を抱えているんだろうと。それと、その前提として今ある1%から

2%未満等々、特に4%から5%未満が12億円というような数字がありまして、その辺の中身も全体を一度私の方も精査する中で、そういった財政部局の西三河なり、また、下水道のそういった関係のそういう連携の組織もありますので、そういったところでもぜひ話題にさせていただく中で、私は私の立場でブロックのそういった会合もございますので、そういったところで提案をさせていただきたいというふうに思います。問題提起をしたいと思います。

○高橋委員

林市長、どうですか。

○林市長

私も実際職員のときに事務でこの下水道の調査に借りに行った覚えがありまして、とにかく政府資金、公営企業金融公庫も当時の資金運用部もほんとに凝り固まって、全然借りにかえとかはだめだという。縁故債は比較的柔軟に対応してくれたんですけども、そうした中で、今ほんとの低金利で政府もかわったということもあるわけでありまして、考え方も多少柔軟になっているような気もしないわけでもないわけでありまして、ぜひいろんな機会とらえて行って行きたいなというふうに思っております。

○高橋委員

そんなことはね、あなたそれでよく知っておるなら、どんどん行ってもらわないかんわね、それは、要求してもらわなきゃ。これね、2%上げると、毎年ね。平成30年には70%だと言ってみえけど、財政的な裏づけや根拠が担保できなかったら、こんなものはできないですよ。先ほど下水道部長が決意表明されたけど、平成25年度で相当入れてもらわなきゃ、今の認可区域やれませんよ。そういうお金を工面するのが市長や副市長の仕事じゃないですか。それをやる上で障害になっているものは一体何だろうかと。その1つに元利償還、公債費を引き上げているその張本人である高金利の起債がこれだけ残るとということですよ。借金が残っておるのはやむを得ませんよ。だけど、これだけの金利が残れば、利率がこれだけ高けれ

ば大変なんです、元金以外の利息が。大いに奮闘していただきたい。そうしないと、きれいごとでは普及率上がらないということを申し上げておきます。

下水道最後にしたいんですが、問題は、これから増大する維持管理費ですよ。1つは昭和地区の下水道本管、下水管ね。これは台風のとくにマンホールが吹いたり、あるいは污水管に雨水が接続されておったりいろいろ問題になりましたね。全部調査しますとって、黒谷部長のころだったかな、調査をしますとってやっていただいたこともあるんですが、そういうことを含めて一部手を入れてもらっておるんですが、老朽管、もう昭和地区は45、6年です、埋設後。これは耐用年数は何年というふうに考えたらいいですか。

○下水道課長

耐用年数については、ちょっと私の方があまりわかってございませんけど、こういった老朽管の更新等については、20年経過したものについて対象としていくという部分がございます。それに基づいて調査し、そういったところの更新、長寿命化等を今検討しているところでございます。

○高橋委員

これ、老朽化の対応では耐震化ということも必要ですよ。地震になったらライフライン、その水道も大事なんですけど下水もしゃば中で吹いておると、これがあつてはなりませんし、また、有収率を下げますね。つまり不明水がどんどん入ってきて、流域下水道では大量の水になるけれども、水道のメーターを回してないと。受給にバランスギャップが生まれずから収入が入らない、支出がふえると、こういうことでしょう。だからこれを有収率を高めるためにも適正な維持管理が必要だと。今後どういうふうにされていくんですか。耐震化の計画はまだできていないでしょう。

○下水道課長

耐震化については、平成20年度に下水道地震対策緊急整備計画ということで、耐震化に向けた計画を策定してございます。

○高橋委員

それは我々もちょうだいしているのでしょうか。

○下水道課長

平成20年度末で、ちょっとすみません。私が認識してございませんので、ちょっと確認して皆さん方にお示しされてない部分で、お示しできる部分について今そういう言い方しましたけど、そういったところでお示しできる分について皆さん方に資料を提供していきたいというふうに考えます。

○高橋委員

つまり耐震化計画、今できたと。あるんだと。平成20年につくられたということですが、私ちょっと不勉強でね、十分認識しておりません。認識しておりませんので、配っていただいて私が不勉強ならもうこうべを垂れますけども、いただけないとすれば、これはちょっと勉強のしようがないので、下水道課長のところへ行って学べばいいじゃないかという説もあるんですけども、下水道ビジョンでは長寿命化対策という言葉が使われていますよ。管路の耐震化は緊急性の高いところを5年で地域目標10年でやるんだということが書いてありますよね。これはちょっと説明してもらえませんか。

そして、その他の老朽管の漏水、漏水というか不明水が入ってくるこれに対する対応、知立団地は45年住んでるということについてはどういうふうにするんですか。簡潔でいいですから、ちょっと明確にお答えください。

○下水道課長

今年度長寿命化計画というものを策定して、その計画がないとそうした補助がいただけないということの中で今策定をしておるわけなんでございますが、それに向けた管路の調査等はかなり進めておりまして、そいつの情報をもとに長寿命化計画を策定して、管の更新がいいのか、先ほど委員の言われたような管に被覆するだとかそういったことの検討の中で、どの方法が経済的なのかという部分が一番重要な観点になるかと思っておりますけど、そうした中で、長寿命化計画をつくってそれは対応していくという考え方をしております。

○高橋委員

それは平成22年度でつくられると、今年度予算で。その成果品を、ぜひ私どもにもください。長寿化計画の具体的な内容について。ことしつくるんでしょう。つくったやつは、ぜひ議会にもお出しいただきたい。先ほどの耐震化計画とあわせて。

○下水道課長

内容を全部ということになるかどうかというのはわからないんですけど、皆さん方にわかる形でお示しさせていただきたいということでございます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第3号について挙手により採決します。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定べきものと決定しました。

認定第8号 平成21年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

時計も回っておりますので、たくさん聞きたいんですが、要点の質疑にしておきたいというふうに思います。

まず第1は、年報9ページ、ここに平成21年度の実績が書かれております。特徴は給水人口、配水量ともに減っているという記述になっておりま

すが、その原因と内容について、どのように掌握されているのでしょうか。

○水道業務課長

配水量、給水量ともに減ってるわけですが、これは景気低迷による経済活動の縮小と、それに伴う人口の減少が原因だと考えております。

○高橋委員

この給水人口が6万9,432人から6万9,173人に減っていると。これは最近の派遣切りを含めた人口減と、これをもう平成21年度の決算では反映していると、こういう理解ですか。

○水道業務課長

はい、そうです。景気の低迷によるものと、それに伴う人口の減少とみております。

○高橋委員

それはそれでいいんですが、水道ビジョンでは将来の見通しについて書かれております。平成30年の人口予測7万4,400人、給水人口7万4,200人、自己水の人が200人ほどいらっしやるということで書かれております。

それで、将来見込みについて何と書いておるかという、1日平均配水量、1日最大配水量ともに堅調な伸びが続くものと予測すると。何ページだったかね、これ書いてあるんですよ。35ページ、グラフがついて書いてありますがね。

13ページを見ていただくと、過去の水道の推移が書いてありますね。日平均水量、日最大水量、これを見てもらってもわかるんですが、むしろ横ばい、もしくは減少傾向と、過去の経過は。それで平成21年度は今答弁があったように給水人口が減っていると、こういう関係であるけども、35ページでは堅調な伸びを示すというふうになってますが、水道ビジョンと現実に乖離があるんじゃないですか、私はそんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○水道業務課長

1人当たりの給水量というのは、節水機器とかそういったものでずっと減り続けております。

しかし、人口は過去5年を見ても大体平均1,000人ずつふえてきましたので、1人当たりの

給水量が減っても人口の伸びがそれを上回っておりまして給水量はふえ、給水収益もふえてきたわけでございます。

それで、この水道ビジョンをつくった時点が平成20年9月のリーマンショックの年度でございまして、もうリーマンショックの影響が出てくるのが年度末から平成21年度ということで、その点で乖離が出てしまったということでございます。回復すれば、またこのようになっていくと期待はしております。

以上です。

○高橋委員

リーマンショックの中身を反映してなかったと。それはそれでやむを得ない話ですよ。

ただ、回復してまた増加傾向になるんじゃないかというのは、ちょっといかがなものでしょうか。私、先ほどの都市開発のところでも人口減の喜んでるわけじゃないですよ。しかし、人口減は必ずしも負の遺産ばかりじゃありません。人口減を上手にどう生かすかという点で行政が知恵を絞らなきゃいかん。平成30年までの水道ビジョンが当初からちょっと乖離が既にあるんじゃないかと。

つまり、そのことは給水能力、配水能力ね、あるいは西町の配水場の建設を含めた配水路をどういうふうにするかということにも影響してくる。大幅な影響ではないが、微妙に影響してくるということがありますので、これはビジョンはビジョンで結構ですが、顕著な伸びがあるという書き方になっておるんでね、私は、それはそれで書いてあるんだけど、行政当局としては最近の情勢をきちっと踏まえて、水道ビジョンは水道ビジョンとしながら、修正された計画ももうちょっと短絡的にはできんにしても、そういう視点からしっかりと見ていただく必要があるというふうに思います。もっと議論したい。もう時間がないので、次にいってみます。

私は、そこで1つ確認しておいていただきたいのは、浄水場をどうするかということについては水道ビジョンは明確にしてないんですよ。浄水場をどうするかということについては、延命して

使えるうちは使うという趣旨なことが書いてあるけども、どうするのか書いてない。管理棟は耐震が済んだけども、配水場へいけば耐震がやられてない。だから使えるうちは使うけどもというふうに書いてあるけど、これどうされるんですか。水道ビジョンに示されてないでしょう、浄水場どうするかということは。どうですか。

○水道工務課長

今、高橋委員の言われたのは、平成19年ごろに議事録にもありまして、建設当時からのお話だとは思っております。

それで、とりあえず西町については着工しまして、その必要な12時間分のを確保するというのが第一優先で西町をつくりました。ただいまつくっておるものが1期工事ということで、それを終わりますと2期工事が当然タンクがありますが、当時の議事録を見ましても、そのつくり直すのにも前面の土地を借りてつくり直さなければいけないという議論がたしかあったと思うんですが、12時間の確保をしつつ、それをどうするかというまづ給水面の問題があります。それと、今後基本計画をつくっていくに当たりまして、その施設が耐震とか補強だけで済むのかどうか、施設として四十数年以上たっておりますので、それをつくり直すかどうかという議論も当然出てくると思います。それらを踏まえて、この一、二年でももう少し詳細な計画をお示しできればと考えております。

○高橋委員

浄水場の配水池の容量が日2,400立方メートルじゃないですか。それで今度つくる西町配水場は1期工事が3,000、配水量はね。

だから2期つくってしまえば、もう浄水場は要らないんだと。2,400対3,000ではほとんどですか、これは24時間対応にならないんじゃないかと。もう1期つくってしまえば浄水場要らないと。どうもそこへ逃げ込もうとしているんですか、水道当局は。水道ビジョンでは浄水場の将来像は明確になってません。今の答弁は、あと二、三年かけて明確にしたいということですか。

○水道工務課長

ただいまつくっておりますのは、平成26年の3月には1期工事が終了します。それまでの猶予をいただいて計画をつくればと考えております。

○高橋委員

私は、自己水の重要さということについて前から指摘しているんですが、木曾川水系と矢作川水系を2水系から受けていくという考え方は合理的だと思います。今既に八橋で受けてますよね。しかし、本格的に西町で受けようじゃないかと。3,000、3,000の2期をつかって受けようじゃないかと。これはこれでこれからの水事業や震災を含めて必要な施策の方向ではないかと。ただ、それは水道財政との関係がありますから単純じゃありませんけど、考え方の方向としては間違いないんじゃないかと。

ただ、私がもう一つの視点で申し上げたいのは、自己水をそういう中で確保することの重要性というのはどのように考えていらっしゃるのかなど。現在の自己水と県水の比率はここにあるとおりにんですが、私が36年前にここへ来たときには、4対6とまでは言いませんが、相当自己水が台所を潤していました。そして湯水時にもある程度井戸から水が出ると。矢作ダムで水がなくなってもその水が出るということでね、自己水は非常に尊い、また水もおいしいと、こういうことで非常に好評だったというふうに理解しています。その辺の視点はどういうことでしょうか。いやいや、県水で十分だと。

○上下水道部長

浄水場の存続については、これは大変シンプルな考え方をしております、水道法の第1条で言っております水量、水質、値段、お客様のほしいだけの水が出て、水質が担保されて、また将来に見合うだけの値段で供給できる、この3点が担保されておる限り、これはやめる理由がありません。自己水だからという理由もさることながら、今これは採算とれてますので、コストパフォーマンスが得ておりますので、これはやめる理由がありません。課長が言ったのは、そういう数字的な裏づけ続けていくべきなのか、やめるべきなのか。

いくら更新に金をこれ以上かけれるのかというそういう物差しがほしいということで、そういう計画もつくりたいということは聞いておりますが、浄水場の自己水の存続については、私そういうシンプルな考え方をしております。

○高橋委員

すなわち、それはある時期、投資が必要になってくると、耐震でね。その投資の量とそれがコストへはね返ってくる。今の水道会計で十分それは吸収できればよろしいですよ。西町配水場に相当なこれから金がかかる。そうすると現在持っている基金、積立残高切り崩していかなきゃいけない。ここにも書いてありますように、新施設の更新と管の管理、これで激減すると、会計は厳しくなるという趣旨のことが書いてあるわけですが、その中に浄水場のればいいわけですよ、浄水場の整備が。

それは、しかし優先順位の問題で、例えば西町配水区を2棟つくると。例えば1棟にして浄水場を担保するという方法だってあると思うんですね。こちら辺のデリケートな考え方を先ほど部長は3点にまとめられたんですが、そういう展望からいうと、どんな方向が予想されるんでしょうか。

○上下水道部長

これは今、西町配水場、バックアップ施設ができないと今、浄水はとめれないという状況です。何の更新をするにも今バックアップ施設、西町配水場ができなければ知立線をなぶれないという状況でございますので、考え方としては、1期工事が終わった時点でそれは考えたいということなんですが、浄水場の耐震問題、今、配水池は耐震工事やっておりますけど、これはレベルワン対応の地震に耐えられるという耐震結果も出ております。ですから神戸の地震クラスのレベルツー対応の自信がきますと水位が保持できないという状況でございます。

先ほど委員の浄水場の3つそろえて使っていくのか、あるいはどうするのかという問題ですが、これは例えばですけども、私の試案の部分でもありますけども、浄水場を水をつくる機能は耐震の

補強したエリアで水はつくれておりますので、つくった水を西町配水場へ送って配水機能をゆだねるかというそれは前提に耐震補強もしなくて済みますし、少ない投資でできると思います。そういうことも含めて、浄水場のあり方、1期工事のあとに引き続き2期工事をやるのか、あるいは店じまいをするのか、そういうことも含めてこれは考えなきゃいかんと思っております。

○高橋委員

今、浄水場の配水池が耐震化できてないのでね、並みの地震ならいいけども大きなやつはだめだと。そうなると池だけは処理して、井戸から浄水をつくる工程はあるので、それを増水管で西町配水場へ入れると。それは県水の受水だけじゃなくて、自己水の受水も西町配水場でやるということは可能ですよね、論理的に。増水路がちょっと長くなりますけども、増水管がね、それを投資すれば耐震のお金よりはるかに少ない金で浄水機能は担保できると、これも1つの考え方かもしれませんね。それも含めて検討するということですか。

○上下水道部長

今の考え方、私の個人的な試案でございますけども、もちろんそういう可能性はございます。今の増水管を使えば管も入っておるという状況です。ただし、それは今の配水場の用地、ここにも水源がございます。それを1つ失うということにもなりますけど、量的にそういう新たな水源も確保するという前提では今の浄水場を使っていけるのではないかなと思っておりますが、そういうことも含めて費用対効果を検証しながら1期工事の後でちょっと考えたいという状況です。

○高橋委員

浄水機能を生かしていくというのはちょっと個人的な意見だとおっしゃるけども、いい案だと思いますよ、私は率直に申し上げます。

それも含めて知立の水源を生かしながらコストにペイできるようなそういう方法を含めて考えてもらいたい。もちろん今のまま配水池を耐震化するということも選択肢の1つだということは間違いなんですから、ぜひそこはそういう方向で検討

していただきたいというふうに思います。

もう一つ聞かせていただきたいんですが、配水管の維持管理、石綿管の布設がえはほぼ終了と。配水管については。増水管はちょっとまだ残っておるんですかということですが、配水管をいけかえておきながら耐震化が問題になっておるということなんですが、いけかえるときに耐震化というのは議論されなかったんですか。地震に耐えられないようにいけとったということですか。

○水道工務課長

高橋委員がお尋ねなのは、私どもでいうK型管と呼んでおるものだと思います。K型管というのは、鉄管のうちの接続部の形状によってNS型とかいろいろありまして、地震に対する水道管の地震がきたときにはどういうふうになるかという、それが抜けて、つぶれるとかいうことではなくて抜けてしまうということに対して耐震性があるかないかということを私どもでは言っております。

K型管を何度か議会でも数字を部長が言っておりますのもあるんですが、それを事実上、耐震の指針というのが2009年に示されまして、その中にK型管というのは土質によって抜け止め防止というのがついていなくてかきめてあるだけなので、それは土質を調べて、結果的にどこの土質が適切であれば耐震性はある。

ただ、これは国とか水道協会に確認をしたんですが、統計上はK型管は含まないということでしたので、議会でも常に部長が2つの数字を御説明しておるかと思っております。

○高橋委員

ということは、石綿管を布設がえでやってきた新しい管は、継ぎ手をかえればよいと、最悪、そういう意味を今おっしゃったんですか。土質が安定しておれば揺れないですから、その今のものでも結構と。しかし、液状化等でやばいところは継ぎ手をかえると。抜けるなら継ぎ手かえればいいじゃないですか。何かそんな方法が書いてなかったんですか。継ぎ手をかえる方法、いろんな継ぎ手の仕組みも書いてなかったんですか。あれは下水の方だったかな。

○水道工務課長

私が工法指針の解説とか技術論の各論とかいろいろ読みましたが、水道管については、それをかえるよりも掘って入れかえた方がコスト的には、浅いこともあって安いと。それから技術的・構造的にもその鉄管を一体性があるので、そこを切断して何かをつけてという工法はまだ説明されていませんでした。

○高橋委員

だとしたら何で地震問題ができてから脈々とそのK型管を入れてきたんですか。かえたらいいじゃないですか、耐震化の管に。何で承知でK型入れてきた。承知で入れてきたんでしょう。継ぎ手が外れるということは。

○水道工務課長

今、高橋委員が言われたときに前で説明しましたが、耐震の指針が正式に示されたのが2009年で、それ以前に行っていたものについては、当時は耐震性があるということでその前の指針では書いてありましたので、それ以前のものについては当時としては最善の方策であったと思っております。

○高橋委員

だけでも、よその自治体ではかなり耐震性の管はいけてきたところがあるわけでしょう。それはあなたの説明では、まだそんな立派なものはいけなくてもいい時期にもういけてきたんですか。そこは先見の明があったということですか。知立の担当者は、いまいっぽとせんかったということですか。よければみんなK型でやればいいじゃないですか。何で耐震化が実現しとる管を入れとるところがあって、知立はそれを選択しなかったんですか。

○上下水道部長

耐震管の場合、NSという継ぎ手になります。これはちょうど折りたたみ傘でいうと、柄を伸ばすとかちっとストッパーがあって、それ以上抜けない、そういう抜けどめがついた継ぎ手でございます。勘違いしないでいただきたいのは、今のK型、それからA型とかいろんな継ぎ手がございしますが、管自体はすべて耐震管でございます。管自

体は地震で折れたり、曲がったり、割れたり、そういうことはしない管でございます。要は継ぎ手の問題で、管が伸ばされたときに抜けるか抜けないか、これは耐震管か耐震管じゃないかというそういう基準が先ほど課長が申したそういう基準で耐震管という定義になりました。

このNS管という新しい管は、最初平成4年に規格化されたんですが、当時は500ミリとか400ミリちょっと記憶はありませんけども、大きい大口径の管しかございませんでした。全口径そろったのが平成17年度に新しい規格ができたと思います。ですから知立のように、割と他の自治体よりも小口径の管が多い自治体は平成17年度以降、NS管を使い始めたという傾向だと思います。

知立の場合、地震対策ということでK型をずっと入れてまいりましたけども、NS管というのは何せ工事費でいいますと10%から15%ほど高い工法でございます。それと先ほど言いました抜けどめ、管に水を切るという工程がございまして、それが当時知立市の水道業者の中では機械も技術力もなかったということで、なかなか私どもも延伸管の使用に踏み切るのをおくれたというのが現実でございます。

○高橋委員

この耐震化をするのに全部管をまたいけかえると、こういう方向でいくということですか。

○水道工務課長

まず地震の計画をつくる計画をしております。その中には、全部を入れかえればよろしんですけども、それはもう財政的に許されないと。

基本となる基幹となる管路、それから避難路とかそういうところを優先して入れていくところをまず直します。それについては、先ほど来部長が言ってますNS管で埋設を計画しております。それ以降に時間がたちますけれども、中長期的な考え方としては、必要に応じて変更していきたいと思っております。

○高橋委員

石綿管布設がえていけた管は、管そのものが耐震化大丈夫だと。ただ、抜けると。継ぎ手をかえ

ないかと。つまり外れないようにね。地盤の変更で管が伸びると継ぎ手のところでぼろんと抜け落ちますから、それが抜け落ちないようにすると。これで継ぎ手がぐっとやっけていても管そのものはちぎれない。耐震化があるというなら継ぎ手だけかえるということでもいいと思うんだけど、それはできないということですか。そんなことはできてしょうがないじゃないの。私は素人だけでも。何で全部掘り返さないかんのよ。継ぎ手のところへいって、穴を掘って、そんな地下の数十メートルのところに埋まっておるわけじゃないでしょう。ぼっとかえる、そういう程度はだめなんですか。

○水道工務課長

先ほど来説明しておるダクタイル鋳鉄管といいまして、鋳鉄は一体で成型をして管をつくりますので、その部分だけを切って使うということは、強度とか使用性も全然漏水の心配もあるということで、この今の開設の中では無理があると思っております。

○高橋委員

私もよくわからんけども、せっかく石綿管を布設がえしたんでしょ、一般会計からも支援していただきながら。ところが、それが耐震化にはカウントされないんだと。現に外れるんだと、継ぎ手で。しかし、管は新しいし、またこれを掘り返すなんていったらしかられちゃうわね、一般的には。そのほかにもまだ老朽管があるわけだから、それらを優先してやっけていかれることになるでしょう、例えば。だけでも、それは継ぎ手だけかえるということは開発される見通しはないんですか。開発されますよ、間もなくきつというふうに私は思うんですよ。

1つ聞いておきたいのは、老朽管例えば40年を経過したもの、17キロぐらいあるんですか。老朽管これらの耐震化、どういうふうにするというのは、いつ計画を立てるんですか。

○水道工務課長

現実には知立の昭和に埋設されておる管がやっぱり昭和41年ごろ施工されましたので、それはあと昭和1丁目を来年一部残したところでほぼ入れ

かえが終了します。それ以降のものについては、水道の歴史を見ると、随時管種を交換されたり、簡易水道が切りかわったときに交換をしておられるということで、今すぐ直ちにすべての管を入れかえるという必要性は、先ほど言われた順序でいけば耐震のメインの管をまず入れかえる方が優先されると考えております。

計画の中ではビジョンでもそういうことは計画をつくるべきというふうに書いてありますので、基本的には水安全計画の中でいいまして、ビジョンの後ろの方ですけれども、かなり力作のビジョンで43ページに、お手元にもしありましたら、こんだけの項目を裏面からフローしまして、具体的施策を載っております。その中で、費用的に一番出るのは、先ほど来言われておる知立浄水場をどうするかということと、地震に耐えられる管にするかということと、それから今、御質問のありました施設の老朽管を更新していくということで考えておると、順序としては、計画は別として工事をやっていくのは耐震をまず優先すべきだと。それにあわせて計画もこの一、二年の中に計画をしていきたいと考えております。

○高橋委員

これ、ビジョンを見ますといろんな施策が書いてある。例えば人的にも技術の継承をしたいとかいろいろ書いてありますよ、問題点がね。そのずっと問題点が書かれていて改善の方向も出るんですが、いつごろに何をやるかということがね、だっと長い線を書いてあるだけで、ここというのはなかなかうたってないんだわね。下水道のビジョンもそうだけでも、ここというのが。その間でだっと棒線が引いてあるものだから、どこかでやるんだなという話。そういう点をさらに煮詰めていかないと、実際にこのビジョンというのが中身を担保できないなというのが私の率直な思いです。ここの国のビジョンに沿って問題点を明らかにしてね、方向性を出されたことは了といたします。いつごろ何をどうやるかという点については、必ずしも明確にまだなっていない。萌芽というかね、双葉が出た段階という思いがするんですけども、

その点でこれを具体化していく上で、どういう計画的なスケジュールを今考えてみえるのか。老朽管の耐震化の計画の策定も含めて、ちょっと頭の中にあるものがあつたら、ひとつ御紹介いただきたい。

○水道工務課長

ただいま高橋委員がおっしゃられたとおり、ビジョンというのはあくまでビジョンで、明確にいつという数値化がされないのが普通ですので、私どもは、ことしと来年にかけて水道の事業の基本計画ですね、すべては網羅できないのはお金も時間もありますので、マスタープランという副題みたいなものをつかまして、先ほど言いました水安全計画、これは総論で水の安全をどう維持していくということとあわせて水質的なもの、私どもの井戸を持って浄水場を持っておる場合は水安全計画のガイドラインをつくらなければならないというのもビジョンの中に書いてありますが、それを各論でうたいたいと思います。

それから、次に優先するのは耐震計画ですね。耐震で下水道の方も計画が先ほど紹介がありましたように、できてありますので、それを追いかける形で避難所とか病院、それから重要な施設を横断するところとか上級の物資輸送道路とかいうところを基幹的にまず調べまして、どこに幹線があるかまだ日が浅いのでよくわからないんですけど、それを調べて、おおむね10年ぐらいでどれぐらいやれるかと、国庫補助金をもらえてやるのがどれぐらいあるかという数字をつかみたいと思います。

それから、中長期的な考え方になってしまって、また怒られるかもしれませんが、地震の後にやっぱりそれ以降に老朽化しておるところはどこがあるというのは幸いにも水道台帳というデータベース的なデータもありますので、それを駆使して、どこが古くて、どこを優先的にやっていくかということとあわせて、あわよくば国庫補助をいただいてやりたいということも補助としては、ちょっと要件はいろいろあるんですが、県庁に聞いてきましたらそういうのもあるということでしたので、それも視野に入れてます。

4つ目は、先ほど来言われています知立浄水場存廃計画をどうするんだと。それはどういうことをかけたらトータル戸数でランニングコストとインシヤルコストと合わせてどれぐらいかかるかというのをお示しして、なるべく財政計画に精密なものを渡して、それでお示しできればと考えてます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第8号について挙手により採決します。認定第8号は原案のとおり認定することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第8号 平成21年度知立市水道事業会計決算認定についての件は、原案のとおり認定べきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審議は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午後10時51分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証す

るためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長